第２章
消防防災の組織と活動

第１節　消防体制
第２節　消防の広域化の推進
第３節　消防職団員の活動
第４節　教育訓練体制
第５節　救急体制
第６節　救助体制
第７節　航空消防防災体制
第８節　広域消防応援と緊急消防援助隊
第９節　国と地方の防災体制
第10節　消防防災の情報化の推進

第１節　消防体制

１ 消防組織

（１） 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。

令和７年４月１日現在、全国に720消防本部、1,716消防署が設置されている（**資料2-1-1、資料2-1-2、資料2-1-3**）。

消防職員数は16万9,730人（うち女性消防職員数は6,993人）で、このうち消防吏員数は16万8,230人（うち女性消防吏員数は6,386人）であり、年齢階層別の消防吏員数は、36歳から40歳までの階層が２万4,121人（14.3％）と最も大きい割合を占めている（**第2-1-1図、資料2-1-1、資料2-1-2、資料2-1-3、資料2-1-4**）。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔１〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村（以下、本章において「常備化市町村」という。）と、〔２〕消防団のみが存する町村（以下、本章において「非常備町村」という。）がある。

令和７年４月１日現在、常備化市町村は1,690市町村あり、非常備町村は29町村（７都県）存在する。非常備町村は、地理的な要因から非常備である地域が多く、１都３県の21町村（非常備町村全体の72.4％）は島しょである（**資料2-1-5**）。

一部事務組合又は広域連合により設置されている消防本部は288本部（うち広域連合は22本部）であり、その構成市町村数1,114市町村（372市、601町、141村）は常備化市町村全体の65.9％に相当する。また、事務委託をしている市町村数は144市町村（39市、86町、19村）であり、常備化市町村全体の8.5％に相当する（**第2-1-2図**）。

（２） 消防団

令和７年４月１日現在、全国の消防団数は2,169団、消防団員数は73万2,223人であり、消防団は全ての市町村に設置されている（**第2-1-1図、資料2-1-1、資料2-1-2、資料2-1-3**）。

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながら

第2-1-1図　消防職団員数の推移

（各年４月１日現在）

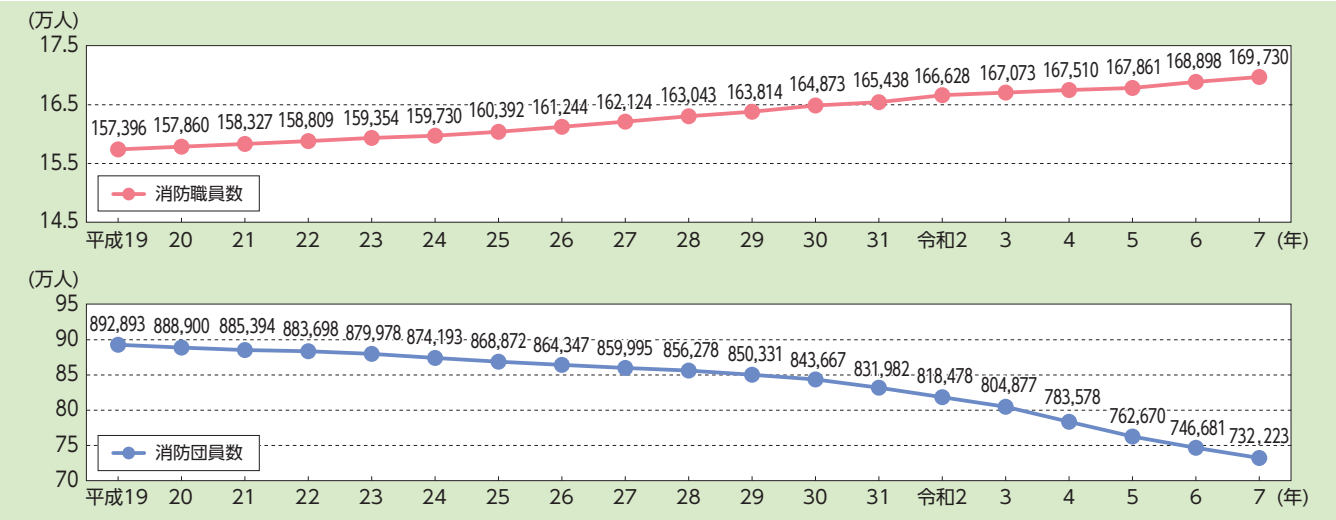

（備考）　１　消防職員数は「消防防災・震災対策現況調査」により作成
　　２　消防団員数は「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成
　　３　東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値（平成22年４月１日現在）により集計している。
　　４　東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年４月１日現在）により集計している。

第2-1-2図　消防本部の設置方式の内訳

（令和７年４月１日現在）

消防本部数		市町村	市	町	村	常備／非常備	
720		1,690市町村	1,690	793	736	161	常備市町村
単独	432	432市町村	432	382	49	1	単　独（設置方式）
一部事務組合等	288	1,114市町村	1,114	372	601	141	一部事務組合等構成（設置方式）
		144市町村	144	39	86	19	事務委託（設置方式）
			29	—	7	22	非常備町村
			1,719	793	743	183	合計

（備考）　1　「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成
　　2　東京23区は１市として単独消防本部に計上
　　3　広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

も、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている（消防団の組織体制等については、特集５を参照）。

2 消防防災施設等

（1）　消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要となる消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。）、化学消防車、救急自動車、救助工作車等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（**資料2-1-6**）。

（2）　消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着することが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。

ア　119番通報

令和６年中の119番通報件数は、1,014万1,584件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の72.4％を占めている（**資料2-1-7**）。

近年では携帯電話・IP電話による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、携帯電話が57.8％、IP電話が23.0％となっている（**資料2-1-8**）。

（ア）　119番通報における位置情報通知

119番通報の受信時には、消防本部に通報者の位置情報が通知される。固定電話からの通報では利用者の住所、携帯電話からの通報ではGPS測位や携帯電話基地局の情報から割り出した位置情報がそれぞれ提供される。

（イ）　音声によらない通報

消防庁では、聴覚・言語障害者がいつでも全国どこからでも緊急通報を行うことができる環境の整備を進めている。

聴覚・言語障害者が電話を利用する手段として、聴覚・言語障害者と健聴者との間をオペレーターが「手話」や「文字」から「音声」に通訳し、即時双方向につなぐ「電話リレーサービス」があり、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和２年法律第53号）に基づく公共インフラとして、令和３年７月から全国でサービスが開始された。119番通報にも対応しており、聴覚・言語障害者が電話リレーサービスを利用して全国どこからでも消防へ通報することが可能である。さらに令和７年１月より電話リレーサービスによる文字表示電話サービス「ヨメテル」が開始され、音声が聞き取りづらいといった状況においても文字により内容を確認することが可能となった。

また、聴覚・言語障害者が音声によらず119番通報を行う手段として、スマートフォンの画面上のボタン操作や文字入力により通報を行うことができる「NET119緊急通報システム」があり、令和７年４月１日現在、720消防本部中659消防本部（91.5％）

第2-1-3図　NET119の流れ

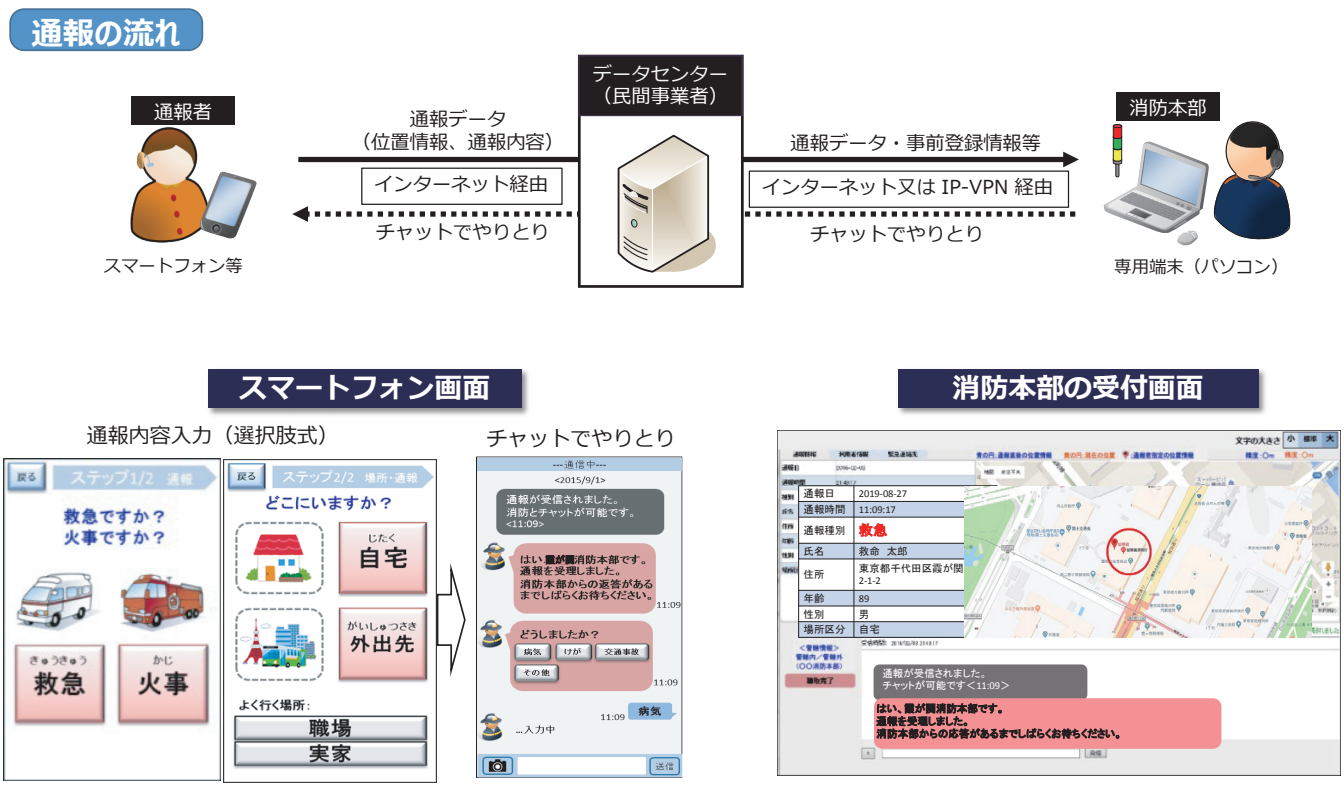

第2-1-4図　三者間同時通訳の流れ

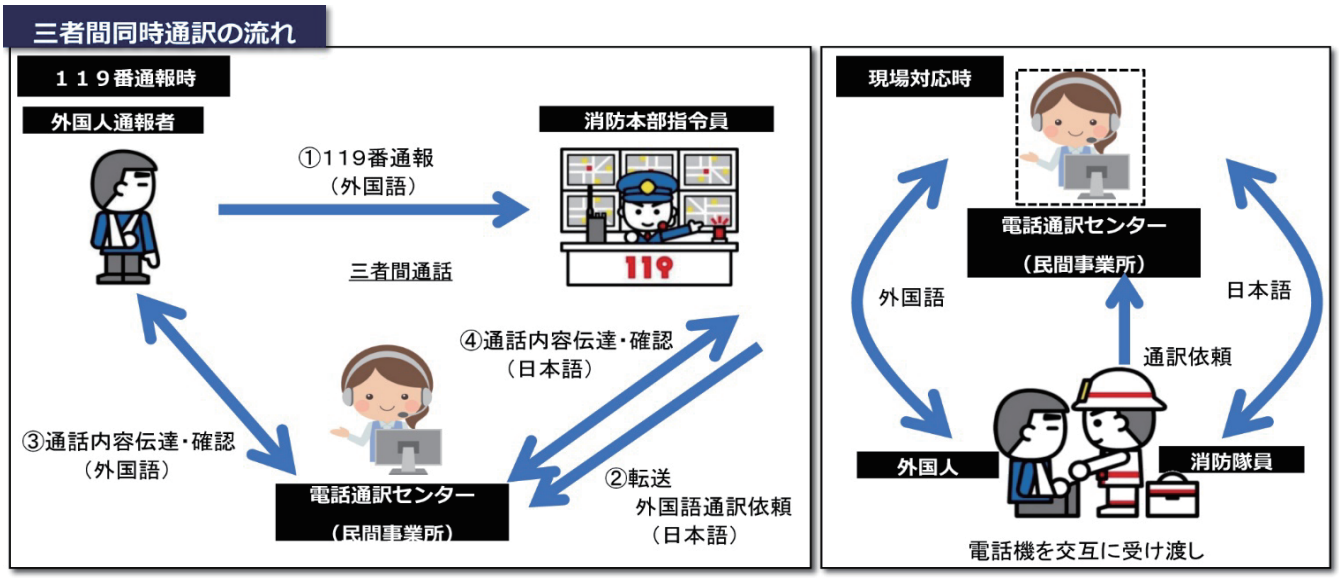

が導入済みである（**第2-1-3図**）。

（ウ）　外国人からの通報

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、24時間365日主要な言語で対応するものであり、消防庁では、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでいる（**第2-1-4図**）。

イ　消防指令システム

消防指令システムは、119番通報の受付、災害地点の特定、出動隊の編成、消防署所への出動指令といった、消防指令センターにおける一連の消防指令業務等を支援するためのシステムである。

近年では、情報通信技術（ICT）の急速な進展に伴い消防を取り巻く社会のICT環境が大きく変化しており、消防指令システムについてもこれらの変化に対応するため、消防庁では、外部システムとのデータの出入り口（インターフェイス）に係る標準仕様を策定した。

（３）　消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

全国の消防水利整備数は、258万5,799個であり、うち消火栓は201万4,237個、防火水槽は55万2,081個である（**資料2-1-9**）。

阪神・淡路大震災以降、耐震性を備えた防火水槽等の整備が進められているほか、近年は消防水利の老朽化や木造密集地域における消防水利需要を見込み、各市町村において段階的に数値目標を設け、消防水利の充実を図ることとしている。

3 消防財政

（１）　市町村等の消防費

ア　消防費の決算状況

令和５年度の消防費決算額（東京消防庁を含む。）は２兆1,038億円で、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると5.9％増となっている。令和５年度の１世帯当たりの消防費決算額の全国平均額は３万4,614円であり、住民１人当たりでは１万6,846円となっている。市町村の普通会計歳出決算額66兆8,552億円に占める消防費決算額（東京消防庁を除く。）の割合は2.9％となっている（**資料2-1-10**）。

イ　消防費の性質別内訳

令和５年度消防費決算額２兆1,038億円の性質別内訳は、人件費１兆4,344億円（全体の68.2％）、普通建設事業費3,323億円（同15.8％）、物件費2,408億円（同11.4％）となっている（**資料2-1-11**）。

（２）　消防費の財源

ア　財源構成

令和５年度の消防費決算額の財源内訳をみると、一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が１兆8,006億円（全体の85.6％）、次いで地方債2,130億円（同10.1％）、国庫支出金198億円（同0.9％）となっている（**資料2-1-12**）。

イ　地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており（地方債の元利償還金等、他の費目で算定されているものもある。）、令和７年度の単位費用は１万2,300円となっている。

ウ　地方債

消防防災施設等の整備には多額の経費を必要とするが、国庫補助金や一般財源等に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。

このうち、防災対策事業は、地方単独事業として行う防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業等を対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

また、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等に取り組むため、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備等の事業を緊急防災・減災事業の対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

このほか、消防防災施設等の整備に係る地方債には、施設整備事業（一般財源化分）、一般事業、辺地対策事業及び過疎対策事業等がある。

エ　国庫補助金

市町村等の消防防災施設等の整備に対する補助金は、国庫補助金と都道府県補助金があり、消防庁所管の国庫補助金には消防防災施設整備費補助金（以下、本節において「施設補助金」という。）や緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下、本節において「緊援隊補助金」という。）等がある（**資料2-1-13**、**資料2-1-14**）。

施設補助金は、市町村等の消防防災施設等の整備に対して、原則として補助基準額の３分の１又は２分の１の補助を行っている。緊援隊補助金については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第49条第２項による法律補助として、緊急消防援助隊のための一定の設備の整備に対して補助基準額の２分の１の補助を行っている。

令和７年度当初予算額については、施設補助金は13.7億円、緊援隊補助金は49.9億円となっている。

オ　その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道等救急業務実施市町村支弁金等がある。

（３）　都道府県の防災費

都道府県の防災費の状況をみると、令和５年度における決算額は1,476億円であり、令和５年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.3％である。

（４）　消防庁予算額

ア　令和７年度当初予算

消防庁の令和７年度の当初予算額は、一般会計分と復興特別会計分を合わせて134.1億円の予算を確保している。このうち、一般会計予算の規模は、126.2億円となっており、人件費を除く事業費ベースでは、109.3億円である。また、令和６年度補正予算で100.3億円措置されている。

主な事業として、能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化58.0億円、消防防災分野のDX・新技術の推進8.4億円、消防団や自主防災組織等の充実強化7.8億円、常備消防等の充実強化16.0億円となっている（**第2-1-5図、資料2-1-15**）。

なお、予算額には、デジタル庁への一括計上予算が含まれている。

イ　復興特別会計予算

東日本大震災で大きな被害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復旧や、福島原発事故に伴い設定された避難指示区域における消防活動の確保のため、復興庁の東日本大震災復興特別会計の令和７年度当初予算において、7.9億円の措置を講じている（**第2-1-5図、資料2-1-15**）。

○消防防災施設災害復旧費補助金（4.2億円）
○消防防災設備災害復旧費補助金（0.1億円）
○原子力災害避難指示区域消防活動費交付金（3.6億円）

第2-1-5図　令和７年度消防庁予算の概要

令和７年度 消防庁予算の概要

R７当初　134.1億円

○一般会計　126.2億円（対前年度比0.0億円、0.0%増）
○復興特別会計　7.9億円（対前年度比6.2億円、353.8%増）

（一般会計）
R7当初予算＋R6補正:226.5億円
（20.3億円、9.8%増）
（参考）
R6当初予算＋R5補正:206.2億円

＜主な重点取組事項＞

1．能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化　58.0億円

【緊急消防援助隊の充実強化】

○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金　49.9億円
・ 緊急消防援助隊の部隊強化に資するため、車両・資機材等の整備を促進

○ 緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練の実施　1.0億円
・ 緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力を向上させるため、地域ブロック合同訓練を実施（全国6箇所で実施）

【消防ポンプ自動車】

【緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（令和6年11月　関東ブロック）】

（参考）令和6年度補正予算で措置
【能登半島地震等を踏まえた緊急消防援助隊の体制強化】
・ 小型・軽量化された車両・資機材の整備　26.1億円
・ 無人走行放水ロボット等の整備　5.1億円
・ 大規模災害時に活用する特殊車両等の充実整備　9.5億円
・ 緊急消防援助隊全国合同訓練　1.2億円

【緊急消防援助隊の充実強化】
R7当初予算＋R6補正予算:93.9億円
※消防庁ヘリ(2.2億円)除く（＋23.2億円）
（参考）
R6当初予算＋R5補正予算:70.7億円
※消防庁ヘリ(30.8億円)除く

1. 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化 （続き）

【消防団の更なる充実強化】

【デジタル技術の活用促進】

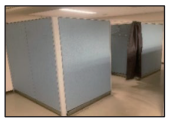
【女性の活動環境整備】

【資機材取扱訓練】

【免許等取得環境の整備】

○ 消防団の力向上モデル事業　（拡充）3.8億円（＋0.2億円）
- 能登半島地震等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上を図る取組や女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援するほか、デジタル技術の活用促進、準中型免許等の取得環境の整備など、消防団の充実強化につながるモデル事業を推進

（参考）令和6年度補正予算で措置
【能登半島地震等を踏まえた消防団の更なる充実強化】
- 消防団への救助用資機材等搭載型消防車両の無償貸付　20.2億円
- 救助用資機材等の整備に対する補助　2.5億円
- 消防団災害対応高度化推進事業（消防団員に対するドローン講習）　0.7億円

【消防団等の充実強化】
R7当初予算＋R6補正予算：31.2億円（＋1.0億円）
（参考）
R6当初予算＋R5補正予算：30.2億円

2. 消防防災分野のDX・新技術の推進　8.4億円

ドローン
【今後想定される研究開発の例】
消火用ドローン等の消防活動の省力化・無人化のための資機材の研究開発

○ 競争的研究費　（拡充）2.3億円（＋0.9億円）
- 消火用ドローン等の消防活動の省力化・無人化のための資機材などの革新的技術についての官民連携による実用化に向けた研究開発を推進

【火災延焼シミュレーション結果】

○ 市街地火災による被害を抑制するための研究開発（火災延焼シミュレーションの高精度化）　0.8億円
- より効果的な消火戦術の検討に向け、出火箇所と気象条件から火災の延焼被害を予測・図示するツールの機能の充実

【デジタル機器等の使用範囲の明確化】

○ AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討　0.7億円
- 危険物施設におけるデジタル機器等を活用した遠隔監視の実施に向けた基準のあり方を検討

○ 災害時の映像共有システムの本格運用　0.2億円
- 消防庁、自治体で災害の映像情報を共有するとともに、内閣府の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）との接続により、映像情報を関係府省庁とも共有

【消防庁映像共有システムの運用イメージ】

（参考）令和6年度補正予算で措置
- ○ マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化の全国展開の推進　20.6億円
- ○ 無人走行放水ロボット等の整備　5.1億円
- ○ 消防研究センターにおける研究の充実強化　1.6億円
- ○ 消防指令・業務システムの標準仕様の更新（能登半島地震を踏まえた耐災害性強化等）　1.0億円
- ○ 消防団災害対応高度化推進事業（消防団員に対するドローン講習）　0.7億円
- ○ 水素等のGX新技術に係る危険物規制のあり方の検討　0.1億円

【消防防災分野のDX・新技術の推進】
R7当初予算＋R6補正予算：37.6億円（＋15.4億円）
（参考）
R6当初予算＋R5補正予算：22.2億円

3. 消防団や自主防災組織等の充実強化　7.8億円

○ 消防団の力向上モデル事業　【再掲】（拡充）3.8億円（＋0.2億円）

○ 消防団加入促進広報の実施　1.4億円
・ 女性や若者をはじめとする幅広い住民の消防団への入団を促進するため、自治体等と連携し、各種広報活動を充実強化

【消防団員募集ポスター】

○ 自主防災組織等活性化推進事業　1.0億円
・ 地域の防災力を一層向上させるため、自主防災組織等の立ち上げ支援、災害対応訓練、防災教育、女性の視点を反映させた取組など自主防災組織等活性化のための取組を実施

【自主防災組織等立ち上げ支援】

【災害対応訓練】

【消防団等の充実強化】
R7当初予算＋R6補正予算：31.2億円（＋1.0億円）
（参考）
R6当初予算＋R5補正予算：30.2億円

4. 常備消防等の充実強化　16.0億円

○ 消防防災施設整備費補助金（耐震性貯水槽など）　13.7億円
・ 耐震性貯水槽や高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備を促進

【耐震性貯水槽】

○ ドローン活用人材育成事業　0.1億円
・ 各消防本部の消防職員及び自治体の防災部局職員に助言等を行うドローン技術指導アドバイザーの育成研修や、消防職員の一等操縦ライセンス取得研修を実施

【アドバイザー育成研修のイメージ】

5. 火災予防対策の推進　3.6億円

○ 住宅防火対策等の推進　0.2億円
・ 感震ブレーカーの普及加速など、住宅防火対策（住宅用火災警報器、住宅用消火器等）を総合的に推進

【住宅防火対策の推進】

○ 国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進　0.4億円
・ 海外において日本の規格・認証制度及び消防防災製品の普及推進

【消防防災製品の普及推進
（国際消防防災フォーラム
令和6年2月 カンボジア）】

6. 自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化　12.9億円

○ 広域避難の検討に係る支援　0.1億円
・ 沖縄県及び先島5市町村における広域避難を効果的に支援するため、民間のノウハウも活用しながら関係者間の調整を実施

○ Jアラートの確実な運用と安否情報システムの稼働体制の確保　3.8億円

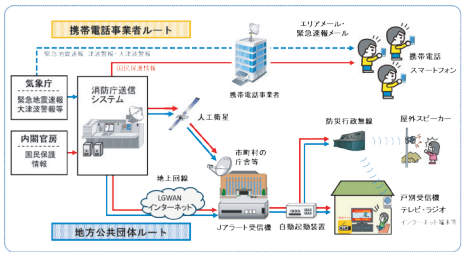

【Jアラート発信（イメージ）】

7. 消防防災分野における女性や若者の活躍推進　7.5億円

○ 女性消防吏員の更なる活躍推進等　（拡充）0.7億円（＋0.1億円）
・ 女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた取組の検討会を開催するほか、女性消防吏員比率の向上のため、SNS広告等の有効な広報活動を展開

○ 消防団の力向上モデル事業　【再掲】（拡充）3.8億円（＋0.2億円）

【女性消防吏員の採用ポスター】

4 常備消防体制整備の課題

（1） 消防力の整備

「消防力の整備指針」（平成12年１月12日総務省消防庁）は、市町村が消防に関する事務を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について、目標とすべき整備水準を定めたものである。各市町村は本指針に定める内容を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められている。

（2） 消防隊員用個人防火装備

消火活動時における消防隊員の安全性向上のため、「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」を策定している。

対象は消防隊員の防火服、防火手袋、防火靴、防火帽等で、消火活動に必要となる一定の性能等を定めているほか、安全な着装方法やメンテナンスなどの取扱い上の注意事項を明記している。

なお、ISO（国際標準化機構）の人体安全の防護衣及び装置に関する専門委員会の下部組織である分科委員会（ISO／TC94／SC14）において、新たな国際規格が作成されたこと等を受け、令和３年７月から本ガイドラインの見直しに関する検討を行い、令和４年３月に本ガイドラインを改定した。

第２節　消防の広域化の推進

１ 消防の広域化とは

市町村は、その地域における消防の責務を果たしているが、特に小規模な市町村では、複雑・多様化する災害への対応として、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等に課題を抱えている場合が多い。消防の広域化は、消防本部の規模の拡大により消防体制の整備・確立を図ることを目指すものである。

消防組織法（昭和22年法律第226号）では、消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下、本節において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」と定義され、消防の広域化は「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。」とされている。

２ これまでの経緯等

全国の消防本部数は、平成６年（1994年）４月１日現在で931本部であったが、消防の広域化の推進や市町村合併の進展とともに減少し、平成18年４月１日現在で811本部となった。

平成18年の消防組織法の改正以降では、これまでに59地域で広域化が実現し、管轄人口10万未満の小規模な消防本部は、487本部から54本部減少して433本部（全体の約６割）となり、消防本部や消防署を設置していない非常備町村は、40町村のうち11町村が解消された（**資料2-2-1**）。

平成29年には、市町村の消防の連携・協力に関する基本指針（平成29年４月１日総務省消防庁、令和６年４月１日最終改正）を示し、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力することについても推進することとした。

令和７年４月１日現在、消防本部数は720本部となり、56地域（241本部、12非常備町村）で指令の

第2-2-1図　消防本部数と常備化率

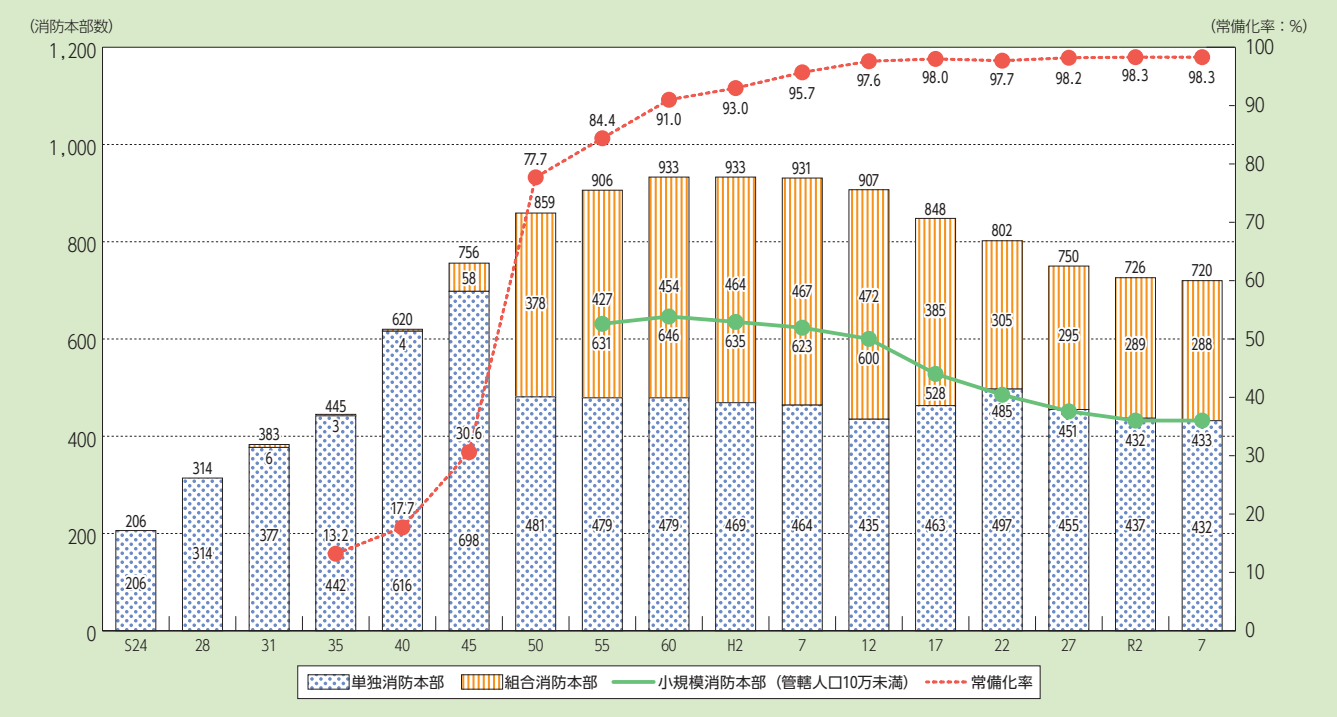

（備考）　１　各年４月１日現在の数値。ただし、昭和55、60年の小規模消防本部数については、各年10月１日の数値。
　　２　昭和24、28年は、組合と単独の合計値。

共同運用が行われている（**第2-2-1図**）。

3 消防の広域化の必要性と効果

（1） 広域化の必要性

日本の総人口は、減少が継続しており、地域の消防に係る人的基盤が将来的に弱まっていくおそれがある。

また、近年、大規模な自然災害が激甚化・頻発化していることに加え、近い将来に大規模地震の発生が懸念されている。

さらには、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、救急搬送困難事案が多発し、消防本部内においてもクラスターが発生するなど、消防・救急体制への負担が蓄積した。

これらのことから、消防本部、とりわけ小規模消防本部が中長期的にこれまでと同程度の消防力を確保していくため十分な消防体制を確立する必要があるほか、大規模災害発生時の初動体制の確保や、応援部隊との効果的な連携体制の構築、新たな感染症等に強い消防体制の確保、DXの進展による専門人材の育成・確保に向け、広域化等による体制強化が必要となっている。

（2） 広域化の効果

消防の広域化により、消防本部の規模が拡大することで、複数の部隊による迅速な消防活動が可能となるほか、予防業務等への職員の専任配置による業務の高度化が図られる。また、消防施設・設備等の整備に係る経費削減等の効果が得られる。

大規模災害時においても、要員配置の柔軟化が図られ、即応体制の構築が可能となり、また、組織の一体化による統一指揮下での部隊運用が行われること等により、迅速かつ的確な災害対応につながるなどの効果が得られる。

4 関係機関の取組

（1） 消防庁の取組

ア　検討に対する支援

消防庁では、市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年７月12日総務省消防庁、令和６年３月29日最終改正。以下、本節において「広域化基本指針」という。）の策定と合わせ、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するために、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設置して広域化を推進しているところであり、消防用車両出動シミュレーションシステム＊1の提供、消防広域化推進アドバイザー＊2の派遣などの支援を行っている。

イ　財政措置

消防の広域化及び連携・協力に伴って必要になる経費に対して、その運営に支障の生じることがないよう、必要な財政措置を講じている。

広域化については、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築及び再配置が必要と位置付けられた消防署所等の新築並びに消防署所等の統合による効率化等により機能強化を図る消防用車両等の整備について緊急防災・減災事業債（充当率100％、交付税算入率70％）の対象としている。

連携・協力については、連携・協力実施計画に基づき必要となる消防指令センターの整備、消防用車両等の整備及び訓練施設の整備について、緊急防災・減災事業債の対象としている（**第2-2-2図**）。

＊1　消防用車両出動シミュレーションシステム：消防の広域化や指令の共同運用における高度な運用等により、現場到着時間が短縮する区域や具体的な短縮時間について、地図上に可視化して分析するためのシステム。
＊2　消防広域化推進アドバイザー：既に広域化を実現した消防本部や関係市町村の幹部職員等で、広域化の推進に必要な知識・経験を持つ者の中から、消防庁が選定し登録する。都道府県等の要望に応じて派遣し、支援活動を行う。

第2-2-2図　消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置（令和７年度）

消防の広域化	都道府県	普通交付税	**消防広域化推進経費** ・広域消防運営計画の作成等に関する情報提供若しくは助言、消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費
		特別交付税［※１］	**広域化対象市町村に対する支援に要する経費** ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村	特別交付税［※１］	**消防広域化準備経費（中心消防本部 措置率 0.7）** ・広域消防運営計画策定経費　・広域化協議会負担金　・協議会委員報酬　・広報誌作成費　等
			消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要となるシステム変更、規程の整備等に要する経費　等
		地方債	**防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債**［※２、※３］ ・消防署所等（消防署、出張所及び高機能消防指令センター［※４］［※５］をいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備［※５］（広域化後５年度以内に完了するもの。）
			一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備（充当率引上げ：75%→90%）
		補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮
連携・協力	都道府県	特別交付税［※１］	**連携・協力対象市町村に対する支援に要する経費** ・消防の連携・協力に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村		**消防連携・協力準備経費** ・消防指令センターの共同運用に参画するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む。） ・連携・協力実施計画策定経費、協議会負担金 等
			消防連携・協力臨時経費 ・共同部隊の設置に必要な装備費、現場活動要領の統一に要する経費
	市町村	地方債［※３］	**防災対策事業債** ・高機能消防指令センターの整備［※４］［※５］（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備［※５］（連携・協力実施計画に位置付けてから５年度以内に完了するもの。） ・訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）
			緊急防災・減災事業債 ・高機能消防指令センターの整備［※４］（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから５年度以内に完了するもの。） ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等 ・訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）
		補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮

※１　都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに行われたものに限る。措置率は、特記箇所を除き0.5
※２　消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。
※３　広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部５年度以内）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和７年度までである。
※４　消防指令システム及び機器、指令センター建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合、指令センター部分を按分）、消防救急デジタル無線の整備を含む。消防庁の標準仕様書に基づくものに限る。既に広域化又は連携・協力を行っている消防本部も対象。また、緊急防災・減災事業債については、これから広域化又は連携・協力に取り組む消防本部も対象（消防庁へ計画提出が必要）
※５　防災対策事業債は措置の引上げ（充当率75%→90%、交付税算入率30%→50%）

地方債の充当率及び交付税算入率

① 防災対策事業債（嵩上げ）
防災対策事業債 90%
（交付税算入率 50%）
一般財源 10%

② 緊急防災・減災事業債（**令和７年度まで**）
緊急防災・減災事業債 100%
（交付税算入率 70%）

③ 一般事業債・一般補助施設整備等事業債
一般事業債・一般補助施設整備等事業債 90%
一般財源 10%

ウ　更なる広域化等の推進のための検討

人口減少等の社会環境の変化に加え、甚大な被害をもたらす地震の発生が近い将来にも見込まれているなど、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえると、国、都道府県及び市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携を図りながら広域化を通じた消防本部の体制強化に取り組んでいく必要がある。こうしたことから、消防庁では、令和６年３月29日に広域化基本指針を改正し、推進期限を令和11年４月１日まで延長することとし、推進方策を以下のように示した。

①　消防組織法において都道府県が定めるよう努めることとされている推進計画に、地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」について定めることを可能とした。

②　連携・協力について、多様かつ複数の取組は広域化の実現に繋がることから積極的に推進することとした上で、［１］指令の共同運用、［２］消防用車両、資機材等の共同整備、［３］高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務、［４］特殊な救助等専門部隊の共同設置、［５］専門的な人材育成の推進、［６］訓練の定期的な共同実施、［７］現場活動要領の統一、といった７つの連携・協力の類型を示した。

③　①及び②の方策を踏まえ、広域化及び連携・協力に係る消防本部等の取組に対し、所要の地方財政措置を講ずることとした。

（２）　都道府県の取組

ア　推進計画の概要

都道府県は、消防本部、市町村等と緊密に連携し、検討した上で推進計画の策定を行うよう努めることとされている。

推進計画には、広域化の推進に関する基本的な事項や広域化対象市町村の組合せ等を定めることになる。

イ　都道府県の支援策

広域化を推進していく観点から、［１］広域化の機運醸成や効果についての勉強会等の開催、［２］広域化を具体的に進めるための協議会や協議組織への職員の派遣、［３］独自の広域化推進のための財政支援措置等を実施している都道府県が存在する。

財政支援措置としては、業務の統一に必要となる

システム変更事業を対象とした補助制度や、緊急防災・減災事業債を活用する高機能消防指令センター整備事業を対象として、元利償還金に対する交付税措置の対象となる部分を除いた事業費について補助する制度などがある。

都道府県においては、市町村に対し将来的な人材不足や財政見通し等を踏まえた中長期的な消防力のシミュレーション結果を提示し、他の消防本部と比較整理して説明することなどを通じ、広域化の機運の醸成を図ることや、関係市町村等の協議の場の設置を主導するなど積極的に関与することが期待される。

（３）　市町村の取組

消防組織法により、都道府県の推進計画に定められた広域化対象市町村は、消防の広域化を行う際には、協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成することとされている。

広域化に向けた検討を行う市町村は、市町村長部局、消防本部、市町村議会議員等から構成される協議会等の検討組織を設置し、［１］広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、［２］消防本部の位置及び名称、［３］市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項のほか、構成市町村の負担金割合方式や職員の任用方式、給与の統一方法など、広域消防運営計画や組合規約等の作成に必要な事項を中心に協議を行うことが考えられる。

都道府県の推進計画に「中心消防本部」が定められる場合、当該中心消防本部においては、広域化に向けた論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成について主導することが期待される。

第３節　消防職団員の活動

1 活動状況

令和６年中における全国の消防職団員（消防職員及び消防団員）の出動状況は、**第2-3-1表**のとおりである。

2 公務による死傷者の状況

令和６年中における公務により死亡した消防職団員は６人、同じく負傷した消防職団員は2,027人である（**資料2-3-1**、**資料2-3-2**、**資料2-3-3**）。

3 勤務条件等

（１） 消防職員の勤務条件等

消防職員の職務は、火災等の災害出動のため24時間即応体制を維持しなければならないという特殊性を有していることから、勤務時間や休日、休憩等の勤務条件については、一般職員と異なる定めがされている。具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件は、市町村等の条例によって定められている。

ア　給料及び諸手当

消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な指揮

第2-3-1表　消防職団員の出動及び出向状況

（令和６年中）（単位：回、人）

区分		消防職員	消防団員	計	構成比（%）
火災	回　数	45,203	28,506	73,709	0.6
	延人員	997,896	537,356	1,535,252	3.5
救急	回　数	7,709,486	1,211	7,710,697	67.6
	延人員	23,651,438	4,598	23,656,036	53.4
救助	回　数	120,271	1,555	121,826	1.1
	延人員	1,673,551	7,682	1,681,233	3.8
風水害等の災害	回　数	5,224	3,763	8,987	0.1
	延人員	25,948	91,055	117,003	0.3
演習訓練	回　数	449,588	230,363	679,951	6.0
	延人員	2,390,562	2,981,836	5,372,398	12.1
広報・指導	回　数	305,665	97,894	403,559	3.5
	延人員	1,063,223	718,322	1,781,545	4.0
警防調査	回　数	450,794	8,524	459,318	4.0
	延人員	1,500,913	68,044	1,568,957	3.5
火災原因調査	回　数	40,414	32	40,446	0.4
	延人員	174,656	268	174,924	0.4
特別警戒	回　数	60,416	85,420	145,836	1.3
	延人員	459,234	988,098	1,447,332	3.3
捜索	回　数	2,691	1,085	3,776	0.0
	延人員	39,125	28,283	67,408	0.2
予防査察	回　数	674,971	1,183	676,154	5.9
	延人員	1,659,703	17,632	1,677,335	3.8
誤報等	回　数	59,530	5,262	64,792	0.6
	延人員	610,808	61,673	672,481	1.5
その他	回　数	781,119	243,406	1,024,525	9.0
	延人員	3,194,457	1,383,126	4,577,583	10.3
計	回　数	10,705,372	708,204	11,413,576	100.0
	延人員	37,441,514	6,887,973	44,329,487	100.0

（備考）　1　「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2　本表では、災害現場における消防活動の実施の有無にかかわらず、出動及び出向回数を計上している。
3　消防団員の救急への出動回数については、救命処置を含む応急手当、傷病者搬送等の回数を計上している。

命令系統を明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。行政職給料表を適用した場合、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ消防組織においては、階級制度を維持しつつ、給料の水準を適正に保つことが難しい。このため消防職員の給料については、その職務の危険度、勤務の態様の特殊性等を踏まえ、一般職員と異なる特別給料表（現在の国の公安職俸給表（一）に相当）を適用することとされている（昭和26年国家消防庁管理局長通知）。

なお、消防職員の平均給料月額は、令和６年４月１日現在の地方公務員給与実態調査によると30万8,642円（平均年齢38.8歳）であり、一般行政職の場合は31万7,951円（平均年齢42.1歳）となっている。

また、消防職員の平均諸手当月額は10万1,637円であり、出動手当等が支給されている。

イ　勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は主に２部制と３部制に分けられる。一部、指令業務に従事する職員などに対し、４部制を用いている消防本部もある。２部制は、職員が２部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定の期間で週休日を取る制度であり、３部制は、職員が３部に分かれ、当番・非番・日勤を組み合わせて勤務し、一定期間で週休日を取る制度である（**資料2-3-4**、**資料2-3-5**）。

ウ　消防職員委員会

消防職員委員会は、消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくし、これにより消防職員の士気を高め、消防事務を円滑に運営することを目的として、消防組織法（昭和22年法律第226号）第17条の規定により消防本部に置くこととされている。消防職員委員会においては、消防職員から提出された〔１〕消防職員の勤務条件及び厚生福利、〔２〕消防職員の被服及び装備品、〔３〕消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する意見を審議し、その結果に基づいて消防長に対して意見を述べることにより、消防事務に消防職員の意見を反映しやすくしている。

令和５年度においては、720本部で消防職員委員会が開催され、職員から提出された5,171件の意見について審議された。審議された意見のうち「実施が適当」とされたものは、全体の30.2％を占めた。また、令和４年度において審議された意見のうち「実施が適当」とされたもの（1,420件）は、予算上の制約などにより、実現できていない意見もみられるが、そのうち57.6％が既に実施されている（**資料2-3-6**、**資料2-3-7**、**資料2-3-8**、**資料2-3-9**）。

（２）　消防本部におけるハラスメント等への対応策

消防庁では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント及び消防に関連する不祥事（以下、本節において「ハラスメント等」という。）について、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について」（平成29年７月４日消防消第171号。以下、本節において「７月４日通知」という。）により各消防本部に各種の対応策を示している（**資料2-3-10**）。

また、７月４日通知で示した対応策の取組状況について実態調査（令和７年５月８日現在。以下、本節において「実態調査」という。）を行っている。

ア　各消防本部において実施すべき対応策

（ア）　消防長の意志の明確化等

ハラスメント等を撲滅するためには、消防長が宣言等により意志を明確にし、消防職員に周知徹底する必要がある。

また、ハラスメント等の対応策に関する内部規程や、消防長の意志を具体的な取組につなげるための方針を検討の上策定するとともに、定期的に当該取組の進捗状況を管理し、これを踏まえた取組の改善を行うため、消防職員の幹部職員に加え、可能な限り有識者等を構成員とするハラスメント等の撲滅を推進する会議を開催する必要がある。

実態調査では、「消防長の意志の明確化」について、98.5％（709本部）の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。また、「内部規程の策定」については、97.9％（705本部）の消防本部から「実施済み」との回答が得られ、「ハラスメント等撲滅推進会議の開催」については、90.6％（652本部）の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。

（イ）　ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置

第2-3-1図　ハラスメント等通報制度・ハラスメント相談窓口のイメージ（単独消防本部の場合）

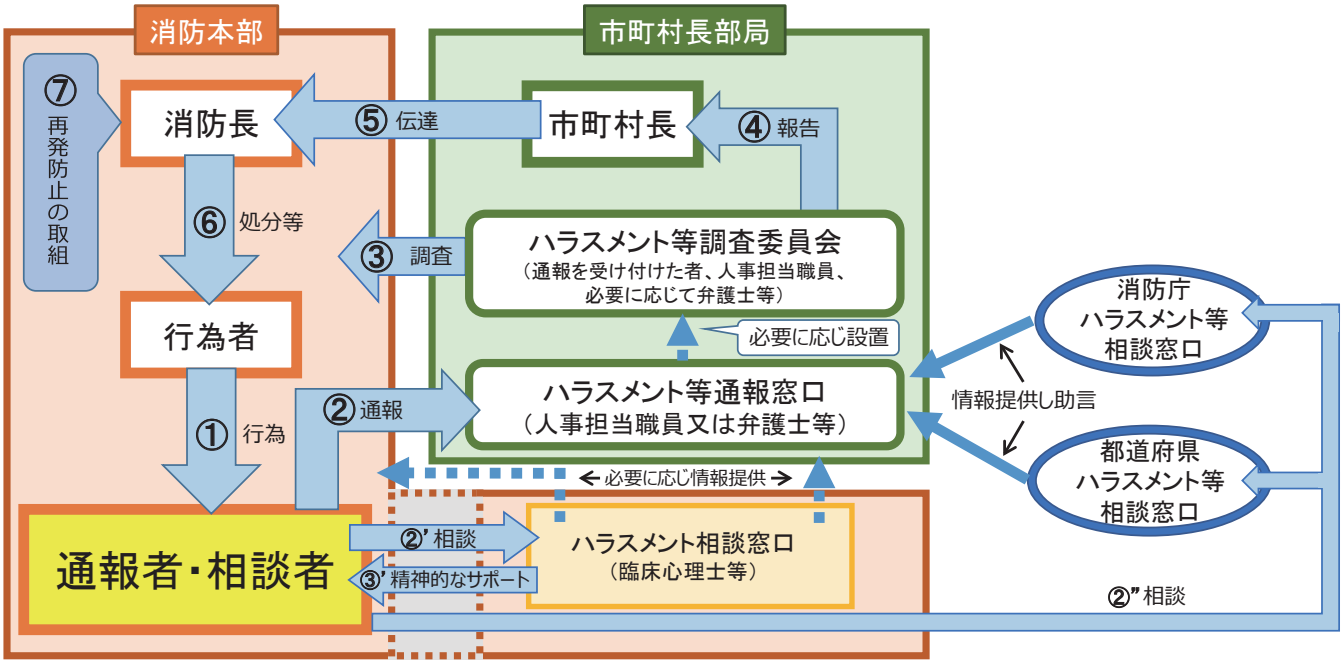

ハラスメント等の事案対応を行い、解決を目指す「ハラスメント等通報制度」を確立するとともに、通報にまでは至らなくても、精神的なサポートを受けることができる「ハラスメント相談窓口」を設置する必要がある（**第2-3-1図**）。

実態調査では、「ハラスメント等通報制度の確立」及び「ハラスメント相談窓口の設置」について、それぞれ98.3％（708本部）、99.0％（713本部）の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。

（ウ）　懲戒処分の厳格化

ハラスメント等に関して明確に記載した懲戒処分基準を策定し公表すること及び懲戒処分の公表基準を策定し公表することにより、懲戒処分を厳格化する必要がある。

実態調査では、「懲戒処分基準の策定」及び「懲戒処分の公表基準の策定」について、それぞれ92.2％（664本部）、85.7％（617本部）の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。

（エ）　職員のセルフチェックアンケート等の実施

ハラスメント等を可能な限り未然に防止するため、自らの行動を振り返るチェックシートの導入、ハラスメント等の実態を調査するためのアンケートの定期的な実施などの職員の気付きを促す取組を行う必要がある。

実態調査では、「職員の気付きを促す取組」について、80.1％（577本部）から「実施済み」との回答が得られた。

（オ）　研修等の充実

事例演習又は職場ミーティングの場を活用し、ハラスメント等の撲滅の必要性、対応策及びコンプライアンスについて話し合うことで、職員の意識向上を図る必要がある。

実態調査では、「研修等の充実」について、82.4％（593本部）から「実施済み」との回答が得られた。

イ　各都道府県において実施すべき対応策

（ア）　ハラスメント等相談窓口の設置

各都道府県において、各消防本部が設けるハラスメント等通報制度では十分な対応ができない場合に備え、相談者の同意を得た上で、関係する消防本部や市町村に対し相談内容の情報提供を行うこと、関係する消防本部や市町村から事案の経緯を聞き取るとともに適切な対応をとるよう助言すること等により、事案の解決を目指す都道府県ハラスメント等相談窓口を設置する必要がある。

実態調査では、「都道府県ハラスメント等相談窓口」を設置し、その旨を都道府県内の消防本部に周知しているかどうかについて、87.2％（41都道府県）から「実施済み」との回答が得られた（令和５年１月１日時点）。

（イ）　講義・研修の充実

消防学校において、ハラスメント等やコンプライアンスに関する講義を実施する必要がある。

また、都道府県の消防防災部局又は人事担当部局において、消防長、消防学校長などの消防関係者に対する研修会を実施する必要がある。

実態調査では、「研修等の充実」について、72.3%（34都道府県（都道府県消防学校を含む。））から「実施済み」との回答が得られた（令和５年１月１日時点）。

ウ　消防庁における対応策

（ア）　消防庁ハラスメント等相談窓口の設置

ハラスメント等の事案の解決を目指すため、市町村や消防本部のハラスメント等通報窓口には通報しにくい、通報したが適切に対応してくれなかったなどの場合に備えて、消防庁ハラスメント等相談窓口を平成29年度に設置した。相談は基本的に専用回線での電話受付としている。

（イ）　ハラスメント等に関するテキスト及びハンドブックの作成

各消防本部等での研修会で活用できるよう、ハラスメント等に関するテキストを職員及び管理監督者向け、相談窓口担当者向けに作成しているほか、相談窓口担当者向けのハンドブックを作成し、消防庁ホームページで公開している。

（ウ）　全国説明会・研修会の開催

ハラスメント等の撲滅のための対応策の実施の徹底を図るため、平成30年度に全国で説明会を行っている。

また、令和元年度から、各消防本部においてハラスメント相談を行う職員等のハラスメントに関する見識及び対応能力等の向上を目指し、専門講師による研修会を全国で53回開催している。

（エ）　ハラスメント等相談窓口担当者向けのメール相談窓口の開設

各消防本部の相談窓口担当者がカウンセリングの専門家に相談できる窓口を令和４年度から開設している。

（３）　女性消防吏員の更なる活躍の推進

ア　女性消防吏員を取り巻く現状

消防本部における女性消防吏員の採用は、昭和44年（1969年）に川崎市で始まった。

消防分野においても女性消防吏員が増加し、活躍することにより、住民サービスの向上及び消防組織の強化につながることが期待される。

住民サービスの向上については、例えば、救急業務においては、女性傷病者に抵抗感を与えずに活動できることなどが挙げられる。

また、消防組織の強化については、男性の視点だけでなく、女性の視点が加わることにより、多様な視点でものごとを捉えることができるようになること、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、多様なニーズに対応できる柔軟性が組織に備わっていくことが挙げられる。

女子労働者については、母体保護のため女子労働基準規則により業務の制限が設けられていたが、平成６年（1994年）に規則の改正により深夜業の規制が解除され、女性消防吏員も24時間体制で消防業務に従事できるようになり、現在、救急業務や警防業務を含む交替制勤務を行っている。

このように、少しずつ女性消防吏員の職域の拡大が図られ、女性消防吏員数が増加してきたところであるが、令和７年４月１日現在、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合は3.8%（**第2-3-2図**）であり、警察官12.0%（地方警察官に占める女性警察官の割合）、自衛官9.1%、海上保安庁9.9%といった他分野と比較しても少ない状況である（自衛官は令和６年度末現在）。

女性消防吏員がいない消防本部数は、年々減少しているものの、令和７年４月１日現在、全国720本部中69本部（9.6%）あり、その約８割が消防吏員数100人未満の消防本部である。

第2-3-2図　女性消防吏員数・割合の推移

（各年４月１日現在）

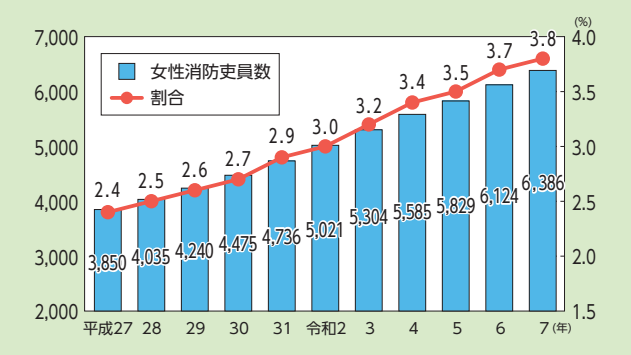

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

イ　女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた市町村及び各消防本部の取組

消防庁は、女性消防吏員の活躍推進に係る取組を平成27年７月29日付け消防消第149号消防庁次長通

知により、要請してきたが、女性消防吏員の更なる活躍推進に向け、令和６年３月29日付け消防消第98号消防・救急課長通知を発出し、市町村及び各消防本部に対し以下の取組を要請している。

（ア）　女性消防吏員の計画的な増員の確保

ａ　数値目標の設定による計画的な増員

消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和８年度当初までに５％に引き上げることを共通目標としており、この共通目標の達成に向け、各消防本部においては、既に設定している女性消防吏員の割合の数値目標について、再設定を積極的に検討し、目標達成に向けた計画的な増員に取り組むこと。

（イ）　女性の採用の拡大に向けた積極的な取組

ａ　幅広い広報活動の実施

消防本部においては、SNS等の情報発信力の高い媒体の活用、大学、専門学校、高等学校等へのアプローチと採用広報に資する関係の構築、警察、自衛隊等の他機関と連携した広報活動等の取組について検討すること。

ｂ　女性消防吏員の認知度の更なる向上

消防を自らの職業として選択する者を増やすため、女性消防吏員を積極的に広報活動に起用するなど、認知度向上に向けた取組について検討すること。

ｃ　消防業務の幅広さを周知

広報活動に際して、消防業務は多種多様であること、それぞれの能力や個性を活かすことができる場面が多くあることなどを周知するよう留意すること。

ｄ　消防吏員になることへの不安解消

消防吏員志望者が抱える不安を拭えるよう、消防業務に必要となる体力は訓練を通じて身に付けられるものであること、災害現場での活動は安全を最優先とする職場であることなどを丁寧に説明するよう留意すること。

（ウ）　職場環境整備の推進

ａ　女性消防吏員等の活躍支援

職場の人間関係や仕事に対する不安を感じることがないよう、一人ひとりの職員が高い意欲を持って、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組むこと。

ｂ　女性専用施設の整備

長く安心して働ける職場を作るため、女性消防吏員の職場環境の改善や職域拡大に向けて、女性専用施設の整備に積極的に取り組むこと。

ウ　女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた消防庁の取組

（ア）　女子学生等を対象とした採用説明会等

今後、社会人となる年齢層の女性に、消防の仕事の魅力や消防分野での女性活躍の可能性を知ってもらい、消防を志す女性を増やすことを目的に各消防本部と連携して実施するもので、令和６年度は民間主催の採用説明会やWebセミナーに参加した。

（イ）　ポータルサイト等による幅広いPR

平成28年度から、消防庁ホームページ内に「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」を開設するほか、消防庁公式Facebookページ「総務省消防庁―女性活躍―」を開設するなど、ソーシャルメディアを通じて身近でタイムリーな情報の発信を行っている。

（ウ）　消防庁女性活躍ガイドブックの作成

平成29年度から、その年度に消防本部で行われた先進的な取組事例等をまとめた「消防庁女性活躍ガイドブック」を作成し、全国の消防本部等に提供するとともに、消防庁ホームページにも公開している。

（エ）　女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度

消防庁では、女性消防吏員の採用が進んでいる消防本部の人事担当者や女性活躍に関する有識者を、希望する消防本部等に派遣して、採用促進の具体的取組等について助言する「女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度」を平成29年12月に創設した。これまでに289の消防本部等に派遣し、約１万７千人の消防職員に対し講演を実施している（令和７年４月１日現在）。

エ　女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた消防大学校における取組

消防大学校の教育訓練では、平成28年度から女性消防吏員のキャリア形成の支援を主たる目的とした７日間の女性専用コース「女性活躍推進コース」を実施するとともに、各学科の定員の５％を女性消防吏員の優先枠として設定し、女性の入校を推進している。

また、消防長をはじめとした幹部職員に対して、女性の職域拡大、育児参加への上司の理解・支援を含めた働きやすい環境の整備など、女性活躍推進に

係る意識の改革・醸成等を目的とした講義を実施している。

オ　男性消防職員の育児休業の取得促進

「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）において、男性職員の育児休業取得率に関する政府目標が現行（令和７年までに30％）から大幅に引き上げられることとなり、消防職員は、民間の政府目標を踏まえ、令和７年までに50％、令和12年までに85％の取得率目標としている。

男性消防職員の育児休業取得率は、年々増加しているものの、令和６年度においては43.3％（**第2-3-3図**）であり、消防庁では、目標達成に向けて、優良事例を横展開するなどして、男性消防職員の育児休業の取得促進に取り組んでいる。

また、消防庁では「男性消防職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の一層の推進について」（令和７年１月29日消防消第24号消防庁消防・救急課長通知）を発出し、各消防本部に対し、いまだ数値目標を設定していない団体において、速やかに政府目標を踏まえた数値目標を設定することや政府目標に満たない数値目標を設定している団体において、速やかに政府目標を踏まえた新たな目標を設定すること、消防庁が作成した優良取組事例集等を参考にして、引き続き、男性消防職員の育児休業等の一層の取得促進に向けて積極的に取り組むことを要請している。

第2-3-3図　男性消防職員の育児休業取得者及び育児休業取得率の推移

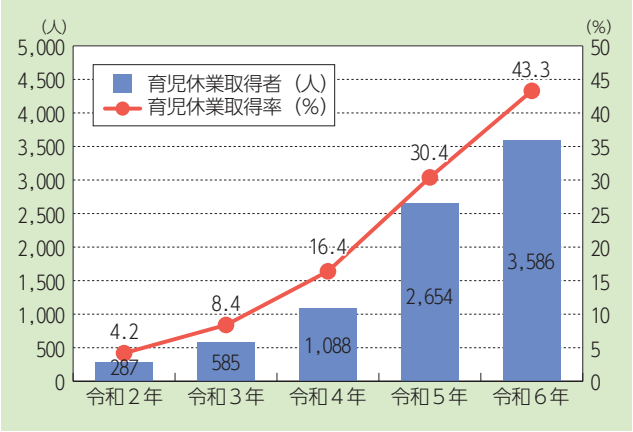

（備考）　Ｒ４年度以前の育児休業取得者数及び育児休業取得率は、一部事務組合を除いた数値。

4 安全衛生体制の整備

（1）　安全衛生体制

消防庁においては、公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実かつ効果的に遂行するため、消防本部における安全管理体制の整備について、「消防における安全管理に関する規程」、「訓練時における安全管理に関する要綱」、「訓練時における安全管理マニュアル」及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」をそれぞれ示し、体制整備の促進及び事故防止の徹底を図ってきた。

（2）　惨事ストレス対策

消防職団員は、火災等の災害現場などで、悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。このような問題に対して、消防機関においても対策を講じる必要があり、消防庁では、消防職団員への強い心理的影響が危惧される大規模災害等が発生した場合、現地の消防本部等の求めに応じて、臨床心理士等の専門家を派遣し、必要な支援を行う「緊急時メンタルサポートチーム」を平成15年に創設した。令和７年度は３件の派遣があり、創設からこれまでに98件の派遣実績がある（令和７年12月１日現在）。

なお、派遣の最も多い災害は東日本大震災であった（21件）。

5 消防表彰等

消防関係者等に対して、現在、国が行っている表彰等は以下のとおりである（**資料2-3-11**）。

（1）　国の栄典

日本国憲法（昭和21年憲法）に基づく国の栄典としては、叙位、叙勲及び褒章がある。

ア　叙位

国家又は公共に対して功労のある者を位に叙し、栄誉を称えるものであり、死亡者にのみ運用されている。

消防関係者については、消防吏員、消防団員等が対象となっている。

イ　叙勲

国家又は公共に対して功労のある者に対して勲章を授与し、栄誉を称える。

消防関係者については、消防吏員、消防団員等が対象となっている（**資料2-3-12**）。

ウ　褒章

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者、業務に精励し衆民の模範である者、公衆の利益を興し成績著明である者や公同の事務に勤勉し労効が顕著である者、その他公益のため私財を寄附し功績が顕著である者等に対して褒章を授与して栄誉を称える。

消防関係者については、消防団員、女性防火クラブ役員等が対象となっている（**資料2-3-13**）。

（2）　内閣総理大臣表彰

閣議了解に基づき実施されるもので、消防関係では昭和35年（1960年）５月の閣議了解に基づく安全功労者表彰と昭和57年（1982年）５月の閣議了解に基づく防災功労者表彰がある。総務大臣が行う安全功労者表彰等の受賞者及び消防庁長官が行う防災功労者表彰等の受賞者のうち、特に功労が顕著な個人又は団体について内閣総理大臣が表彰する。また、自らの危険を顧みずに人命救助に尽力した者に対して感謝状が授与される（**資料2-3-14**）。

（3）　総務大臣表彰

安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動等に尽力し、貢献した個人又は団体について総務大臣表彰が授与される（**資料2-3-15**）。

（4）　総務大臣感謝状

災害現場に派遣され功労のあった団体等に対して、総務大臣感謝状が授与される。

（5）　消防庁長官表彰

消防表彰規程（昭和37年消防庁告示第１号）に基づき、消防業務に従事し、その功績等が顕著な消防職員、消防団員等に対し消防庁長官が表彰する。その表彰の種類により定例表彰と随時表彰に大別される。

ア　定例表彰

３月７日の消防記念日にちなみ、原則として、毎年３月上旬に実施される（**資料2-3-16**）。

イ　随時表彰

災害現場等における人命救助等、現場功労を対象に事案発生の都度、実施される（**資料2-3-17**）。

（6）　賞じゅつ金及び報賞金

賞じゅつ金とは、災害に際し、危険な状況下であるにもかかわらず身の危険を顧みず敢然と職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡又は障害を負った消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員に対し、消防庁長官表彰（特別功労章、顕功章又は功績章）の授与と併せて支給される。

報賞金とは、災害現場等において顕著な功労を挙げた消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員で、賞じゅつ金が支給されるに至らない場合及び消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員以外の部外者が消防作業に協力して顕著な功績を挙げた場合に支給される。

（7）　退職消防団員報償

永年勤続した消防団員の功労に報いるため、退職消防団員報償規程（昭和36年消防庁告示第３号）に基づき、その勤続年数に応じて消防庁長官から賞状と記念品が授与される。

（8）　消防庁長官感謝状

消防の発展に貢献し、その功績顕著な部外の個人又は団体に対して、消防庁長官感謝状授与内規に基づき消防庁長官感謝状が授与される。

（9）　その他

このほか、消防関係の各分野において功労のあった者に対し消防庁長官が表彰するものがある（**資料2-3-18**）。

第４節　教育訓練体制

１ 消防職団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署、消防団のほか、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校において実施されている。これらのほか、全国の救急隊員を対象に救急救命士の国家資格を取得させるための教育を行う救急救命研修所などがある。

このように、消防職団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、相互に連携して実施している。

２ 職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教養訓練（職場教育）が行われている。特に、常に危険が潜む災害現場において、指揮命令に基づく厳格な部隊活動が求められる消防職員には、職務遂行にかける使命感と旺盛な気力が不可欠であることから、様々な教養訓練を通じて、知識・技術の向上と士気の高揚に努めている。

なお、消防庁においては職場教育における基準として、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第１号）、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第２号）、消防救助操法の基準（昭和53年消防庁告示第４号）や、訓練時と警防活動時等それぞれにおける安全管理マニュアルを定めている。

３ 消防学校における教育訓練

（１） 消防学校の設置状況

都道府県は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第51条の規定により、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して消防学校を設置しなければならず、また、指定都市は、単独に又は都道府県と共同して消防学校を設置することができるとされている。

令和７年４月１日現在、消防学校は、全国47都道府県、指定都市である札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市の７市並びに東京消防庁に設置されており、全国に55校設置されている（東京都では、東京都消防訓練所及び東京消防庁消防学校の２校が併設されている。）。

消防庁は、消防学校において教育訓練の水準が確保されるよう、消防学校の施設や運営の努力目標として消防学校の施設、人員及び運営の基準（昭和46年消防庁告示第１号）を定めている。

（２） 教育訓練の種類

消防学校における教育訓練の基準として、消防庁では消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第３号）を定めている。各消防学校では、本基準に定める「到達目標」を尊重した上で、「標準的な教科目及び時間数」を参考指針として活用し、具体的なカリキュラムを定めている。

また、災害の激甚化・頻発化等により高度な消防活動が求められているほか、消防法令の改正等に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでおり、消防学校における教育訓練の充実強化を図るため、標準的に備えるべき施設の充実、教育科目及び時間配分の見直しを行っている。教育訓練の種類には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と、消防団員に対する基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

４ 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、消防職団員等に幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、全国の消防学校の教育訓練に必要な技術的援助を行っている。

（１） 教育訓練の実施状況

令和６年度は、年間に12学科20回と９実務講習12

回、計32回を実施し、1,427人が卒業した。

卒業生数は、創設以来、令和６年度までで延べ７万842人となった。

また、令和７年度の定員は、令和６年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症等の感染対策として施設のゾーニング（下記イで後述）等を行うため、コロナ禍以前に比べ約16.7％減の1,596人とした（**資料2-4-1**）。

ア　社会情勢の変化に伴う教育訓練内容の充実

各課程の教育訓練内容（授業科目）については、社会情勢の変化に伴う新しい課題に対応するため、各学科等の目的に応じて、ハラスメント対策、メンタルヘルス、惨事ストレス対策、CRM（Crew Resource Management）、危機管理、広報、訴訟対応、LGBTQ及び定年引上げといった消防本部が直面する課題に関する講義を取り入れている。

また、情報システムを活用した火災時指揮シミュレーションや、大規模地震の際の受援シミュレーションなどの訓練、実火災体験型訓練施設を活用した実火災に近い環境下での消防活動訓練（ホットトレーニング）や土砂に埋もれた模擬家屋を活用した土砂災害対応訓練を実施するとともに、消防用ドローンに関する講義や安全管理等に関する講義を設けるなど、カリキュラムの充実を図っている。

上記のカリキュラムの中で、問題認識、論理的思考及び表現力等、指導者として必要なプレゼンテーション能力の向上を図るための課題研究発表や、訓練企画力、安全管理能力、検証力及び指導能力の向上を図るために学生が主体となって企画した訓練を実施する機会を設けるなどしている。

そのほか、女性消防吏員の研修機会拡大のため、各学科の定員の５％を女性の優先枠としているほか、キャリア形成の支援等を目的とした実務講習である女性活躍推進コースを実施している。

教育手段としては、一部の課程において、オンデマンド式のｅラーニングによる事前学習、ライブ形式によるリモート授業を取り入れ、現場の活動への影響等を考慮し入寮期間を短縮するなど効率性を考慮している。

イ　消防大学校における新型コロナウイルス感染症等の感染対策

入寮期間中は、感染状況に応じ教職員及び学生の検温・体調確認、マスク着用、消毒、換気等を行うほか、座学講義では講師と学生の距離の確保、衝立の活用、寮生活における学科ごとのゾーニング（学科を越えた感染の抑制）等により接触を減らす等の感染防止対策を講じている。

令和７年度は、食堂の座席や入浴時間の制限等を緩和しつつ、引き続き前述の感染防止対策を行っている。

（２）　施設・設備

高度な教育訓練を行う施設として、様々な災害現場を模擬体験して指揮能力を向上させる災害対応訓練室、火災現場同様の環境変化を体験する実火災体験型訓練施設、木造密集地域など活動困難地域等を想定した街区形成集合住宅型ユニット等を設けている。

また、実践的な訓練を行うため、指揮隊車、消防ポンプ自動車、救助工作車、特殊災害車、高規格救急自動車等の訓練用車両も保有している。

女性受講者のため、人数に応じて寄宿舎において女性専用エリア（居室、浴室、トイレ、更衣室、談話室）を定めることにしている。

実火災体験型訓練（ホットトレーニング）

実火災体験型訓練（危険物火災）

多数傷病者対応訓練

（３）　消防学校に対する技術的援助

消防学校に対しては、新任消防長・学校長科、新任教官科及び現任教官科において、教育技法の修得をはじめとした教育指導者養成を行っているほか、消防学校の教育内容の充実のため、要請により消防大学校から講師の派遣を行い、令和６年度は、42の消防学校に延べ126回の講師派遣を実施した。

また、消防学校において初任者用に使用する教科書を編集するとともに、専門分野の知識・技術が担保された講師等の確保に資するよう、消防大学校卒業生名簿及び講師情報等を提供している。

第５節　救急体制

1 救急業務の実施状況

（1）　救急出動の状況

令和６年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、771万8,380件（対前年比７万9,822件増、1.0％増）となっている。これは１日平均では約２万1,088件（対前年比約160件増）で、約4.1秒（前年同秒）に１回の割合で救急隊が出動したことになる。

また、救急自動車による搬送人員は、676万9,172人（対前年比12万7,752人増、1.9％増）となっている。

救急自動車による搬送の原因となった事故種別をみると、急病が455万7,993人（67.3％）、一般負傷が110万1,897人（16.3％）、交通事故が35万5,772人（5.3％）などとなっている（**資料2-5-1、資料2-5-2、資料2-5-3、資料2-5-4**）。

なお、消防防災ヘリコプターによる救急出動件数は、2,360件（対前年比69件減）、搬送人員は2,021人（対前年比62人増）となっている。

（2）　傷病程度別搬送人員の状況

令和６年中の救急自動車による搬送人員676万9,172人のうち、46.9％が入院加療を必要としない軽症（外来診療）傷病者及びその他（医師の診断がないもの等）となっている（**資料2-5-5**）。

（3）　年齢区分別事故種別搬送人員の状況

令和６年中の救急自動車による搬送人員676万9,172人の内訳を年齢区分別にみると、新生児が１万2,294人（0.2％）、乳幼児が27万5,562人（4.1％）、少年が22万6,932人（3.4％）、成人が196万9,431人（29.1％）、高齢者が428万4,953人（63.3％）となっており、少子高齢化の進展等により高齢者の占める割合が高い傾向にある（**資料2-5-6、資料2-5-7**）。

また、急病では高齢者（294万7,083人、64.7％）、交通事故では成人（20万8,576人、58.6％）、一般負傷では高齢者（80万3,484人、72.9％）が最も高い割合で搬送されている（**資料2-5-7**）。

（4）　現場到着所要時間の状況

令和６年中の救急自動車による出動件数771万8,380件の内訳を現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間）別にみると、５分以上10分未満が415万2,839件で最も多く、全体の53.8％となっている（**第2-5-1図**）。

また、現場到着所要時間の平均は約9.8分（前年約10.0分）となっており、新型コロナウイルス感染症禍（以下、本節において「新型コロナ禍」という。）前の令和元年と比べ、約1.1分延伸している（**第2-5-3図**）。

第2-5-1図　救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況

（令和６年中）

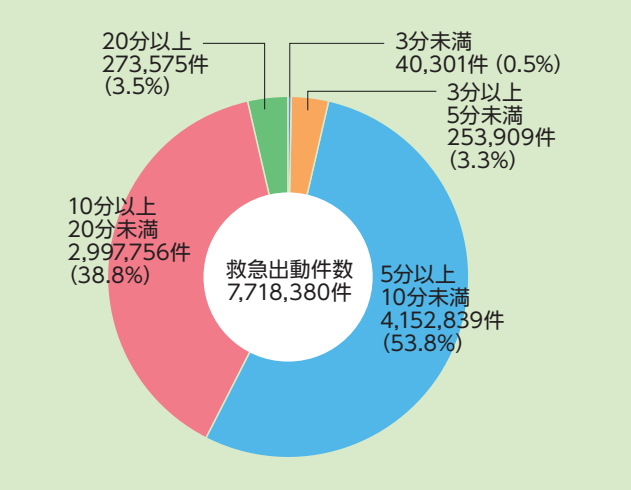

（備考）　1　「救急年報報告」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

（5）　病院収容所要時間の状況

令和６年中の救急自動車による搬送人員676万9,172人の内訳を病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）別にみると、30分以上60分未満が439万4,953人で最も多く、全体の64.9％となっている（**第2-5-2図**）。

また、病院収容所要時間の平均は約44.6分（前年約45.6分）となっており、新型コロナ禍前の令和元

年と比べ、約5.1分延伸している（**第2-5-3図**）。

第2-5-2図　救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況

（令和６年中）

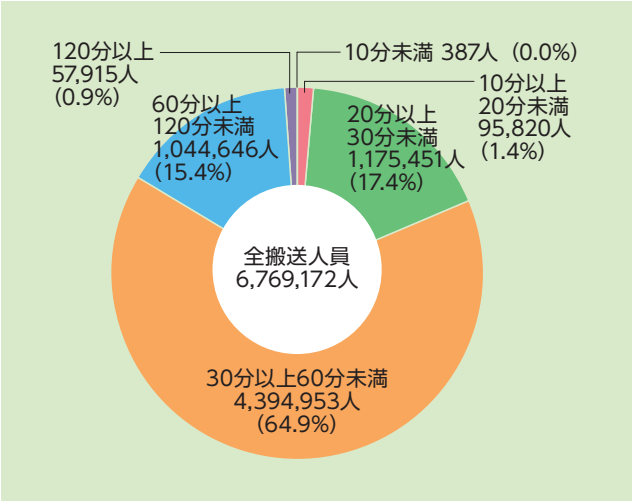

（備考）　1　「救急年報報告」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

（６）救急隊員の行った応急処置等の状況

令和６年中の救急自動車による搬送人員676万9,172人のうち、救急隊員が応急処置等を行った傷病者は667万4,368人（98.6%）となっており、救急隊員が行った応急処置等の総件数は2,674万7,114件である（**資料2-5-8**）。

また、平成３年（1991年）以降に拡大された救急隊員が行った応急処置等（**資料2-5-8**における※の項目）の総件数は、1,903万2,139件（対前年比3.3%増）となっている。

2 救急業務の実施体制

（１）救急業務実施市町村数

救急業務実施市町村数は、令和７年４月１日現在、1,690市町村（793市、736町、161村）となっている（東京都特別区は、１市として計上している。以下、本節において同じ。）。

98.3%（前年同率）の市町村で救急業務が実施され、全人口の99.9%（前年同率）がカバーされている（人口は、令和２年の国勢調査人口による。以下、本節において同じ。）こととなり、ほぼ全ての地域で救急業務サービスが受けられる状態となっている（**資料2-5-9**、**資料2-5-10**）。

なお、救急業務実施形態別にみると、単独が432市町村、委託が144市町村、一部事務組合及び広域連合が1,114市町村となっている。

（２）救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数

救急隊は、令和７年４月１日現在、5,485隊（対前年比70隊増）設置されている（**第2-5-4図**）。

救急隊員は、人命を救うという重要な任務に従事することから、最低135時間の救急業務に関する講習（旧救急Ⅰ課程）を修了した者等とされている。

令和７年４月１日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で13万9,045人（対前年比5,022人増）となっており、このうち６万7,688人が、救急隊員

第2-5-3図　救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移

（各年中）

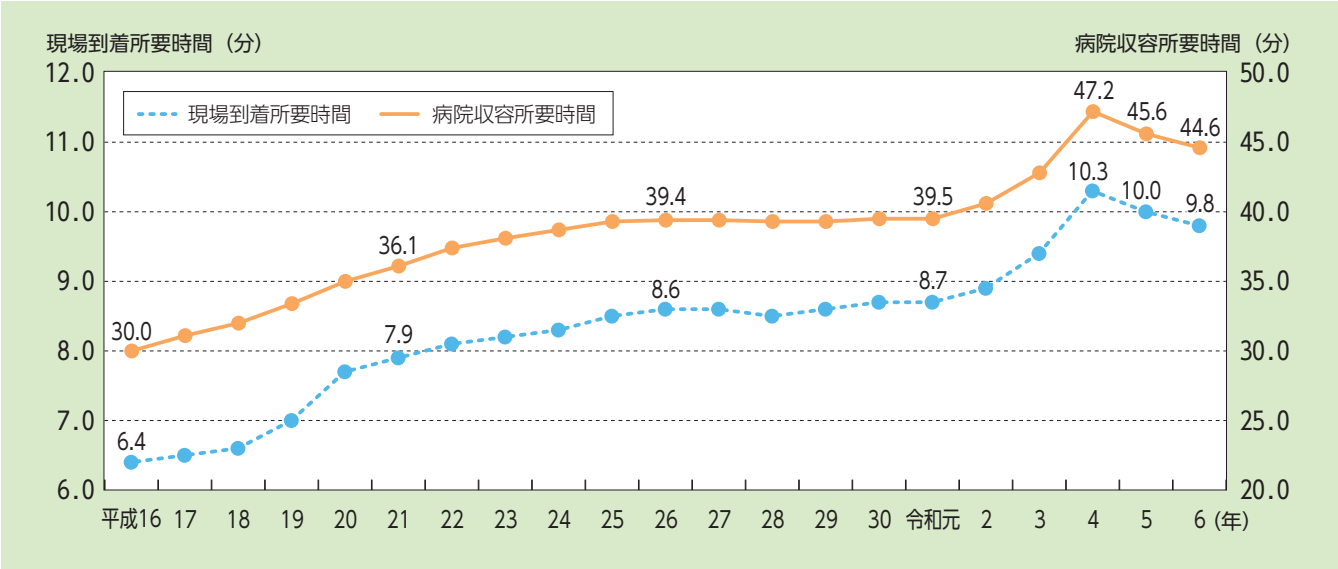

（備考）　1　「救急年報報告」により作成
　　2　東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

第2-5-4図　救急隊数の推移

（各年４月１日現在）

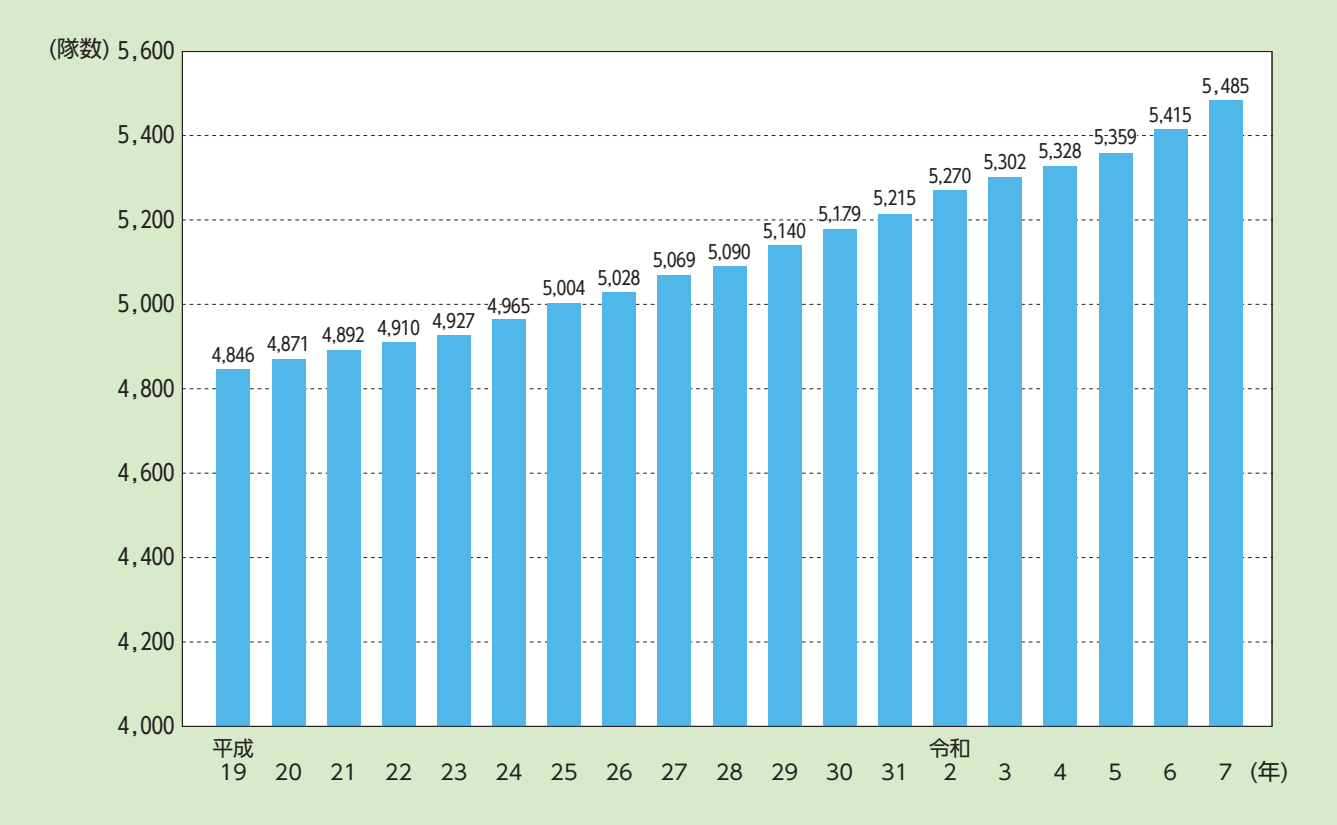

（備考）「救急年報報告」により作成

（専任の救急隊員だけでなく、救急隊員としての辞令が発せられているが、ポンプ自動車等他の消防用自動車と乗換運用している兼任の救急隊員も含む。）として救急業務に従事している（**第2-5-5図**）。

また、救急隊員の資格要件を満たす消防職員のうち、より高度な応急処置が実施できる250時間の救急科（旧救急標準課程及び旧救急Ⅱ課程を含む。）を修了した消防職員は、令和７年４月１日現在、全国で９万1,621人（対前年比4,244人増）となっており、このうち３万3,433人が救急隊員として救急業務に従事している。また、准救急隊員＊1については、令和７年４月１日現在、全国で16人が救急業務に従事している。

（3）救急救命士及び救急救命士運用隊の推移

消防庁では、救急業務の高度化に伴い、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも１人配置される体制を目標に、救急救命士の養成と運用体制の整備を推進している。

令和７年４月１日現在、全消防本部で救急救命士を運用している。

救急救命士を運用している救急隊数は、全国の救急隊5,485隊のうち、99.8％（対前年比0.2ポイント増）に当たる5,472隊（対前年比76隊増）となっており、年々増加している。また、救急救命士の資格を有する消防職員は４万6,126人（対前年比1,207人増）となっているが、このうち３万1,753人（対前年比739人増）が救急救命士として運用されており、年々着実に増加している（**第2-5-6図**、**第2-5-7図**）。

（4）救急自動車数

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、非常用を含め、令和７年４月１日現在、6,727台（対前年比87台増）となっている。このうち高規格救急自動車数は全体の98.9％に当たる6,651台（対前年比90台増）となっている。

＊1　准救急隊員：消防法施行令に基づき、過疎地域及び離島において、市町村が適切な救急業務の実施を図るための措置として実施計画を定めたときには、救急隊員２人と准救急隊員１人による救急隊の編成が可能である。准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した常勤の消防職員等とされている。

第2-5-5図　救急隊員数の推移

（各年４月１日現在）

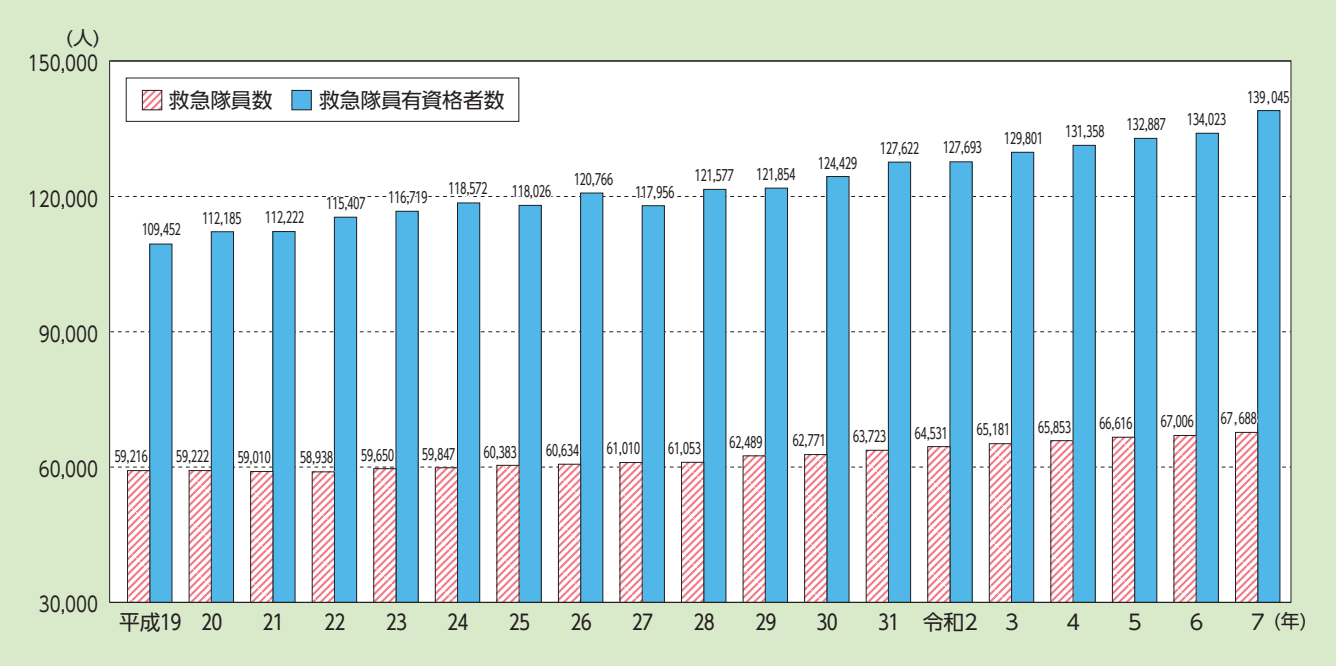

（備考）「救急年報報告」により作成

第2-5-6図　救急救命士運用隊数の推移

（各年４月１日現在）

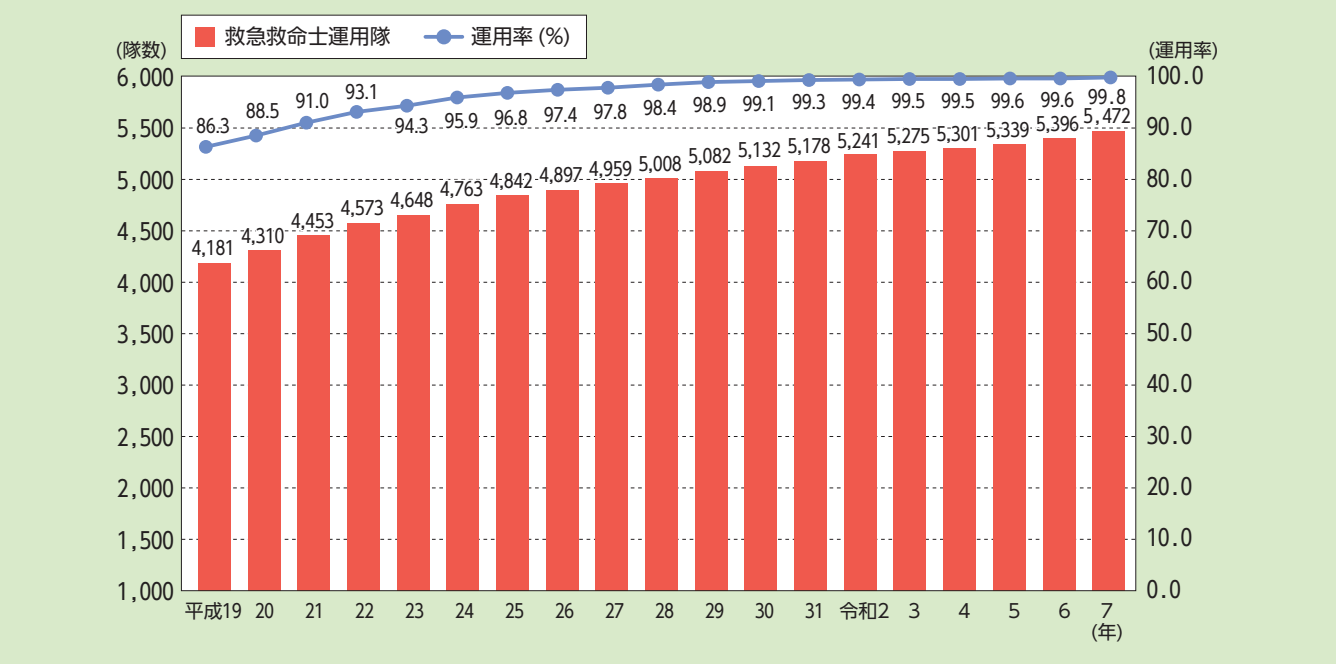

（備考）「救急年報報告」により作成

第2-5-7図　救急救命士数の推移

（各年４月１日現在）

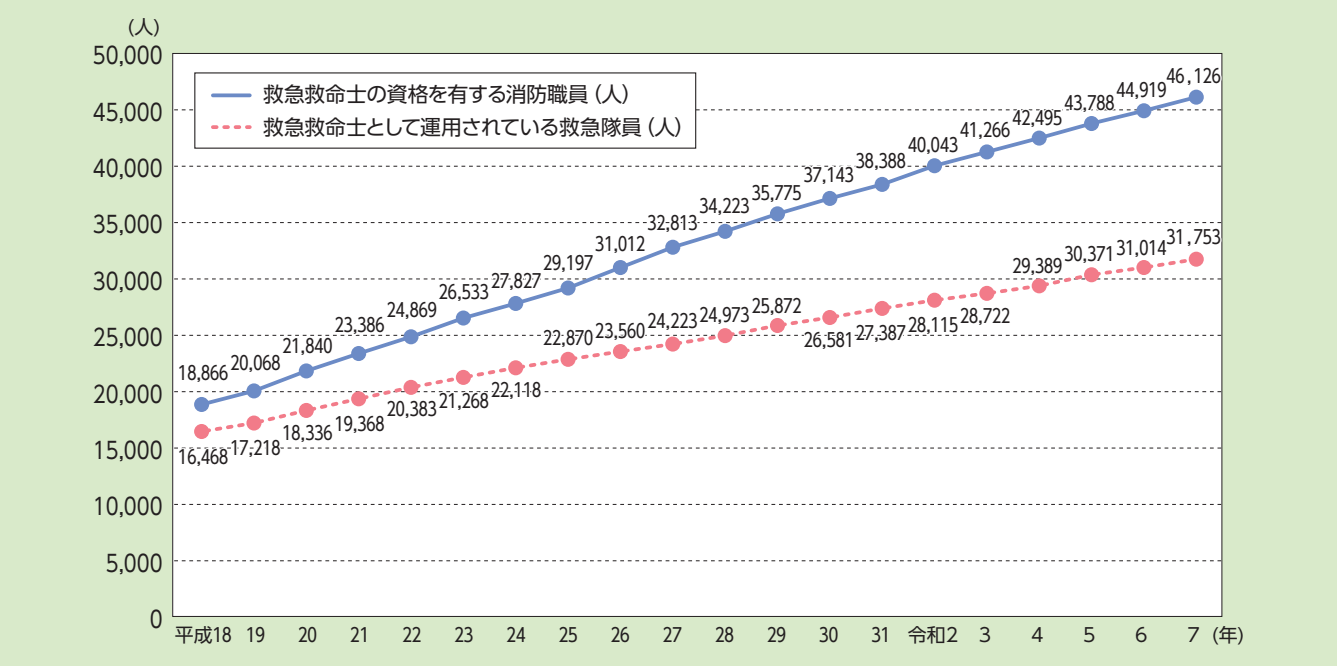

（備考）「救急年報報告」により作成

（５）高速自動車国道等における救急業務

高速自動車国道、瀬戸中央自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道（以下、本節において「高速自動車国道等」という。）における救急業務については、高速道路救急業務に関する調査研究委員会最終答申（昭和49年３月20日）において、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下、本節において「高速道路株式会社等」という。）が道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに、沿線市町村としても消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく処理責任を有するものであり、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護に万全を期すべきものとされている。

高速自動車国道等における救急業務は、令和７年４月１日現在、供用延長9,346kmの全ての区間について市町村の消防機関により実施されており、高速道路株式会社等においては、救急業務実施市町村に対し、一定の財政負担を行っている。

3 消防と医療の連携

（１）　傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準

傷病者の搬送及び受入れの円滑な実施を図るため、消防法では、都道府県における「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」（以下、本節において「実施基準」という。）の策定、実施基準に関する協議会（以下、本節において「法定協議会」という。）の設置が義務付けられている。各都道府県は、法定協議会において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を調査・検証した上で、その結果を実施基準の改善等に結び付けていくことが望まれる。

消防庁としては、各都道府県の取組状況や課題を把握するとともに、効果的な運用を図っている地域の取組事例等を広く把握するなどして、フォローアップに取り組んでいる。

また、実施基準に基づく救急搬送が実施されることとなったことを踏まえ、地域における救急医療体制の強化のため、地方公共団体が行う私的二次救急医療機関＊2への助成に係る経費について、特別交付税措置を講じている。

（２）　救急搬送における医療機関の受入れ状況

消防庁では、重症以上傷病者、産科・周産期傷病者、小児傷病者及び救命救急センターへの搬送傷病者を対象として、救急搬送における医療機関の受入れ状況等について、調査を実施している。

＊２　私的二次救急医療機関：二次救急医療機関のうち、国公立医療機関及び公的医療機関等以外の救急告示医療機関のこと。

「令和６年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」では、令和５年中の同調査と比較し、照会回数４回以上の事案及び現場滞在時間30分以上の事案のいずれも、全ての項目において件数及び割合が減少した（**資料2-5-11**、**資料2-5-12**）。

4 救急業務高度化の推進

（１）救急業務に携わる職員の教育の推進

平成３年（1991年）に救急救命士法（平成３年法律第36号）が施行され、現場に到着した救急隊員が傷病者を病院又は診療所に搬送するまでの間、医師の指示の下に一定の救急救命処置を行うことを業務とする救急救命士の資格制度が創設された。

救急救命士の資格は、消防職員の場合、救急業務に関する講習を修了し、５年又は2,000時間以上救急業務に従事したのち、６か月以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格することにより取得することができる。資格取得後、消防機関に所属する救急救命士は、救急業務に従事するに当たり160時間以上の病院実習を受け、その後も２年ごとに128時間以上（うち、病院実習は48時間以上）の再教育を受けることとされている。

消防機関の救急救命士の養成については、その内容に高度かつ専門的なものが含まれていること、教育訓練の効率性を考慮する必要があること等から、救急救命士法の成立を受け、全国47都道府県の出資により平成３年（1991年）に設立された一般財団法人救急振興財団において行われているほか、指定都市等の消防機関が所管する救急救命士養成所や、消防学校における救急救命士養成課程においても行われている。令和６年度には、一般財団法人救急振興財団の救急救命士養成所を修了した763人、指定都市等における救急救命士養成所や消防学校における救急救命士養成課程を修了した410人の消防職員が国家試験を受験した。

また、救急救命士を含む救急隊員は、「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針Ver.１」（平成26年３月総務省消防庁）に基づき、新任救急隊員、現任救急隊員、救急隊長等の各役割に応じた教育を受けることとされている。こうした教育体制の構築のため、所属職員に対する教育・指導や、関係機関との教育体制に関する調整等の役割を担う指導的立場の救急救命士を「指導救命士」として位置づけており、令和７年４月１日現在、全国で3,620人の指導救命士が認定されている。

このほか、全国救急隊員シンポジウム等の機会を通じて、救急隊員の全国的な交流の促進や、救急活動に必要な知識・技能の向上が図られている。

（２）救急救命士の処置範囲の拡大

救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行う救急救命処置（特定行為）は、平成３年（1991年）の制度創設当時は、半自動式除細動器による除細動、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液、食道閉鎖式エアウェイ又はラリンゲアルマスクによる気道確保のみとされていたが、厚生労働省において順次拡大されてきた。

令和７年４月１日現在、救急救命士の資格を有する救急隊員のうち、拡大された処置範囲で気管挿管を実施できる者は１万7,103人（そのうちビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用できる者は１万126人）、薬剤投与（アドレナリン）を実施できる者は３万1,484人、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液を実施できる者は３万775人、血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を実施できる者は３万630人となっている。

（３）メディカルコントロール体制の充実

救急業務におけるメディカルコントロール体制とは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障する仕組みをいう。具体的には、消防機関と医療機関との連携によって、①医学的根拠に基づく、地域の特性に応じた各種プロトコルを作成し、②救急隊が救急現場等から常時、迅速に医師に指示、指導・助言を要請することができ、③実施した救急活動について、医師により医学的・客観的な事後検証が行われるとともに、④その結果がフィードバックされること等を通じて、救急救命士を含む救急隊員の再教育等が行われる体制をいう。消防機関と医療機関等との協議の場であるメディカルコントロール協議会は、都道府県単位及び地域単位で設置されており、令和７年８月１日現在、全国に47の都道府県メディカルコントロール協議会及び251の地域メディカルコントロール協議会が設置されている。救急業務におけるメディカルコントロール体制の役割は、当該体制の基本であり土台である「救急救命士等の観察・処置を医学的観点から保障する役割」から、「傷病者の搬送及び受入

れの実施に関する基準の策定を通じて地域の救急搬送・救急医療リソースの適切な運用を図る役割」へと拡大し、さらに「地域包括ケアにおける医療・介護の連携において、消防救急・救急医療として協働する役割」も視野に入れるなど、各地域の実情に即した多様なものへと発展している。

「令和２年度救急業務のあり方に関する検討会」においては、こうしたメディカルコントロール体制の現状の課題と解決策を検討し、検討結果をもとに、関係機関が緊密に連携してメディカルコントロール体制の一層の充実強化に努めることや、客観的な評価指標を用いて、PDCAサイクルを通じた継続的な体制の構築・改善を図ること等について、消防庁より「救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について」（令和３年３月26日消防救第97号）を発出した。また、「令和３年度救急業務のあり方に関する検討会」においては、通知後における各地域の評価指標の活用状況や先進的な取組事例を把握することを通じて、PDCAサイクルの取組の更なる推進や、評価指標の充実等に向けて、引き続きの検討を行った。

昨今のメディカルコントロール協議会に求められる役割の多様化に関しては、「傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生」といった観点からもうかがうことができる。高齢者の救急要請が増加する中、救急隊が傷病者の家族等から傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられ、心肺蘇生の中止を求められる事案が生じている。こういった背景を踏まえ、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」の検討部会において、有識者から、救急現場等で傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案について、「本人の生き方・逝き方は尊重されていくもの」という基本認識が示された。そして、救急現場等は、千差万別な状況であることに加え、緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思は共有されていないなど時間や情報に制約があるため、今後、事案の実態を明らかにしていくとともに、各地域での検証を通じた事案の集積による救急隊の対応についての知見の蓄積が必要であると結論付けた。

これらの検討結果について、「「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について」（令和元年11月８日消防救第205号）を各都道府県消防防災主管部長に対して発出した。この通知においては、今後、消防機関に求められることとして、①消防機関においても、地域における地域包括ケアシステム＊3やACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）＊4に関する議論の場に、在宅医療や介護等の関係者とともに適切に参画し、意見交換等を積極的に行っていくよう努めること、②救急隊の対応を検討する際は、①に加え、メディカルコントロール協議会等において、在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、地域における人生の最終段階における医療・ケアの取組の状況、在宅医療や高齢者施設での対応の状況等も勘案しながら十分に議論するよう努めること、③メディカルコントロール協議会において事後検証の対象とすることを検討すること等を周知した。

（４）　救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用

我が国では、平成17年１月から全国の消防本部で一斉にウツタイン様式＊5を導入している。消防庁では、ウツタイン様式による調査結果をオンラインで集計・分析するためのシステムも運用しており、平成17年から令和６年までの20年分のデータが蓄積されている。このデータの蓄積が適切かつ有効に活用されるよう、申請に基づき、関係学会等にデータを提供しており、救命率向上のための方策や体制の構築等に活用されている。

5　救急業務を取り巻く課題

（１）　救急車の適時・適切な利用の推進

令和６年中の救急自動車による救急出動件数は、771万8,380件であり、対前年比で増加した。令和７

＊３　地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。
＊４　ACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。
＊５　ウツタイン様式：心肺機能停止症例をその原因別に分類するとともに、目撃の有無、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による心肺蘇生の実施の有無等に分類し、それぞれの分類における傷病者の予後（１か月後の生存率等）を記録するための調査統計様式であり、1990年にノルウェーの「ウツタイン修道院」で開催された国際会議において提唱され、世界的に推奨されているものである。

年に行った令和12年までの将来推計（５年単位の推計）（**第2-5-8図**）によると、救急需要は増加することが見込まれており、救急活動時間の延伸を防ぐとともに、これに伴う救命率の低下を防ぐための対策が必要である。

消防庁では、救急車の適時・適切な利用の観点から、電話相談「救急安心センター事業（＃7119）」の更なる展開拡大を推進するとともに、全国版救急受診アプリ「Ｑ助（きゅーすけ）」を提供している。

「Ｑ助」は、病気やけがの際に、住民自らが行う緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するWEB版・スマートフォン版アプリであり、画面上に表示される選択肢から、傷病者に該当する症状を選択していくことで、緊急度に応じた対応が、緊急性をイメージした色とともに表示される仕組みとなっている。スマートフォン版では、最も緊急度の高い赤の場合には、そのまま119番通報ができる。また、自力で受診する場合には、医療機関の検索（「医療情報ネット（ナビイ）」https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize）、受診手段の検索（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会の「全国タクシーガイド」http://www.taxi-guide.jp/）が行えるようになっている（参照URL：https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate003.html）。

また、全救急出動件数のうち一定の割合を占める転院搬送については、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（平成28年３月31日消防救第34号医政発0331第48号。以下、本節において「平成28年通知」という。）を厚生労働省医政局長と連名で発出し、その中で、転院搬送における救急車の適正利用に係るガイドラインを示し、各地域における、救急業務として転院搬送を行う場合のルール化に向けた合意形成を促進してきた。令和７年には、平成28年通知を改訂し、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（令和７年６月30日消防救第217号医政発0630第６号）を厚生労働省医政局長と連名で発出し、医療機関は令和６年度に新設された診療報酬上の評価（救急患者連携搬送料）も活用するなど、転院搬送における病院救急車の活用を進めること、消防機関で運用を終えた救急車を医療機関に引渡し、病院救急車として活用すること、地域の患者等搬送事業者に関する情報を関係者で適切に共有すること等を追加した。

さらに、救急車の適時・適切な利用には国民全体への「緊急度判定体系」の普及が欠かせないことから、消防庁ホームページに「救急お役立ちポータルサイト」を作成し、救急車の適時・適切な利用に係るツールや救急事故防止に役立つ様々な情報を提供している。

第2-5-8図　救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推移（2000年～2030年）

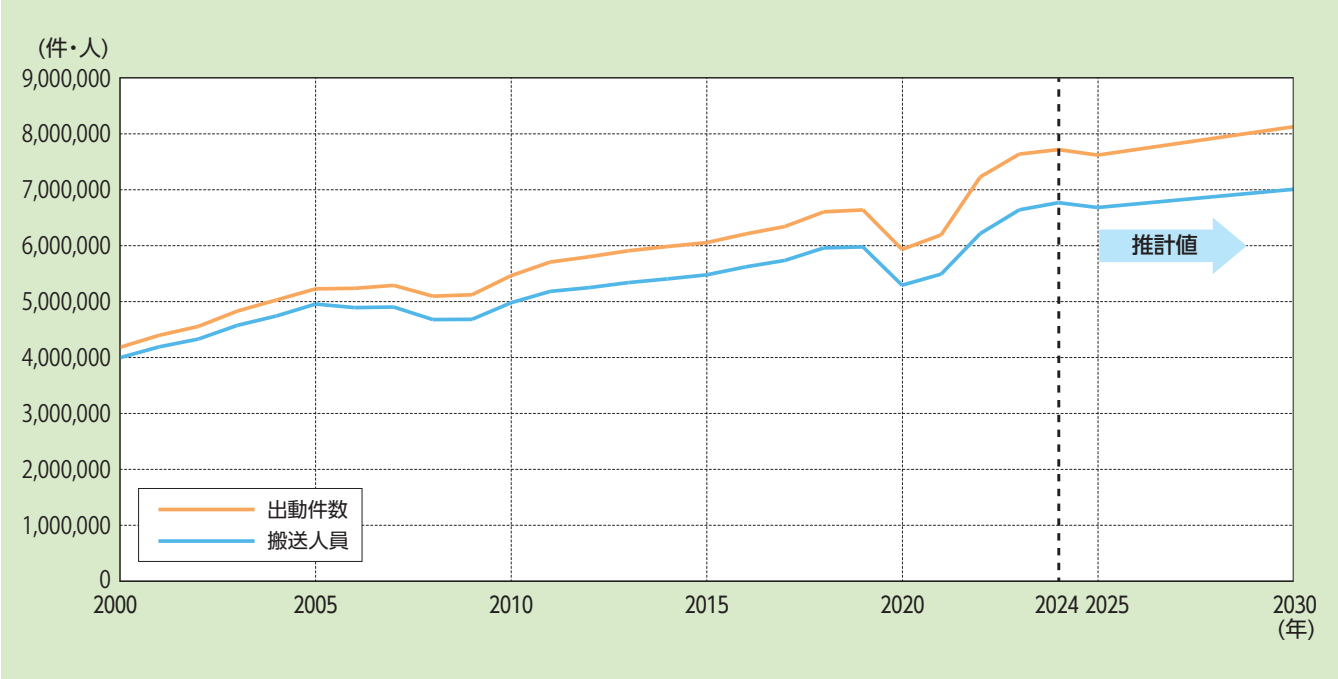

（備考）「救急年報報告」により作成。2024年までは確定値。2025年、2030年が推計値。

（２）　一般市民に対する応急手当の普及

令和６年中の救急搬送人員のうち、心肺機能停止傷病者は14万88人であり、うち心原性（心臓に原因があるもの）は９万1,094人（A）であった。

（A）のうち、心肺機能停止の時点を一般市民により目撃された傷病者は２万7,769人（B）であり、このうち１か月後生存率は12.4％、１か月後社会復帰率は7.7％となっている（**第2-5-9図、資料2-5-13**）。

（B）のうち、一般市民により応急手当が行われた*6傷病者は１万6,728人（C）であり、このうち１か月後生存率は15.3％となっており、応急手当が行われなかった場合（7.9％）と比べて約1.9倍高い。また、１か月後社会復帰率についても応急手当が行われた場合には10.4％となっており、応急手当が行われなかった場合（3.7％）と比べて約2.8倍高くなっている（**資料2-5-13**）。

（C）のうち、一般市民により自動体外式除細動器（以下、本節において「AED」という。）を使用した除細動が実施された傷病者は1,449人であり、１か月後生存率は53.6％、１か月後社会復帰率は44.4％となっている（**第2-5-10図**）。

一般市民による応急手当が行われた場合の１か月後生存率及び１か月後社会復帰率は高くなる傾向にあり、一般市民による応急手当の実施は生存率及び社会復帰率の向上において重要であることから、一層の推進を図る必要があり、住民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、今後とも取り組んでいくことが重要である。

現在、特に心肺機能停止状態に陥った傷病者を救命するために必要な心肺蘇生法とAEDの使用の技術習得を目的として、住民体験型の普及啓発活動が推進されている。

心肺蘇生法等の実技指導を中心とした住民に対する応急手当講習の普及啓発、公衆の出入りする場所や事業所に勤務する従業員等に対する普及啓発及び学校教育の現場における普及啓発等の推進については、消防庁が示す「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、全国の消防本部において取り組まれており、年間を通じた講習の実施や、応急手当指導員の養成のほか、「救急の日」（９月９日）や「救急医療週間」等の機会を捉えて、応急手当の重要性を伝える広報活動等も行われている。

令和６年中の応急手当講習受講者数は156万1,405人で、心肺機能停止傷病者への一般市民による応急手当の実施率は51.9％となるなど、消防機関は応急手当普及啓発の担い手としての主要な役割を果たしている。

また、消防庁においては、より専門性を高めつつ受講機会の拡大等を図るため、継続的に応急手当の

第2-5-9図　心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の１か月後の生存率及び社会復帰率

（各年中）

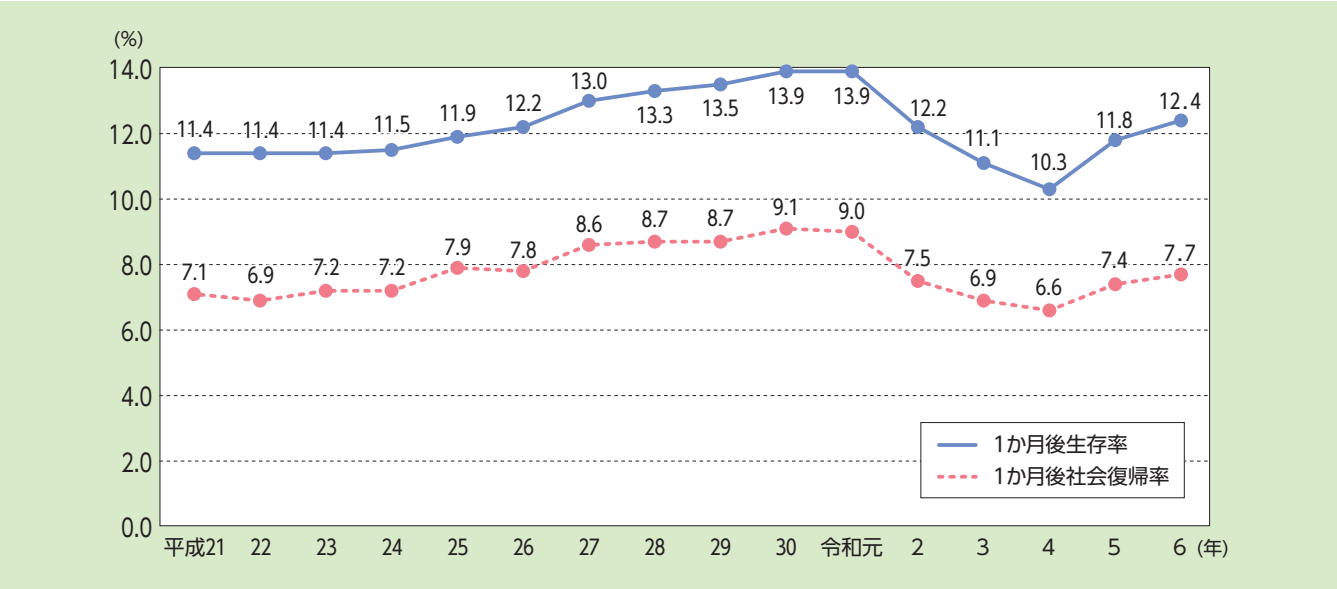

（備考）　1　「救急年報報告」により作成
　　2　東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

＊6　ここでは、胸骨圧迫・人工呼吸・自動体外式除細動器（AED）による除細動のいずれか１つでも行われた場合をいう。

第2-5-10図　一般市民により除細動が実施された件数の推移

（各年中）

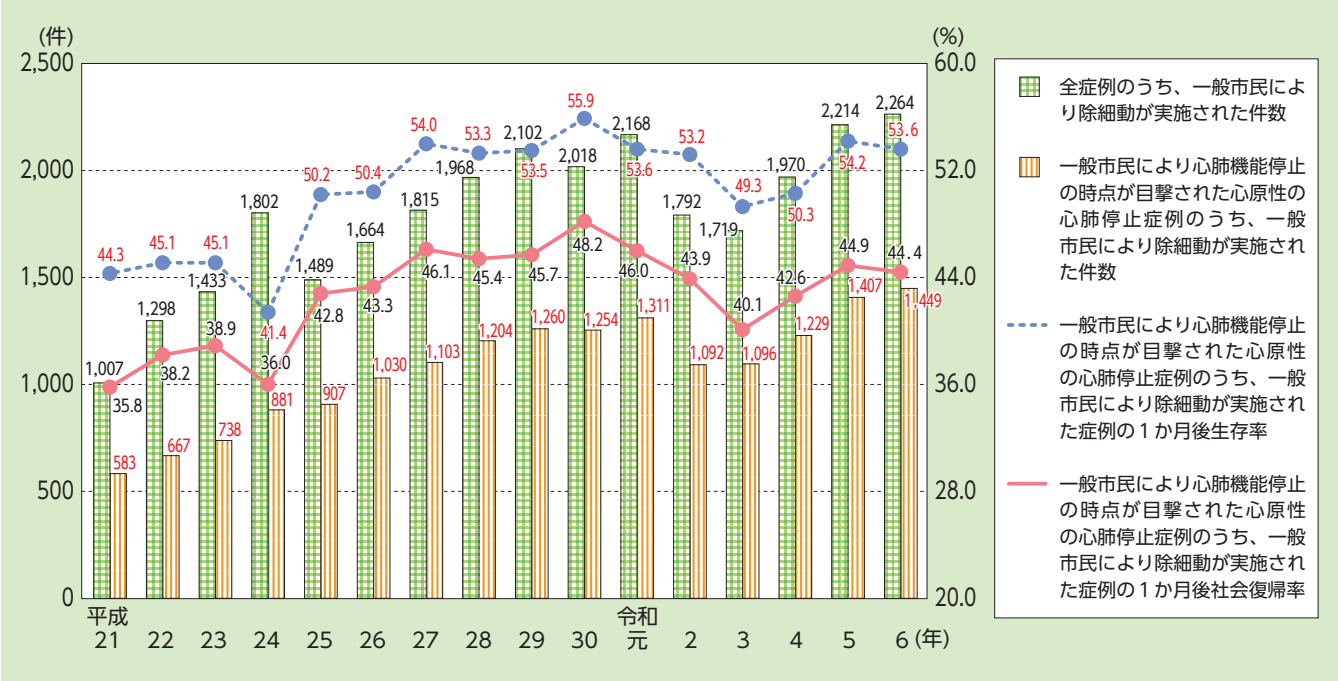

（備考）　1　「救急年報報告」により作成
　　2　東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

普及啓発体制の見直しを行っており、小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法を学ぶ普通救命講習Ⅲ、応急手当の導入講習に位置づけられる救命入門コースといった講習カリキュラムの追加や、WEB講習（ｅ-ラーニング）を用いた分割型講習の導入など、体制の拡大が図られている。

平成28年度には、教員職にある者の応急手当普及員養成講習について、講習時間を短縮し実施することを可能としたほか、他の地域で応急手当普及員講習等を修了した者の取扱いについて、取得地域以外で指導できない不利益がないように当該消防本部でも認定したものとみなしても差し支えないこととするなど、住民のニーズに合わせた取組も進めている。

令和３年度には、一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会から「救急蘇生法の指針2020（市民用）」が示されたことを受け、「令和３年度救急業務のあり方に関する検討会」において検討を行い、ｅ-ラーニングの充実により、対面での講習時間の更なる短縮を可能としたほか、応急手当実施者の心的ストレス等に対して、消防本部がサポート体制の構築に努めることとするなど、応急手当の実施率向上に資するための取組も進めている。

（３）　熱中症への対応

消防庁は平成20年から全国の消防本部に対し、夏期における熱中症による救急搬送人員の調査を実施している。

調査結果は、速報値として週ごとに消防庁ホームページ上に公表するとともに、月ごとの集計結果についても確定値として公表している。

令和７年５月から９月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は10万510人となっており、調査開始以降で最多となった。また、令和６年調査（５月～９月）と比較すると3.0%増加した。

年齢区分別にみると、高齢者（満65歳以上）が５万7,433人（57.1%）で最も多く、次いで成人（満18歳以上満65歳未満）が３万4,096人（33.9%）、少年（満７歳以上満18歳未満）が8,447人（8.4%）となっている。初診時における傷病程度別にみると、軽症（外来診療）が６万3,447人（63.1%）で最も多く、次いで中等症（入院診療）が３万4,399人（34.2%）、重症（長期入院）が2,217人（2.2%）、死亡が117人（0.1%）となっている（**資料2-5-14**）。

発生場所別にみると、住居が３万8,292人（38.1%）で最も多く、次いで道路が１万9,773人（19.7%）、公衆（屋外）が１万2,175人（12.1%）となっている（**資料2-5-14**）。

熱中症に関する取組としては、令和５年５月に「熱中症対策実行計画」を閣議決定した。また、改正気候変動適応法が令和６年４月に全面施行され、「熱中症警戒アラート」を「熱中症警戒情報」としたうえで、より深刻な被害が発生し得る場合に備え「熱中症特別警戒情報」を発表する新たな制度を創設した。

消防庁では、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発ポスター・ビデオ・イラスト、熱中症対策リーフレット、全国の消防本部が独自で行っている熱中症予防啓発の取組をまとめた熱中症予防啓発取組事例集等の予防啓発用コンテンツをホームページに掲載するとともに、X（旧Twitter）でも、喉の渇きを感じる前のこまめな水分補給や適切なエアコンの使用といった、基本的な熱中症予防対策の実施を呼びかけた（参照URL：https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke01）。

（４）　外国人傷病者への救急対応

消防庁では、日本語に不慣れな外国人も緊急時に安心して救急車を利用できるよう「救急車利用ガイド」を作成し、全国での活用を促進しているほか、119番通報の段階から電話通訳センターを介して多言語でのやりとりが可能となる三者間同時通訳や、救急活動現場においてタブレット端末等を用いて傷病者との会話が可能となる多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の導入を推進している。

ア　多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」

救急ボイストラは、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下、本節において「NICT」という。）が開発した多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra®（ボイストラ）」をベースに、消防研究センターとNICTが、救急隊の現場活動において、傷病者との直接的なコミュニケーションを図るために開発した多言語音声翻訳アプリである。

対応言語は、日本語のほか、英語、中国語（繁・簡）、韓国語、タイ語、フランス語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、ロシア語、マレー語、ドイツ語、ネパール語及びブラジルポルトガル語の15種類となっている。

平成29年４月から各消防本部への提供を開始し、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでおり、令和７年１月１日現在、全国720消防本部のうち690消防本部（95.8%）が使用している。

イ　救急車利用ガイド

消防庁では、日本での救急車の利用方法等を外国人に周知するため、「救急車利用ガイド（英語版）」を作成し、消防庁ホームページに掲載している。

救急車利用ガイドには、①救急車の利用方法、119番通報時に通信指令員に伝えるべきこと、②すぐに119番通報すべき重大な病気やけが、③熱中症予防や応急手当のポイント、④救急車を利用する際のポイントなどが掲載されている。

平成29年３月からは、英語に加えて中国語（繁・簡）、韓国語、タイ語、フランス語、イタリア語に対応するとともに、令和３年３月には、新たに９言語（ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、ビルマ語、クメール語及びモンゴル語）を追加し、合計16言語への対応を可能とした。それぞれのガイドに日本語を併記しているため、日本人から外国人に説明を行う際にも活用が可能である。

消防庁では、都道府県及び消防本部に対し、各種広報媒体でのリンク掲載等によって住民や観光客に積極的に周知するよう依頼しているほか、外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」及び出入国在留管理庁監修の「生活・就労ガイドブック」に掲載し、幅広く周知を図っている。

第６節　救助体制

１ 救助活動の実施状況

（１） 救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関が行う人命の救助とは、火災、交通事故、水難事故、自然災害、機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険状態を排除し、被災者等を安全な場所に搬送する活動をいう。

令和６年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数７万2,017件（対前年比310件増、0.4％増）、救助人員（救助活動により救助された人員をいう。）６万7,894人（同1,079人増、1.6％増）である（**資料2-6-1、資料2-6-2**）。

救助活動件数及び救助人員の増加の主な要因は「建物等による事故」＊1が増加したことである（**第2-6-1図、第2-6-2図**）。

（２） 事故種別ごとの救助活動の状況

事故種別ごとの救助活動状況をみると、救助活動件数及び救助人員ともに「建物等による事故」と「交通事故」が大きな割合を占め、特に「建物等による事故」は増加を続けている。

救助出動人員（救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。）は、消防職員と消防団員との合計で延べ173万4,656人である。このうち、消防職員の救助出動人員は「建物等による事故」による出動が最も多く、次いで「交通事故」となっている。一方、消防団員の救助出動人員は、「火災」による出動が最も多い。

救助活動人員（救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。）は、消防職員と消防団員との合計で延べ65万9,178人であり、事故種別ごとの救助活動１件当たりの救助活動人員は、「火災」が最も多く、次いで「水難事故」となっている（**資料2-6-3**）。

第2-6-1図　事故種別救助活動件数の状況

（令和６年中）

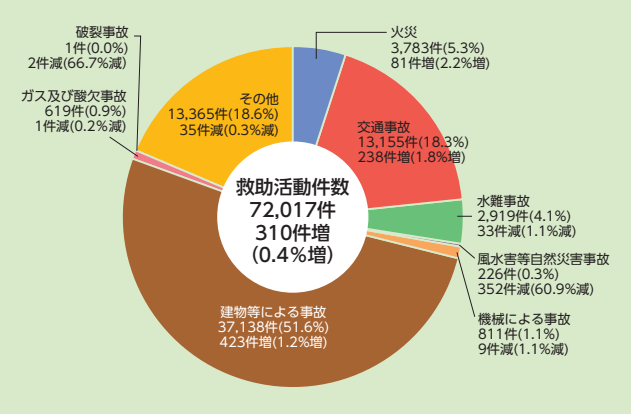

（備考）　１　「救助年報報告」により作成
　　２　割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100％にならない場合がある。

第2-6-2図　事故種別救助人員の状況

（令和６年中）

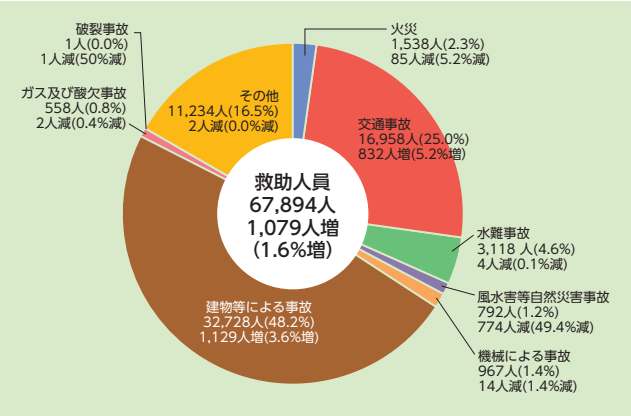

（備考）　１　「救助年報報告」により作成
　　２　割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100％にならない場合がある。

２ 救助活動の実施体制

（１）救助隊数及び救助隊員数

救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）に基づき、消防本部及び消防署を置く市町村等に設置されている。人命の救助に関する専門的な教育（140時間）を受けた隊員、救助活動に必要な救助器具及びこれらを積載した救助工作車等によって構成され、救助

＊１　「建物等による事故」とは、建物、門、柵、へい等の建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう（意識障害等により建物内で身動きがとれず、ドアに鍵がかかっているため室内に入れないものも含む）。

隊、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊*2の４つに区分される。

令和７年４月現在、703消防本部に1,414隊設置されており、救助隊員は２万4,616人（対前年比209人増）となっている。

（２）　救助活動のための救助器具等の保有状況

救助活動のための救助器具等には、油圧スプレッダー等の重量物排除用器具、油圧切断機等の切断用器具、可燃性ガス測定器等の検知・測定用器具等があり、発生が懸念されている大規模地震災害やNBC災害*3に備えて、より高度かつ専門的な機能が必要とされているため、緊急消防援助隊設備整備費補助金により、その整備促進を図っている（**資料2-6-4**）。

3 全国消防救助技術大会

救助活動に必要な体力、精神力及び技術力を養うとともに、全国の救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて他の模範となる救助隊員を育成することを目的に、毎年開催されている（主催：一般財団法人全国消防協会、後援：消防庁ほか）。

本大会は、陸上の部と水上の部に分かれており、それぞれで、隊員個人が基本的な技能を練磨する「基礎訓練」、隊員個人の技能とともに隊員間の連携を練磨する「連携訓練」、出場隊員の創意工夫のもと訓練想定から救助方法までを披露する「技術訓練」が行われる。

令和７年は、第53回大会として８月30日に兵庫県三木市で開催され、陸上の部には684人、水上の部には231人の隊員が参加した。令和８年は新潟県新潟市で開催される予定である。

4 救助の課題と対応

（１）　体制の整備

近年の救助活動は、火災、交通事故及び水難事故だけでなく、激甚化・頻発化する自然災害やNBC災害といった特殊災害への対応も求められている。これらの災害に対して適切な救助活動が実施できるよう、東京消防庁及び指定都市等消防本部に特別高度救助隊、中核市等消防本部に高度救助隊を設置し、全国的に救助体制の強化を進めている。

これらは消防大学校や各都道府県、各指定都市の消防学校などで人命救助に関する専門的かつ高度な教育訓練を受けた隊員を中心に構成され、通常の救助器具に加えて、要救助者の捜索が困難な場合に活用される画像探索機や地中音響探知機等の高度な救助器具を備えている。

（２）　車両及び資機材の整備

近年増加している土砂災害や浸水等の風水害に対応すべく、救助隊の装備の充実を図るため、国有財産等の無償使用制度を活用し、重機*4及び重機搬送車、高機能救命ボート*5、建物崩壊・土砂監視センサー*6、特別高度工作車*7等を配備するとともに、令和７年度には、ヘリ等による初動の現場進出が可能な救助先行車及び携行型救助資機材等*8の配備を予定している。また、テロの発生が危惧される中、サリンなどの化学剤や細菌などの生物剤又は放射線が存在する災害現場における迅速かつ安全な救助活動を行うため、特殊災害対応自動車*9、大型除染システム搭載車*10や、小型遠隔化学剤検知器*11などの各種NBC災害対応資機材を全国の主要な消防本部及びNBC災害即応部隊*12を中心に配備している。

＊２　特別救助隊・高度救助隊・特別高度救助隊：救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に基づき、人口10万人以上の消防常備市町村には特別救助隊が設置され、中核市等では１以上の特別救助隊を高度救助隊とし、また、東京消防庁及び指定都市では１以上の高度救助隊を特別高度救助隊（特殊災害対応自動車を保有し、ウォーターカッター等の特殊な器具を活用することができる専門性の高い部隊）とすることとされている。
＊３　NBC災害：核（Nuclear）等、生物（Biological）剤及び化学（Chemical）剤によって発生した災害をいう。
＊４　重機：がれき、土砂などの障害物を除去することにより、救助隊等と連携した効果的な救助活動や道路の啓開等を行う機械
＊５　高機能救命ボート：大規模風水害に伴う浸水区域において、がれき等がある場面でも多数の要救助者を一度に救出することができ、船首パネルを開閉することで車椅子等をそのまま乗船させることが可能な膨張式ボート
＊６　建物崩壊・土砂監視センサー：遠隔監視により、不安定な建物、土砂再崩落等の兆候をいち早く感知し、音響警報を発する装置
＊７　特別高度工作車：排煙消火機能を有する大型ブロアー装置と水力で切断可能なウォーターカッター装置を搭載し、トンネル火災や倉庫火災などの大規模災害時に対応可能な車両
＊８　救助先行車及び携行型救助資機材等：道路寸断等による進出困難な大規模災害への初動体制を強化できる固定翼機及び回転翼機に積載可能な小型軽量化した車両・資機材
＊９　特殊災害対応自動車：NBC災害に対応するため各種検知器や防護服などを積載することができる構造を有する車両
＊10　大型除染システム搭載車：NBC災害において隊員及び被災者などを除染するために、１時間に200人以上除染できる大型除染システムを積載した車両
＊11　小型遠隔化学剤検知器：化学災害現場で液体・固体・粉体状の試料を遠隔から検知することができる装置
＊12　NBC災害即応部隊：NBC災害に対し、高度かつ専門的な救助活動を迅速かつ的確に行うことを任務としている部隊

重機及び重機搬送車

特別高度工作車

高機能救命ボート

特殊災害対応自動車

建物崩壊・土砂監視センサー

大型除染システム搭載車

小型遠隔化学剤検知器

このように、消防庁では緊急消防援助隊に必要な装備について継続的な充実強化を図っており、各消防本部では、これらの資機材等を活用した訓練が実施されている。

（３）　救助技術の高度化等

多様化する救助事案に全国の消防本部が的確に対応し、救助技術の高度化を推進することを目的に、消防庁では、有識者や消防機関関係者などにより構成される検討会を実施しているほか、全国の救助隊員などの意見交流の場として、全国消防救助シンポジウムを毎年度開催している。

令和６年度の検討会では、近年の自然災害による経験や教訓等を踏まえ、大規模土砂災害時における救助活動能力を更に高度化させることを目的に、「大規模土砂災害時における救助能力の高度化に関する検討会」を開催した。大規模な土砂災害は、救命のため迅速な活動が求められる一方、活動が広範囲に渡ることや二次災害の発生危険もあり、大きな困難性が伴う。特に令和３年静岡県熱海市土石流災害では大雨による大規模な土石流が、令和６年能登半島地震では地震による大規模な土砂崩壊が発生し、甚大な被害とともに多くの人命や財産が犠牲となった。これらの災害では、通常と異なるメカニズムの土石流であったこと、土砂に埋もれた倒壊建物での活動が求められたこと、余震や降雨、積雪等に伴う二次災害危険等があり、困難な活動となった。このような過去の土砂災害における教訓や消防機関の課題、また、新たな知見や先進的な活動技術等をもとに要救助者をより安全・確実・迅速に救助するための手法や日頃の実戦的な教育訓練、関係機関との効果的な連携などについて検討し、令和２年３月に改正した「土砂災害時における消防機関の救助活動要領」の更なる充実等を図り、実践的なマニュアルへ改正した。

令和７年度は、近年、道路陥没事案や下水道管工事中に作業員が流される事案が発生している中、地下閉鎖空間における消防機関の対応能力を向上することを目的として、「地下閉鎖空間における救助技術の高度化」について検討を進めている。地下閉鎖空間における事案は、崩落、有毒ガスなどの危険要因が多く、また、被害が進行拡大する可能性もあることが特徴として挙げられ、更には狭所空間により活動が制約されることから、救助活動の困難性が高い。このような事案に対応していくために、教訓や課題、新たな知見や先進的な技術等をもとに安全・確実・迅速に救助するための手法や、他機関との連携、情報連絡先などの共有方法について検討し、救助技術の高度化を図ることとしている。

全国消防救助シンポジウムは、全国の消防本部の経験、知見及び技術を共有することにより、我が国における救助体制の一層の充実を図ることを目的としている。

令和６年度は、「複雑多様化する大規模自然災害における救助能力の向上」をテーマとして、未曽有の災害が発生した場合であっても、臨機応変かつ確実に対応するため、全国の救助隊員が過去の災害での多様な救助事案や平時からの効果的な取組を発表し、専門家による講演、それらを踏まえた総合討論を行った。

令和７年度は、「火災時における救助活動対応能力の向上」をテーマとして、建物構造に見合った「破壊」「進入」「検索」「救出」の方法について、各消防本部の効果的な取組や専門家による講演等を行った。

第７節　航空消防防災体制

１ 航空消防防災体制の現況

消防機関及び都道府県が保有する消防防災ヘリコプターは、救急搬送や救助、林野火災における空中消火等の活動で大きな成果を上げている。特に、大地震、台風、豪雨に伴う水害又は土砂災害の発生により、陸上交通路が途絶するような事態では、ヘリコプターの高速性・機動性を活用した消防活動は、重要な役割を果たしている。

令和７年４月１日現在、消防防災ヘリコプターは、沖縄県を除く46都道府県域に配備されており、その内訳は消防庁保有が５機、消防機関保有が30機、道県保有が42機、計77機である（**第2-7-1図**）。

消防庁ヘリコプター「おとめ」（高知県）

第2-7-1図　消防防災ヘリコプターの配備状況

１　令和７年４月１日現在配備状況　77機（46都道府県、55運航団体）
　○消防庁保有ヘリコプター　５機（東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県が無償使用）
　○消防機関保有ヘリコプター　30機（東京消防庁、15政令指定都市）
　○道県保有ヘリコプター　42機（39道県）

２　未配備県域数　１県域（沖縄県）
※千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、福岡県は消防機関の保有のみで、府県は保有していない。

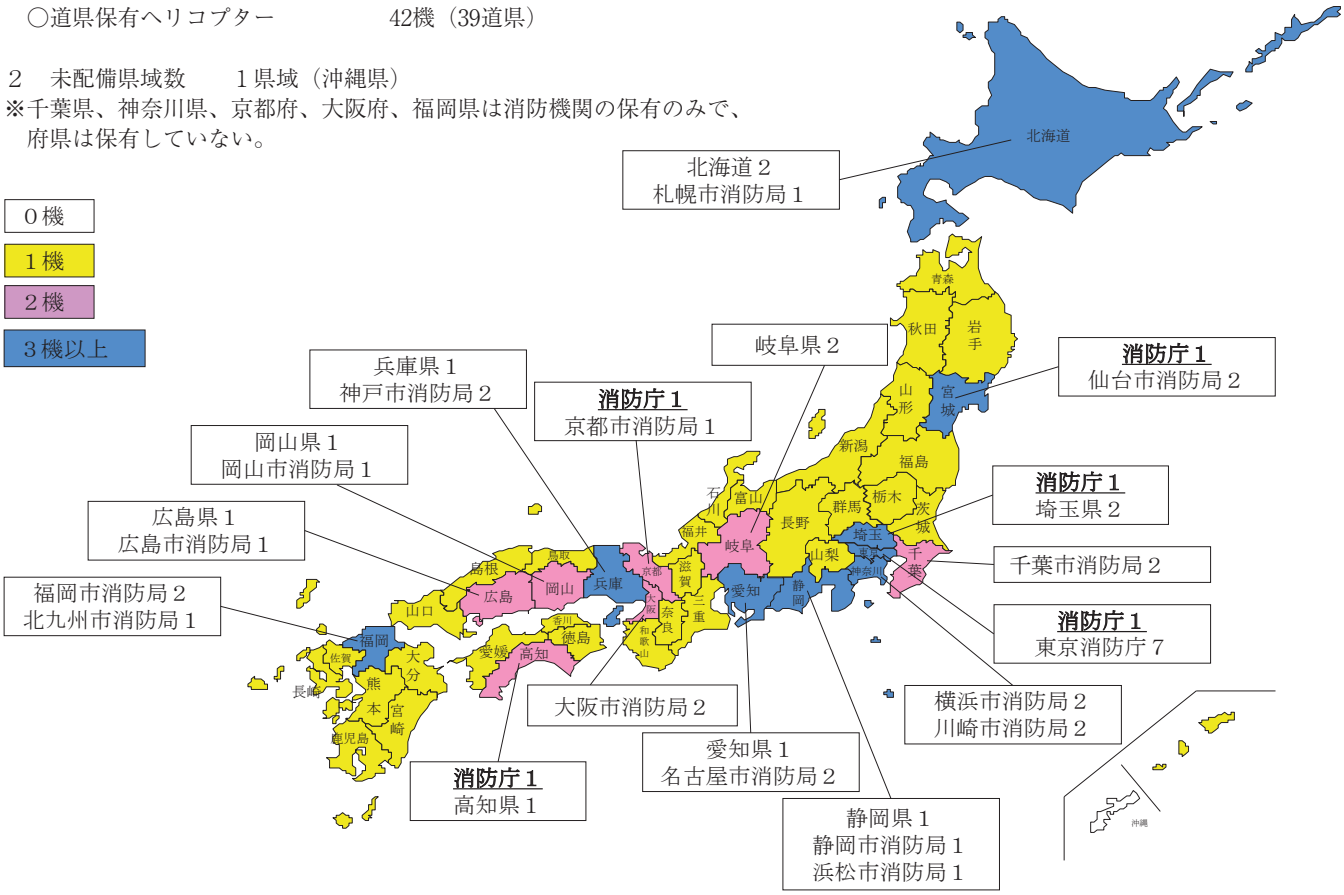

（備考）「令和７年度航空隊データベース」により作成

第2-7-2図　消防防災ヘリコプターによる災害出動状況（過去５年間）

単位：件

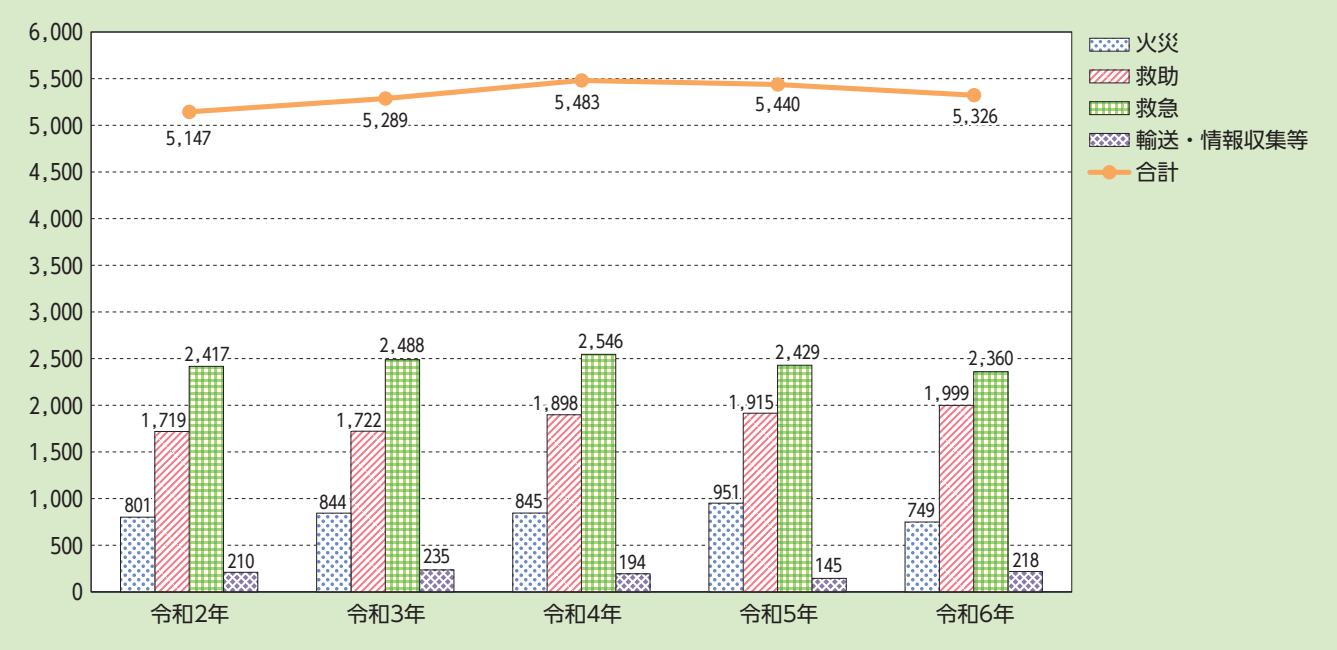

（備考）「令和６年消防防災ヘリコプターの活用状況調査」により作成

消防防災ヘリコプターは、多様な消防活動でその能力を発揮しており、令和６年中の全国の出動実績は5,326件である（**第2-7-2図**、**資料2-7-1**）。

また、令和６年中の消防防災ヘリコプターの総運航時間は１万8,589時間で、その内訳は、災害出動が5,297時間（28.5％）、訓練出動が１万1,400時間（61.3％）、その他の業務が1,892時間（10.2％）となっている（**第2-7-3図**）。

なお、大規模災害時には、緊急消防援助隊としての出動や、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、都道府県域を越えた応援活動が展開されている。令和６年中は、緊急消防援助隊としての出動が271件（**資料2-7-2**）、広域航空消防応援としての出動が５件実施された（**資料2-7-3**）。

第2-7-3図　消防防災ヘリコプターの運航時間の内訳（令和６年）

単位：時間

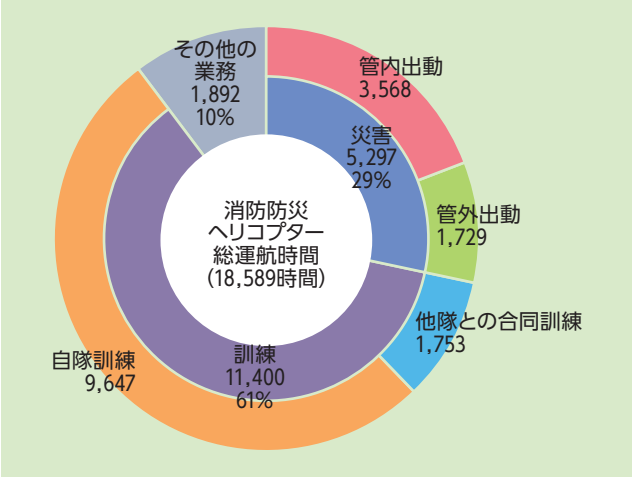

（備考）
1　「令和６年消防防災ヘリコプターの活用状況調査」により作成
2　「他隊との合同訓練」とは、相互応援協定及び緊急消防援助隊等に基づく出動を想定した訓練及び管轄区域内の地上部隊等との連携訓練等をいう。
3　「自隊訓練」とは、操縦士の操縦訓練及び航空救助隊員を対象とした通信・救助訓練等をいう。
4　「その他の業務」とは、試験・検査のための飛行、調査・撮影業務及び行政業務等をいう。

2　今後の取組

（1）　消防防災ヘリコプターの機能強化

消防庁では、緊急消防援助隊の機能強化のため、消防防災ヘリコプター、ヘリコプターテレビ電送システム、赤外線カメラ等の高度化資機材、消火用タンク及びヘリコプター用衛星電話の整備に対して補助金を交付し、大規模災害時等における航空消防防

災体制の充実強化を図っている。

また、消防庁ヘリコプターには、人工衛星へ直接映像情報を伝送するヘリサットシステムを搭載し、全国どこからでもリアルタイムの映像伝送が可能となる情報伝送体制の強化を図り、大規模災害発生時における被害情報把握と緊急消防援助隊派遣の迅速化に取り組んでいる。

これらに合わせて、ヘリコプター動態管理システムの整備を進めることにより、活動現場における消防防災ヘリコプターの位置、動態情報をリアルタイムで把握し、大規模災害時の消防庁、現地災害対策本部等におけるオペレーションが効果的なものとなるよう機能強化を図っている。

ヘリコプター動態管理システムについては、安全・効率的な部隊運用や調整のため、国の関係機関が航空機情報を共有できる航空機運用総合調整システム（FOCS）との連携を行っている。

（２）　消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて

平成21年以降、４件の消防防災ヘリコプター墜落事故が相次いで発生し、消防職員ら計26名が殉職するという極めて憂慮すべき事態となったことを受け、消防防災ヘリコプターの運航の安全性の向上等を図るため、令和元年９月、消防庁では、運航団体が取り組むべき項目を「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（以下、本節において「基準」という。）として取りまとめ、助言より高い規範力を持つ消防組織法第37条の規定に基づく消防庁長官の勧告として発出した。

基準では、機長に不測の事態が生じた場合の安全性の確保等を目的とした二人操縦士体制や、消防防災ヘリコプターの運航管理を担う運航責任者及び専門的な知見を有する運航安全管理者の配置、緊急時の対応技量の習得に向けた教育訓練の在り方など、消防防災ヘリコプターの安全運航に関する基本的事項を定めている。

また、消防防災ヘリコプターの安全性の向上を図るため、基準に基づき、運航団体が取り組む安全運航確保に資するための装備品等の整備に要する経費、二人操縦士体制導入に向けた操縦士養成に必要な経費、運航安全管理者の配置のための人件費、シミュレーターを用いた緊急操作訓練に必要な経費などについて、所要の地方財政措置を講じている。

令和４年４月には、二人操縦士体制導入を含め、基準の全ての規定が施行された。消防庁では、各運航団体へのヒアリング調査を通じ、引き続き取組のフォローアップを進めている。

（３）　消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保に向けて

消防防災ヘリコプターの操縦士は、山岳地域でのホバリングなど高度な技術を求められるが、そのような技術を有したベテラン操縦士の大量退職が見込まれていることから、操縦士の養成・確保が重要な課題となっている。

技量ある操縦士の育成・確保及び安全運航に努めていく必要があることから、消防庁では、運航団体が消防防災ヘリコプターの操縦士の要件及び操縦士の養成訓練に係る計画を策定し、実施するための指針として、令和２年３月に「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム」を定めた。

乗務要件においては、操縦士を飛行時間・運航技能により「専任機長」「限定機長」「副操縦士」の３段階に分け、それぞれの要件を定めるとともに、訓練審査プログラムにおいては、ミッションごとに求められる技術の難易度に差があることや経験のある操縦士の確保が難しい状況を踏まえ、ミッション別の段階的な訓練審査プログラムを定めた（**第2-7-4図**、**第2-7-5図**）。

また、消防防災ヘリコプター操縦士等の確保・養成に向け、防衛省及び自衛隊と連携し、若年定年退職自衛官を消防防災ヘリコプター操縦士や運航安全管理者として活用を図るとともに（令和２～６年度に９名を運航団体において採用）、自衛隊操縦士養成施設における消防防災ヘリコプター操縦士の養成（令和７年11月までに２名養成済み）などを行っている。

第2-7-4図　段階的審査のイメージ

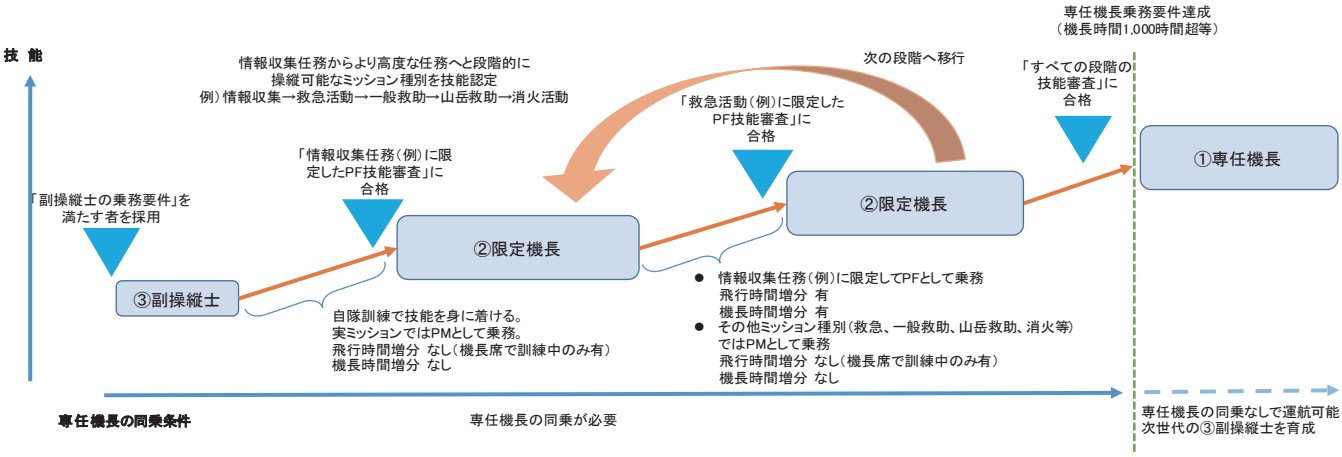

第2-7-5図　段階的な訓練イメージ

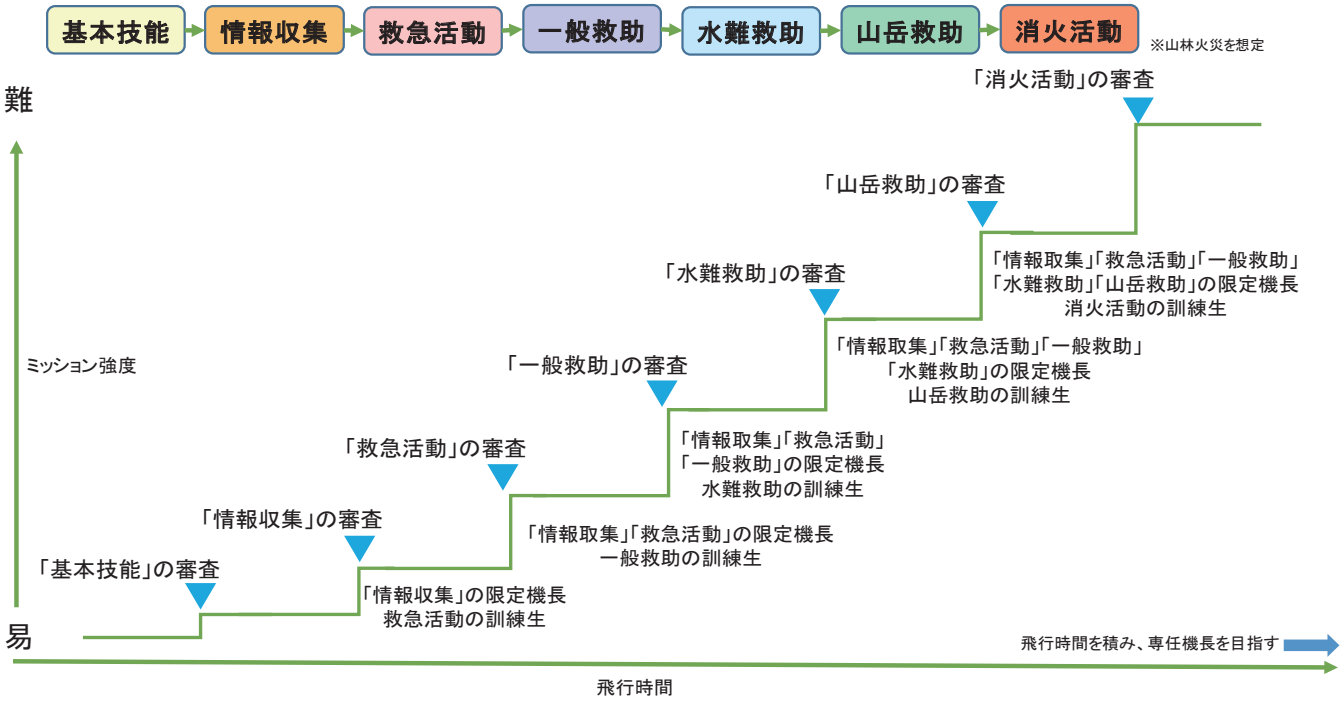

（備考）「令和６年度航空隊データベース」により作成

第８節　広域消防応援と緊急消防援助隊

１ 消防の広域応援体制

（１） 消防の相互応援協定

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務があるため、消防の相互応援に関して協定を締結するなどにより、大規模災害や特殊災害などに適切に対応できるようにしている。

現在、全ての都道府県において、各都道府県内の全市町村、消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）が締結されている。

（２） 広域消防応援体制の整備

大規模災害や特殊災害などに対応するためには、市町村又は都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図る必要がある。このため、消防庁では、２に述べる緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、大規模・特殊災害や林野火災等において、空中消火、救助活動、救急活動、情報収集、緊急輸送等の消防防災活動全般にわたりヘリコプターの活用が極めて有効であることから、効率的な運用を実施するため、昭和61年（1986年）に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定して、消防機関及び都道府県の保有する消防防災ヘリコプターによる広域応援の積極的な活用を推進している。

２ 緊急消防援助隊

（１） 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

ア　緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成７年（1995年）１月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時に人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年６月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時には、それぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、国内のどこかで大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施する体制である。

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する消防庁登録部隊が376隊、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が891隊、合計で1,267隊であった。平成13年１月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。

さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコプターによる航空部隊及び消防艇による水上部隊を新設したことから、1,785隊となった。

イ　平成15年消防組織法改正による法制化

東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘され、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が、平成15年に成立し、平成16年から施行された。

（ア）　法改正の主な内容

法改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下、本節において「基本計画」という。）の策定及び国の財政措置となっている。

（イ）　法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急

消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に位置付けられた。また、東海地震等の大規模な災害で２以上の都道府県に及ぶもの、NBC災害等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入を国が主導で行おうとするものであり、東日本大震災に際し初めて行われた。

（ウ）　緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

法律上、総務大臣は基本計画を策定することとされている。

この基本計画は、平成16年２月に策定され、緊急消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画、必要な施設の整備目標等を定め、策定当初は緊急消防援助隊の部隊を平成20年度までに3,000隊登録することを目標としていた。

（エ）　緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第10条の国庫負担金として、国が負担することとしている。

また、基本計画に基づいて整備される施設の整備については、「国が補助するものとする」と消防組織法上明記されるとともに、対象施設及び補助率（２分の１）については政令で規定されている。

（オ）　緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の活動上必要な車両・資機材等の装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要な装備等もある。こうした装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとした。

ウ　平成20年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成20年に成立し、施行された。

（ア）　法改正の主な内容

法改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示要件の見直しとなっている。

（イ）　都道府県知事の出動指示権の創設

都道府県の区域内に災害発生市町村が２以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるとき、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされた。これは、平成16年新潟・福島豪雨災害や平成16年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われたことなどを踏まえ、制度を整備したものである。

なお、都道府県境界を越える場合は、２以上の都道府県に及ぶ調整となることから、消防庁長官が行うこととされた。

（ウ）　消防応援活動調整本部の設置

（イ）の都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部（以下、本節において「調整本部」という。）を設置するものとされた。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされた。

（エ）　消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の見直し

緊急消防援助隊の指示対象災害は、従前は大規模な災害で２以上の都道府県の区域に及ぶもの又はNBC災害等に限られていたが、１つの都道府県のみで大規模な災害が発生した場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときには、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるも

のとされた。

また、平成31年３月には基本計画を改定し、指示の対象となる大規模な災害の判断要素について、災害の状況、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等と規定した。

（２）　緊急消防援助隊の編成及び出動計画等

緊急消防援助隊の編成、出動計画等については、基本計画に定められているが、その概要は以下のとおりである（**第2-8-1図**）。

ア　緊急消防援助隊の編成

（ア）　指揮支援部隊

指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官、関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長による緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務としている。指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、情報統括支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊により編成される。

（イ）　都道府県大隊

都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成される。

（ウ）　航空部隊

航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とし、航空小隊及び必要に応じて航空後方支援小隊により編成される。

（エ）　特別な部隊

様々な隊からなる都道府県大隊とは別に、特別な任務を行う部隊として、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊があり、令和７年度より新たに安全管理部隊と救急特別編成部隊が追加された（**第2-8-1表**）。

第2-8-1図　緊急消防援助隊の部隊編成

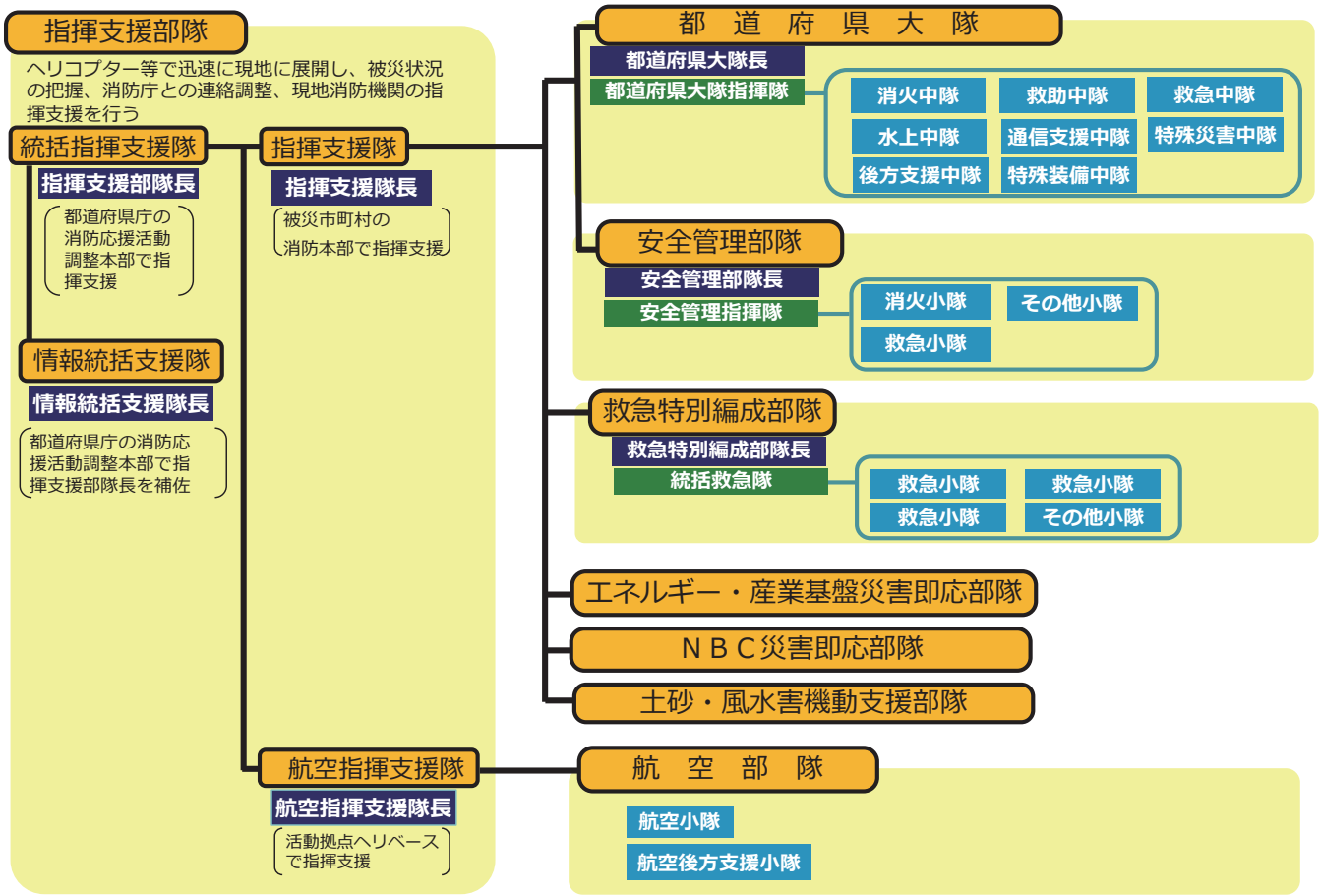

第2-8-1表　特別な任務を行う部隊

部隊名	目　的	部隊の任務	部隊を構成する隊
統合機動部隊	より迅速な部隊投入体制の構築のため、第３期基本計画の際に新設。	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うこと。	統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心とし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じて、柔軟な編成、運用により対応する。
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	東日本大震災の教訓から石油コンビナート災害等への応急対応能力の強化を図るため、第３期基本計画の際に新設。	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うこと。	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車を備えたもの）を中心とし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加える。
NBC災害即応部隊	諸外国においてテロが発生していることやオリンピック・パラリンピックが予定されていたことを踏まえ、NBCテロ災害に迅速に出動する体制を構築するため、第４期基本計画の際に新設。	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うこと。	NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心とし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加える。
土砂・風水害機動支援部隊	近年、激甚化、頻発化している風水害時における救助体制を強化するため、被災地に機動的に投入する部隊として第４期基本計画の際に新設。	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うこと。	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの）、後方支援小隊を中心とし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加える。
安全管理部隊	複雑化・多様化する緊急消防援助隊の活動の安全管理体制を強化する部隊として第５期基本計画の際に新設。	緊急消防援助隊における安全管理体制を強化するため、これまで主に都道府県大隊指揮隊が担っていた安全管理活動を、専任の部隊として行うこと。	安全管理部隊指揮隊、消火小隊、救急小隊を中心とし地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
救急特別編成部隊	病院の機能亡失等により、救急部隊の一時的な増隊が必要な場合に編成する部隊として第５期基本計画の際に新設。	多数の傷病者の発生その他の事情により特に集中的に救急活動を必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行うこと。	救急特別編成部隊統括救急隊及び緊急消防援助隊として出動している救急中隊又はその一部をもって編成するものとし、地域の実情に応じて必要な小隊を加える。

イ　出動計画

（ア）　基本的な出動計画

大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の要否を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において的確かつ迅速な出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

具体的には、災害発生都道府県ごとに、第一次的に応援出動する都道府県大隊を「第一次出動都道府県大隊」とし、大規模災害等が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を「出動準備都道府県大隊」として事前に指定している。ただ、災害の状況等によっては、災害発生都道府県までの距離その他の事情を考慮して「出動準備都道府県大隊」以外の都道府県大隊が応援出動の準備を行うこととしている。

また、都道府県大隊が被災地に出動した場合において、当該被災地以外の他の被災地の応援のために必要があるときは、既に出動中の都道府県大隊を構成する中隊又は小隊の一部により新たに別の都道府県大隊を編成し、当該他の被災地に出動することを可能としている。

（イ）　緊急消防援助隊の迅速出動

消防庁長官による緊急消防援助隊の出動の求めについては、原則として、発災後、消防庁長官から被災都道府県以外の都道府県の知事等に電話等により連絡し、行うこととなるが、大規模地震においては、通信インフラ等に様々な障害が発生する可能性があり、緊急消防援助隊の出動に支障が生じることが考えられる。このため、一定震度以上の大規模地震等が発生した場合に効力が発生するという条件を付して、震度等に応じてその内容が異なる「消防組

織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為を、消防庁長官が全国の都道府県知事及び市町村長に対してあらかじめ行っておき、大規模地震の発生と同時に緊急消防援助隊が迅速に出動し、消火・救助・救急活動等の人命救助活動を一層効果的に行うための体制をとっている。

また、風水害等の災害に対し、消防庁は災害等が発生するおそれがある段階で都道府県及び消防本部に対し出動準備を依頼し、出動可能隊数の報告を受けることがあるが、急激な河川氾濫、土砂災害等の突発的な事案に際しては、緊急消防援助隊の迅速な出動のため、出動準備依頼を経ることなく、速やかに消防庁長官による出動の求め又は指示を行うこととしている。

発災直後の緊急消防援助隊の出動においては、情報収集、後続する部隊の活動円滑化等のため、指揮支援部隊、統合機動部隊を速やかに出動させることとしている（**第2-8-2図**）。

（ウ）　南海トラフ地震等における出動計画

南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震その他の大規模地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、別に当該地震ごとに緊急消防援助隊アクションプランを策定し、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模で応援可能な全ての緊急消防援助隊が出動することとしている（**第2-8-3図**）。

（エ）　NBC災害における出動計画

NBC災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要性があることから、別に運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にNBC災害即応部隊等が出動することとしている。

（オ）　都道府県における応援計画

各都道府県は、緊急消防援助隊が参集し、被災地に迅速に出動するため、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況を踏まえて、消防機関と協議の上、都道府県大隊等の編成、集結場所、情報連絡体

第2-8-2図　迅速な出動について

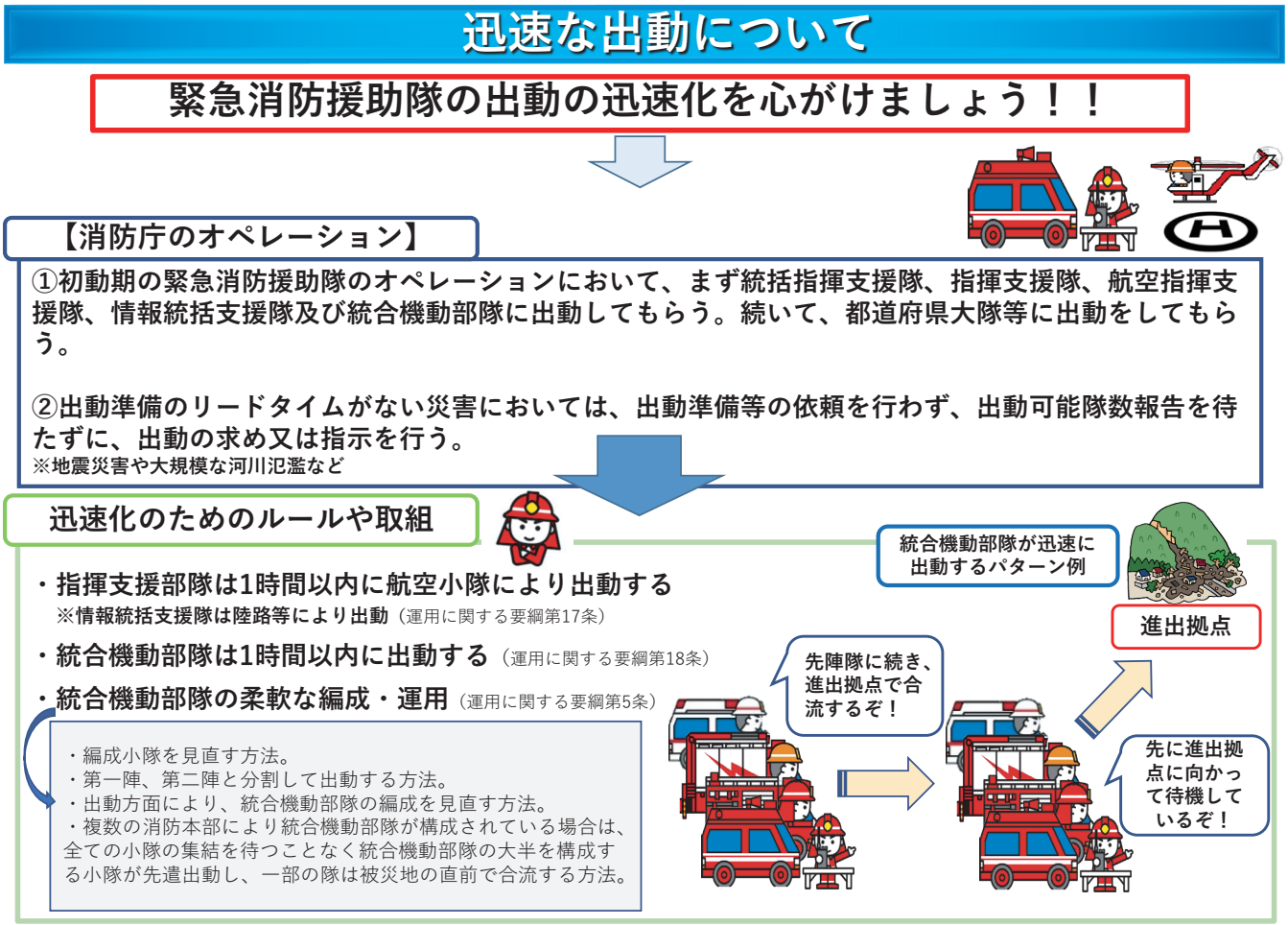

第2-8-3図　緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン

各アクションプラン等に基づく対応

～ 適用基準 ～

①首都直下地震

1　東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合

2　上記1の条件を満たす地震が発生した場合の他、表1に示す首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合

②南海トラフ地震

1　発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

⑴　発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

⑵　発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合

（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

2　上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合に適用する。

③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

1　次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

（1）地震発生時の震央地名の区域が、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報が発表された場合。

（2）地震発生時の震央地名の区域が、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源断層域と重なる区域であり、北海道においても震度6強以上の震度が観測され、かつ1道6県のいずれの地域においても、大津波警報が発表された場合。

2　上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合に適用する。

④NBC災害

NBC災害又はNBCの発散が疑われる災害が発生し、多数の負傷者が見込まれ、NBC災害の対処能力や迅速性の観点から消防庁長官がNBC災害即応部隊の出動が必要と認めた場合

基本的な出動計画

【指揮支援部隊】

1　被災想定都道府県に対し、統括指揮支援隊1隊・指揮支援隊5隊を指定

2　災害発生地、災害規模等考慮し、必要な指揮支援隊に出動要請等を行う

【第1次出動都道府県大隊】

1　被災想定都道府県に対し、近隣の4都道府県を指定

2　災害発生地及び災害規模等を考慮し、必要な都道府県に対し出動要請を行う

【出動準備都道府県大隊】

1　被災想定都道府県に対し、近隣の12都道府県を指定

2　第1次出動都道府県大隊で不足する場合、必要に応じ出動要請を行う

【第1次出動航空小隊】

1　被災想定都道府県に対し、10航空隊を指定

2　災害発生地及び運航可能機体等を考慮し、必要な航空隊に対し出動要請等を行う

【出動準備航空小隊】

1　被災想定都道府県に対し、12航空隊を指定

2　第1次出動航空部隊で不足する場合、必要に応じ出動要請等を行う

制等、必要な事項について定めた「緊急消防援助隊応援等実施計画」を策定することとしている。

ウ　受援計画

各都道府県は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合を想定して、消防機関と協議の上、調整本部及び航空運用調整班の運営方法をはじめ、早期受入れに係る関係機関との連絡調整、進出拠点、宿営場所、燃料補給、物資補給等の後方支援体制等、必要な事項について定めた「緊急消防援助隊受援計画」を策定することとしている。

また、各消防本部についても同様に、自らの地域が被災し、当該都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の応援等を受ける場合を想定して、都道府県が策定する緊急消防援助隊受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図りつつ、受援計画を策定しておく必要がある。

（3）　緊急消防援助隊の登録隊数及び装備等

ア　登録隊数

緊急消防援助隊は、消防組織法の定めにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が登録することとされている。

令和７年３月に、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠であることから、基本計画を改定し、令和10年度末までの登録目標隊数を、おおむね6,600隊からおおむね7,200隊へと増隊することとした。

平成７年（1995年）９月に1,267隊で発足した緊急消防援助隊は、災害時における活動の重要性がますます認識され、令和７年４月１日現在では全国718消防本部（全国の消防本部の約99％）等から6,731隊の登録となり、発足当初の約５倍まで増加した（**資料2-8-1**、**資料2-8-2**）。

イ　装備等

緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成15年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、その充実を図ってきた。

平成18年からは緊急消防援助隊設備整備費補助金により、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びに高機能エアーテント等の緊急消防援助隊用支援資機材等の整備を推進している。

さらに、平成25年度から新たに「緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等」の整備及び「緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設」の整備も緊急防災・減災事業債（充当率100％、交付税算入率70％）の対象とされた。

また、国有財産等の無償使用制度を活用し、エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム、津波・大規模風水害対策車等、近年では、都道府県単位での後方支援体制の確立及び関係機関の間での迅速な情報収集・共有体制の強化を図るため、拠点機能形成車、ハイスペックドローン、映像伝送装置及び緊急消防援助隊の部隊活動に必要な装備等を消防本部等に配備するとともに、老朽化した無償使用車両の計画的な更新を実施している（**資料2-8-3**）。

消防庁では、緊急消防援助隊の効果的な活動を実施するため、引き続き計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

（４）　緊急消防援助隊の活動

ア　平成７年（1995年）から令和７年８月末までの出動状況

緊急消防援助隊は、平成８年（1996年）12月に新潟県・長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害への出動を皮切りに、平成16年４月の改正消防組織法施行までの間、合計10回出動した。

以降、平成16年新潟県中越地震、平成17年JR西日本福知山線列車事故、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年７月豪雨、令和元年東日本台風による災害、令和２年７月豪雨、静岡県熱海市土石流災害、令和６年能登半島地震、岩手県大船渡市林野火災等、平成７年の創設から令和７年８月末までの30年間で合計47回出動し、多くの人命救助を行った（**資料2-8-4**）。

イ　直近の活動状況

（ア）　令和６年能登半島地震

令和６年１月１日16時10分、石川県能登地方を震源とする地震（マグニチュード7.6、最大震度７）により、津波、火災、土石流等が発生。21都府県の緊急消防援助隊が出動し52日間にわたって捜索・救助活動等を行った。

（イ）　令和６年９月奥能登豪雨

令和６年９月21日、記録的な大雨により石川県能登地方を中心に、河川の氾濫、浸水、複数の土砂災害が発生。10府県の緊急消防援助隊が出動し13日間にわたって捜索・救助活動を行った。

（ウ）　岩手県大船渡市林野火災

令和７年２月26日、岩手県大船渡市赤崎町合足地内で林野火災が発生。15都道県の緊急消防援助隊が出動し、海水利用型消防水利システム等により自然水利を確保するとともに、陸上隊と航空小隊が連携を図りながら、41日間にわたって消火活動及び残火処理を行った。

（エ）　愛媛県今治市林野火災

令和７年３月23日、愛媛県今治市長沢地内で林野火災が発生。８府県の緊急消防援助隊が出動し、ドローンや消防防災ヘリのカメラを活用した上空からの情報収集活動や熱源探査により陸上隊と航空小隊が連携を図りながら、17日間にわたって消火活動及び残火処理を行った。

（５）　緊急消防援助隊の訓練及び広報

ア　全国合同訓練

全国から参集する緊急消防援助隊が、大規模な災害等の発生時に的確かつ迅速な出動及び活動を行うためには、実践的な訓練を実施し、部隊全体の技術や機能を向上させることが重要である。

緊急消防援助隊が発足した平成７年（1995年）には、東京都江東区豊洲において、天皇陛下（現上皇陛下）の行幸を賜り、98消防本部、1,500人が参加した全国合同訓練が初めて行われ、現在までに６回実施されている。

第７回全国合同訓練（令和８年）は、宮城県及び北海道において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における緊急消防援助隊アクションプラン」（令和７年３月25日策定）の実効性の検証をするとともに、北海道への進出方法や上陸後の部隊輸送方法、宿営を含めた積雪寒冷地対策等の実効性につい

て検証する。

イ　地域ブロック合同訓練

技術向上と部隊間の連携強化を目的に、平成８年度（1996年度）から毎年、全国を６つのブロックに区分して訓練を実施している。

消防庁としては、訓練実施経費の一部を国費として負担するとともに、ブロックごとに設置される実行委員会等と協力し、各消防本部等の参加を得て訓練を実施しており、消防大学校における教育訓練と併せて、緊急消防援助隊のより実践的な教育訓練の充実を図ることとしている（**資料2-8-5**）。

ウ　緊急消防援助隊の広報

地域住民の安全安心を守る消防組織として、緊急消防援助隊を国民により身近に感じてもらうため、緊急消防援助隊の訓練の様子やPR動画をＸ（エックス）の消防庁公式アカウントやYouTubeの消防庁動画チャンネルで発信するほか、令和７年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練において、訓練会場を一般に開放し車両展示を行うなど、全国で緊急消防援助隊の広報を実施している。

（６）　今後の取組

東日本大震災を上回る被害の発生が懸念されている南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に備え、長期に及ぶ消防応援活動への対応及び大規模かつ迅速な部隊投入のための体制等の整備が不可欠であり、緊急消防援助隊の役割は一層重要性を増している。東日本大震災をはじめ令和６年能登半島地震等の様々な災害における部隊展開の経験等を貴重な教訓とし、以下の取組を積極的に進め、ハード・ソフトの両面において緊急消防援助隊の活動能力の向上を図ることとしている。

ア　消防庁のオペレーション能力向上

緊急消防援助隊を的確に運用することは、消防庁の重要な任務であり、緊急消防援助隊の出動の要否、派遣地域、必要な部隊規模・種類の判断など、消防庁自体の初動対応が重要である。

ヘリコプター、ドローン等を活用し、被害状況や部隊の活動などあらゆる情報を迅速に収集・分析し、現場にフィードバックできるよう、消防庁としてのオペレーション能力の向上を引き続き図っていく。

イ　部隊機能の充実

南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害に対応するため、隊種ごとの各都道府県の目標登録隊数を設け、登録推進に取り組んでいる。引き続き、緊急消防援助隊設備整備費補助金及び国有財産等の無償使用制度等を活用し、緊急消防援助隊登録部隊における車両・資機材の充実強化を進めていく。

さらに、車両・資機材の有効活用を図り、多発する林野火災や大規模地震に対する広域的な消防救助体制の運用強化や情報統括支援隊を整備し、指揮支援部隊の機能向上を図るなど、部隊機能の一層の充実に取り組んでいく。

ウ　受援能力の向上

近年の大規模災害の教訓を踏まえると、災害時には、被災都道府県や消防本部が緊急消防援助隊の要請判断を迅速・的確に行い、早期に受け入れ体制を整えるとともにその指揮を執り、効果的な運用に繋げることが非常に重要となる。こうした各自治体における緊急消防援助隊の受援能力の向上のため、消防庁では、受援計画の策定例や受援図上訓練マニュアル・教養動画の作成等の取組を行っている。

緊急消防援助隊の受援分野については、ほとんどの都道府県及び消防本部が大規模災害の被災経験がなく、訓練を行う際に具体的なイメージを持ちづらいという実態があるため、引き続き、都道府県及び消防本部への受援に関するノウハウの提供等、個別の取組をサポートし、その実効性を高めることで、全国の緊急消防援助隊の受援体制の更なる強化を図る。

エ　後方支援体制の充実強化

大規模災害における緊急消防援助隊の活動は長期に及ぶ。そのため、後方支援体制の強化は、被災地での活動能力の向上や派遣期間中の応援側消防本部の消防力の維持、緊急消防援助隊の活動を効果的かつ継続的に実施するために必要不可欠である。

これまで、消防庁ではLED照明装置や可搬式空調設備などの後方支援に必要な装備品を積載した拠点機能形成車を国費により配備するとともに、救助

活動等拠点施設を財政措置の対象とするなど、後方支援体制の強化を行っている。また、ソフト面でも、食料の調達や食事メニューの統一、無償使用車両の共同使用、都道府県による民間事業者との業務委託等、各都道府県で行われている緊急消防援助隊の後方支援体制の強化に有効な取組事例をまとめ「緊急消防援助隊後方支援活動要領作成例」を策定した。

今後も、後方支援車両及び資機材等の充実を図るとともに、訓練や実災害の経験を踏まえた改善策の検討など、後方支援体制の一層の充実強化に取り組んでいく。

第９節　国と地方の防災体制

１ 国と地方の防災組織等

（１） 防災組織

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県及び市町村に地方防災会議を設置することとしている。これらの防災会議は、日本赤十字社等関係公共機関の参加も得て、災害予防、災害応急及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としている。中央防災会議においては我が国の防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画を、それぞれ作成することとされている。

（２） 消防庁の防災体制

消防庁は、実動部隊となる消防機関を所管し、地方公共団体から国への情報連絡の窓口として、災害発生時には、地方公共団体から報告を受けた被害情報等を政府全体に共有するとともに、被災した地方公共団体からの要請に応じた広域的な消防応援体制の構築や職員の現地派遣を行う等、国を挙げた災害対応に取り組んでいる。

（３） 地域防災計画の修正

地域における防災の総合的な計画である地域防災計画については、災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。

消防庁では、令和６年能登半島地震や令和７年２月26日に発生した大船渡市林野火災に係る検証などを踏まえて修正された防災基本計画などに基づき、地方公共団体における地域防災計画の作成の基準等を定めた消防庁防災業務計画を、令和７年８月に修正するとともに、地域防災計画について必要な見直しを行うよう地方公共団体に要請した。

２ 防災に係る体制の整備

（１） 業務継続性の確保

平成23年３月の東日本大震災や平成28年４月の熊本地震では、庁舎・職員が被災した市町村において一時的に行政機能が失われる事態に陥ったほか、令和６年能登半島地震の被災地では、応援職員の執務スペースやネットワーク環境などの整備が課題となった。これらを踏まえ、地方公共団体においては、非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、必要となる人員や資機材等を事前に定める業務継続計画や、他機関から応援職員を迅速・的確に受け入れるための受援計画について、実効性の向上を図るため、非常用電源の整備、食糧・飲料水等の備蓄、広域防災応援協定の締結、応援職員等の執務スペースの確保や宿泊施設等のリスト化等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、それぞれの計画の作成に関する研修機会を確保するとともに、地方財政措置を通じて、引き続き業務継続性の確保に取り組む。

ア　業務継続計画、受援計画の策定の促進

大規模災害が発生した際でも優先的に実施すべき業務を的確に実施するとともに、不足する人的・物的支援を有効に活用することができるよう、業務継続計画及び受援計画の策定等により、業務継続性を確保しておく必要がある。

消防庁では、地方公共団体に対して業務継続計画及び受援計画の策定を要請している。

地方公共団体の業務継続計画等の策定状況は、令和６年４月１日現在で**第2-9-1表**のとおりである。

第2-9-1表　地方公共団体における業務継続計画、受援計画の策定率

（令和６年４月１日現在）

	業務継続計画	受援計画
都道府県	100%	100%
市町村	100%	78.5%
合計	100%	79.1%

イ　業務継続計画重要６要素策定説明会等の実施

地方公共団体における業務継続計画に定めるべき特に重要な６要素及び受援計画の策定を促進するため、内閣府と連携して研修会等を開催している。

ウ　災害マネジメント総括支援員等研修の実施

大規模災害発生時において、被災市町村の職員だけでは的確な災害対応を行うことが困難な場合もあることから、総務省では、地方公共団体等と協力し、被災市町村が行う災害マネジメント及び災害対応業務の支援を目的とした応急対策職員派遣制度を運用している。

同制度により派遣され、被害状況の把握や災害対応についての市町村長への助言等を行う「災害マネジメント総括支援員」等の育成を目的とした研修を実施している。

エ　非常用電源の整備に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する自治体庁舎等における非常用電源の設置、既存の非常用電源の機能強化（水害対策、地震対策等）に係る費用に対し、緊急防災・減災事業債による財政措置を講じている。

オ　備蓄物資の確保

災害に備えて、地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材を備蓄している。

なお、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和７年法律第51号）により、地方公共団体は、毎年１回、物資の備蓄状況の公表が義務付けられた。また、令和７年７月の第45回中央防災会議の決定により、防災基本計画が修正され、地方公共団体が備蓄すべき物資の具体的な品目や量等について改めて明記がなされた。消防庁では、当該法律の施行に合わせて、これらの内容について、内閣府とともに地方公共団体に対して周知を行った。

カ　相互応援協定等の締結

大規模・広域的な災害に適切に対応するためには、地方公共団体の区域を越えて対処することが必要であることから、地方公共団体においては、相互応援協定等を締結している。

消防庁では、内閣府と連携して、地方公共団体に対して地方公共団体間の相互応援協定や地方公共団体と民間機関等との応援協定の締結を要請している。

（２）災害対応力の強化

短時間の間に刻々と変化していく災害の警戒段階から発災後初動対応段階に至る局面に応じ、適切に対応するためには、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、避難情報の発令など重要な判断・指示を的確に行うことや、危機管理担当幹部が市町村長を確実に補佐することが求められる。

こうした取組、特に小規模市町村における取組を支援できるよう、市町村長及び危機管理担当幹部等を対象とした研修の機会を確保するとともに、インターネットを活用した防災学習コンテンツの開発・提供等、災害対応力の強化に向けて取り組んでいる。

ア　全国防災・危機管理トップセミナー

内閣府及び消防庁では、市町村長を対象として、被災経験のある市町村長や有識者による講演等を行う「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催している。

イ　市町村長の災害対応力強化のための研修

災害発生時には、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な災害対応を行う必要があることから、消防庁では「市町村長の災害対応力強化のための研修」を実施している。当該研修は、市町村長と講師が１対１となり、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面ごとに講師が市町村長へ災害に関連して想定される状況を付与し、的確かつ迅速な判断・指示を求める実践的なシミュレーションを行うものであり、これまで1,100名以上の市町村長が参加している。

ウ　防災・危機管理特別研修

大規模災害時には、国及び全国の地方公共団体が連携して被災団体の支援を行うことから、関係機関間の連携を強化するとともに、全国を通じて災害対

応力の向上を図る必要がある。

内閣官房、内閣府及び消防庁では、各都道府県及び政令市の危機管理監、防災担当局長、被災者支援担当部局長等を対象として、内閣危機管理監による講話や、消防防災力・地域防災力の充実強化等についての講義を行う「防災・危機管理特別研修」を開催している。

エ　自治体危機管理・防災責任者研修

市町村の危機管理・防災責任者においては、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を深めるとともに、平時から「顔の見える関係」を構築して関係機関間の連携を強化し、災害対応力の向上を図る必要がある。

内閣官房、内閣府及び消防庁では、市町村の危機管理・防災責任者を対象として、内閣危機管理監等による講義を直接聴講する機会や、災害対応全体のタイムラインを踏まえつつ、必要な知識・技術を習得する機会を提供する「自治体危機管理・防災責任者研修」を開催している。

オ　防災訓練の実施

大規模災害時に迅速に初動体制を確立し、的確な応急対策をとることは、被害を最小限にするために重要であり、そのためには日ごろから実践的な対応力を身に付けておく必要がある。

消防庁では、各地方公共団体に対し、防災関係機関が相互に連携して防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針である総合防災訓練大綱（中央防災会議決定）を踏まえ、多様な主体との連携や地域の実情に応じた訓練、避難指示等の発令・伝達を含めた訓練などを積極的に実施するよう要請している。

令和６年度においては、都道府県主催で延べ863回、市町村主催で延べ7,267回の防災訓練が実施された。訓練に際しての災害想定は、都道府県、市町村ともに地震に対応するものが多く、訓練形態は実動訓練が最も多い。

カ　小規模市町村及び都道府県の災害時初動対応力向上のための連携訓練

消防庁では、災害が頻発化、激甚化する中で、専任の防災担当職員がいない又は少数であるなど、大規模災害発生時の対応能力に課題を有している全国の市町村を対象に、災害対応に係る実践的な訓練の実施を支援している。

キ　防災・危機管理ｅ-カレッジ

消防庁では、防災・危機管理に関する学びの場を提供するため、消防庁ホームページにおいて防災・危機管理ｅ-カレッジを開設している。

令和６年度においては、同ｅ-カレッジのサイトを改修し、「学校と地域が連携した防災力向上に関する取組」のカテゴリーを新たに設けた上で、カテゴリーごとに動画を公開している。

（３）　外国人に対する災害時の情報発信

消防庁では、外国人傷病者への救急対応のほか、市町村等による外国人住民等に対する円滑な情報提供を可能とするため、一般財団法人自治体国際化協会が作成する、災害時に避難所等で掲示する文字情報をあらかじめ多言語に翻訳した多言語表示シートの活用を促進している。

また、多数の外国人旅行者等の利用が想定される駅・空港や競技場、旅館・ホテルなどの施設において外国人旅行者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、取り組むことが望ましい事項を定めた「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」（令和７年１月総務省消防庁）の周知を通じて、外国人旅行者等に配慮した情報伝達及び避難誘導の普及を促進している。

このほか、総務省及び消防庁では、令和６年７月17日に、災害発生時における外国人の避難支援等に関する諸施策や、各地方公共団体における優良事例をとりまとめた通知を発出した。当該通知では、防災情報の情報発信ツール（観光庁監修の災害時情報提供アプリ「Safety tips*1」や地方公共団体等が独自で提供する防災・気象情報等の情報発信ツール等の伝達手段など）の在留外国人への周知を積極的に図ることや、各都道府県消防学校等において、多言語翻訳サービスをはじめとする災害時の外国人の避難支援等に活用可能な各種ツールの使用上の留意点等について理解を深めるための教育の実施に努めること、地方公共団体において、外国人が参加する防

＊1　Safety tips：平成26年10月に提供を開始。現在15言語に対応。

災訓練を行う際に外国人対応について助言を行う専門家の派遣に係る相談などを受け付ける窓口を総務省及び消防庁に設置したことなどについて、助言や情報提供を行っている。

引き続き、関係省庁との連携を図りつつ、外国人に対する適切な情報発信に取り組んでいく。

第10節 消防防災の情報化の推進

1 被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立

大規模災害時には、地方公共団体が把握した災害の規模や被害の概況を国が迅速かつ的確に把握し、広域的な応援部隊の出動調整その他の災害応急対策を適切に講じることが重要である。

消防庁は、地方公共団体から迅速かつ的確に収集した災害情報を総理大臣官邸に設置される官邸対策室等へ速やかに報告する役割を担っており、このことは政府全体としての災害対応に不可欠な業務となっている。

また、地方公共団体からの各種災害情報を基に、緊急消防援助隊の運用調整等を実施し、被災地における効果的な消防応援の実施を図っている。

災害時の情報収集及び伝達を円滑に実施するためには、平素から確実な連絡体制を構築し、連絡手段を確立しておくことが極めて重要である。

消防庁では、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、災害の種別や規模に応じた報告の形式及び方法について「火災・災害等即報要領」を定め、速やかな報告が行われるよう努めている。

なお、市町村及び消防機関からの報告については、都道府県を経由して報告する「即報基準」と、より迅速な報告を必要とする場合の「直接即報基準」がある（**第2-10-1図**）。

2 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備

災害発生時においても関係機関間で通信が確実に確保されるよう国、都道府県、市町村等においては、災害に強い自営通信網である消防防災通信ネットワーク、非常用電源等の整備を行っている。現在、国、消防庁、地方公共団体、住民等を結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網として、①政府内の情報収集・伝達を行う中央防災無線網、②消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線、③都道府県と市町村等を結ぶ都道府県防災行政無線、④市町村と住民等を結ぶ市町村防災行政無線、⑤国と地方公共団体及び地方公共団体間を結ぶ衛星通信ネットワーク等が構築されている（**第2-10-2図**）。

（1） 消防防災通信ネットワークの概要

ア　消防防災無線

消防庁と全都道府県とを結ぶ無線通信網であり、

第2-10-1図　火災・災害等即報の概要

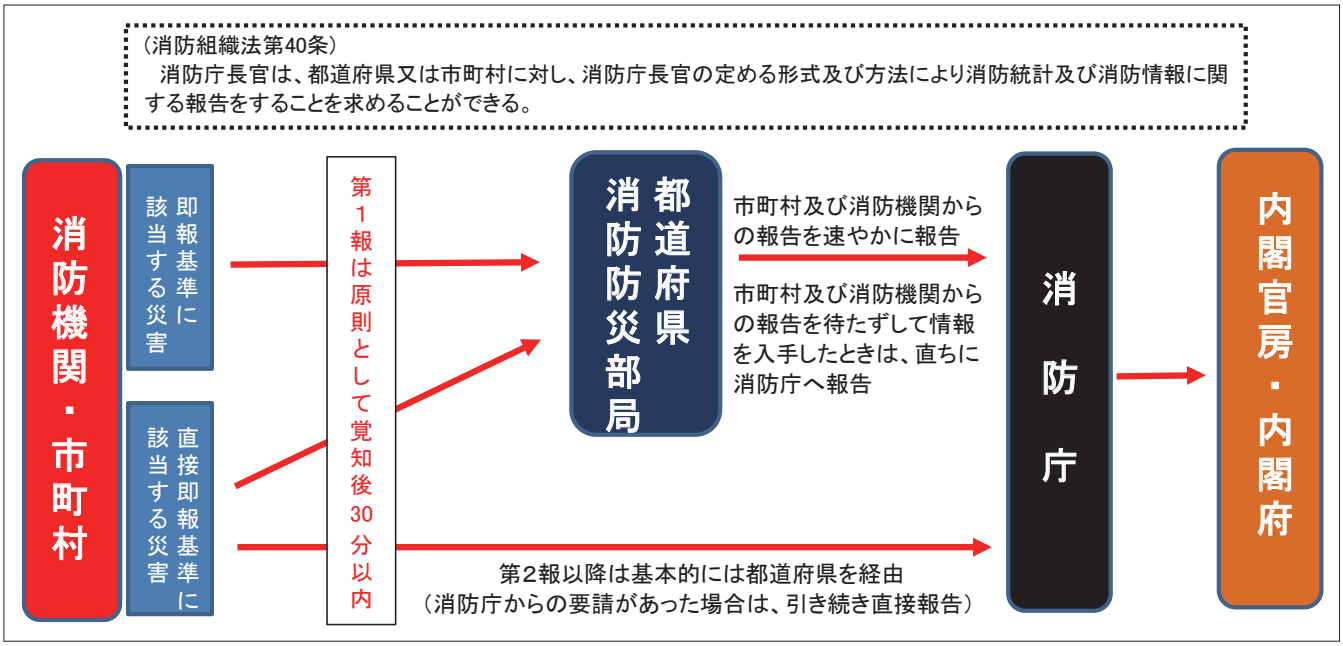

第2-10-2図　消防防災通信ネットワークの概要

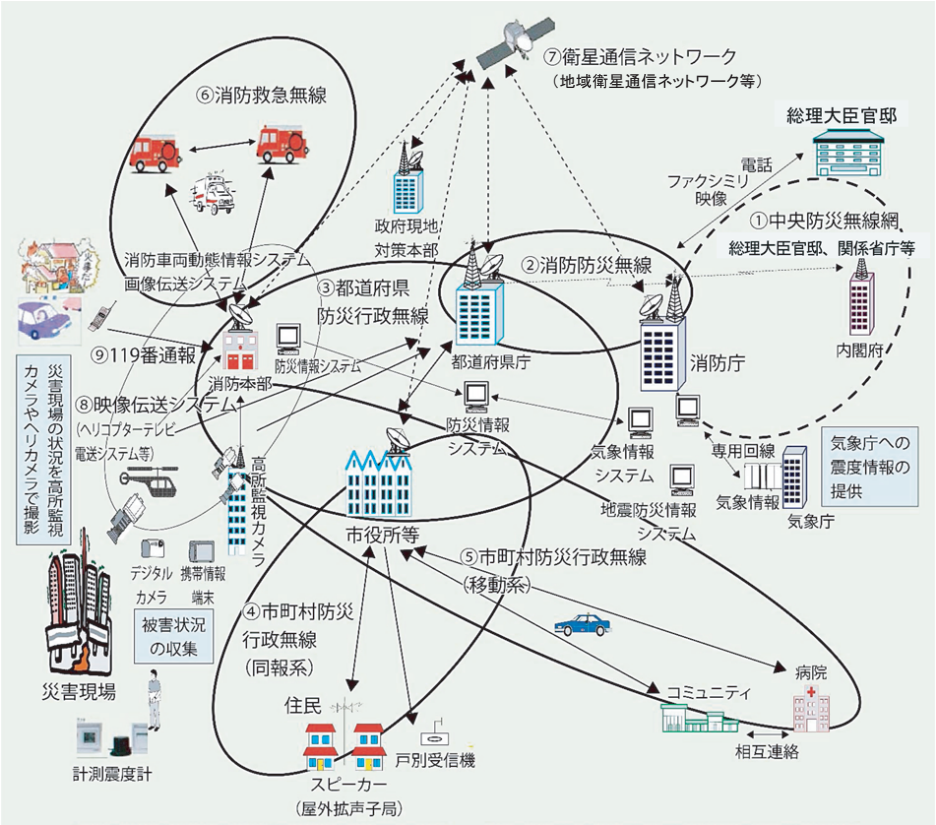

①中央防災無線網
政府内の情報収集・伝達（内閣府整備）

②消防防災無線
消防庁と都道府県の間の情報収集・伝達

③都道府県防災行政無線
市町村、消防本部等と都道府県の間の情報収集・伝達

④市町村防災行政無線（同報系）
市町村から住民への災害情報の伝達

⑤市町村防災行政無線（移動系）
市町村と車両、防災関係機関、生活関係機関との連絡

⑥消防救急無線
消防本部と消防救急隊及び消防救急隊同士の指令・報告等

⑦衛星通信ネットワーク
国、都道府県、市町村、防災関係機関の間の情報収集・伝達

⑧映像伝送システム
ヘリコプター搭載テレビカメラ、高所監視カメラ等からの映像情報の伝達

⑨１１９番通報
住民からの緊急通報及び位置特定

電話やデータの相互通信のほか、消防庁からの一斉伝達が可能である。また、バックアップとして衛星系の通信網も運用している。

イ　都道府県防災行政無線

地上系や衛星系により、都道府県庁とその出先機関、市町村、消防本部、指定地方行政機関、指定地方公共機関等とを結ぶ無線網であり、電話やデータの相互通信により相互の情報収集・伝達に使用されている。

ウ　市町村防災行政無線（同報系）

市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網であり、公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、災害時には地域住民に対して気象警報や避難指示、国民保護情報等を一斉伝達している。また、災害時等における住民への情報伝達の方法については、他の設備を市町村防災行政無線（同報系）の代替設備*1として利用する方法もある。整備率（整備している市町村の割合。代替設備を含む。）は97.0％（令和７年３月末現在）となっている。

エ　市町村防災行政無線（移動系）

市町村庁舎と市町村の車両、市町村内の防災関係機関等（病院、電気、ガス、通信事業者等）、自主防災組織等とを結ぶ通信網で、災害時においては、交通・通信の途絶した孤立地域や防災関係機関等からの情報収集・伝達、広報車との連絡等に利用される。整備率（整備している市町村の割合）は69.9％（令和７年３月末現在）となっている。

オ　消防救急無線

消防本部（消防指令センター）と消防署、消防隊・救急隊とを結ぶ通信網である。消防本部から消防隊・救急隊への指令、消防隊・救急隊から消防本部への報告、火災現場における隊員への指令等に利用されており、消防活動の指揮命令を支え、消防活動の遂行に必要不可欠なものである。全国の全ての消防本部において運用されている。

＊１　代替設備：MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー、地上デジタル放送波を活用した情報伝達システム、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及びIP告知システムを市町村防災行政無線（同報系）の代替設備として利用している市町村がある。

カ　衛星通信ネットワーク

地域衛星通信ネットワーク等の衛星通信ネットワークは、消防防災無線や都道府県防災行政無線の衛星系として整備されている。

現在、地域衛星通信ネットワークについては次世代システムへの移行を進めている。次世代システムは、従来システムと比べて整備コストを大きく削減できるほか、性能面についても、①大雨による通信障害が発生しにくい、②災害現場で柔軟に設置・運用できる、③高画質な映像を送受信できる等のメリットがある。令和２年度までに実施したモデル事業の結果等を都道府県に情報提供することで、各都道府県における次世代システムの整備を支援している。

キ　映像伝送システム

高所監視カメラや消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラで撮影された映像は、都道府県や消防本部（消防指令センター等）、消防庁等へ伝送され、被害の概況の把握や、広域的な支援体制の早期確立などに活用されている（**第2-10-3図**）。

ヘリコプターからの映像は、ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）又はヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）のいずれかによって伝送されている（**第2-10-4図**）。

第2-10-3図　映像伝送システムの概要

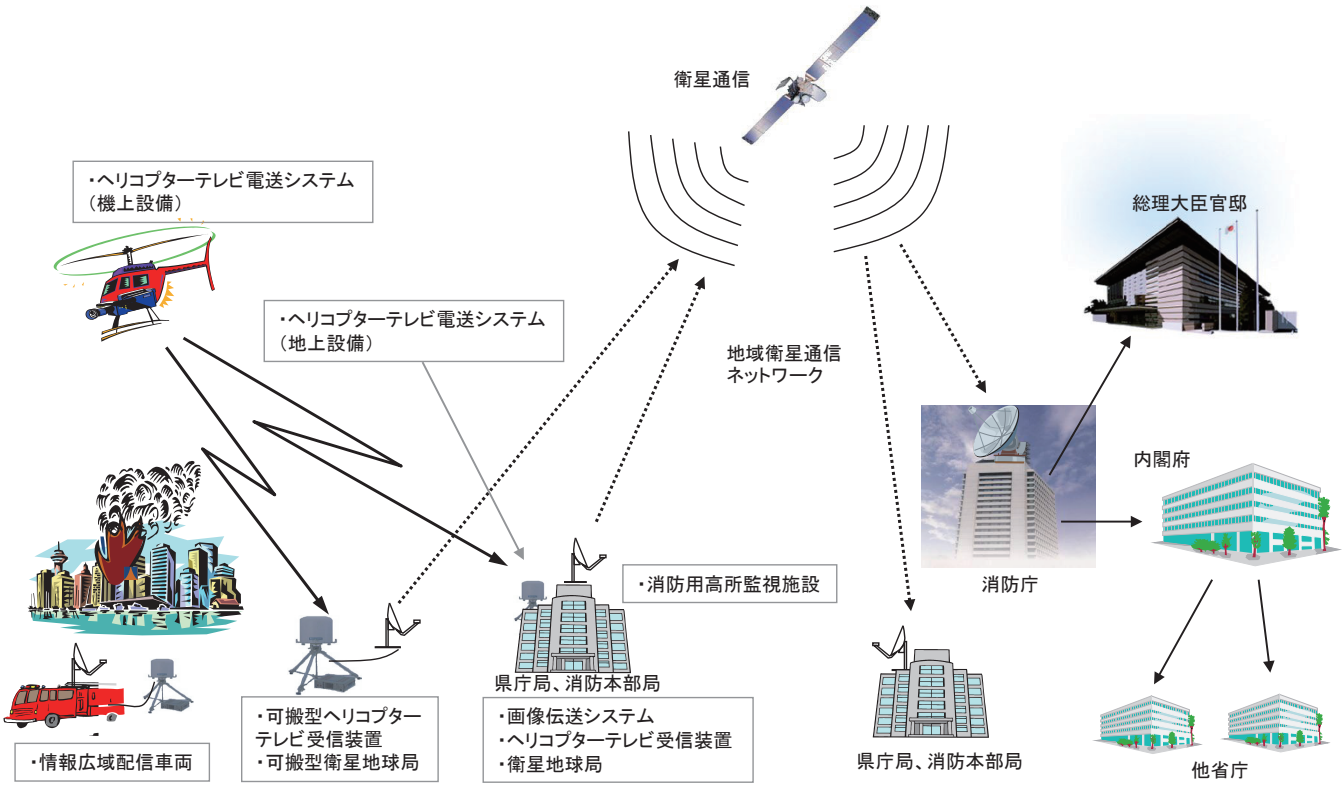

第2-10-4図　ヘリコプターからの映像伝送の概要

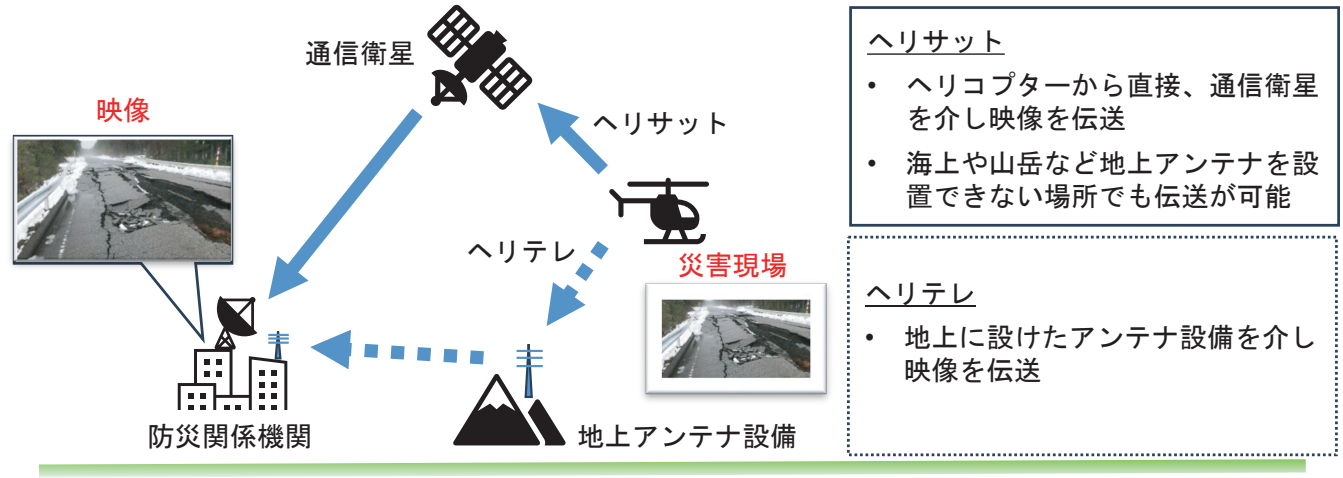

（２）　耐災害性の向上及びバックアップ機能の整備

ア　通信設備の耐災害性の向上等

東日本大震災では、防災行政無線が地震や津波により破損し、又は長時間の停電により、一部地域で不通となる事態が生じた。

災害時における通信設備の機能確保は極めて重要であり、これまでの経験を踏まえ、消防庁では、災害時に重要な情報伝達を担う防災行政無線が確実に機能確保されるように、

・非常用電源設備の整備
・保守点検の実施と的確な操作の徹底
・総合防災訓練時等における防災行政無線を使用した通信訓練の実施（非常用電源設備を用いた訓練を含む。）
・防災行政無線設備の耐震性のある堅固な場所への設置
・防災行政無線施設に対する浸水防止措置の状況の確認

等を都道府県及び市町村に対して要請している。

なお、非常通信協議会*2において、「無線設備の停電・耐震対策のための指針」（平成29年３月非常通信協議会）や通知が示されており、地方公共団体においては、無線設備の停電対策、非常用電源設備、管理運用対策、耐震対策等について、自ら点検を徹底することが必要とされている。

イ　通信のバックアップ機能の確保

消防庁では、国と地方公共団体間の相互通信を行うための消防庁の通信施設が大地震等により使用不能となった場合に備え、予備の衛星通信施設を整備しているほか、機動性のある衛星車載局車や可搬型衛星地球局を整備している。

また、非常通信協議会では、公衆網や前述の消防防災通信網が不通となった場合に備え、防災関係機関等が管理している自営通信網を活用した市町村、都道府県及び国の間の通信ルートを策定し、非常通信訓練を定期的に実施することで、非常時における通信の確保に努めている。

3　災害情報伝達手段の充実強化

豪雨、津波などの災害時における住民への情報伝達において、各災害情報伝達手段を強靱化するとともに、一つの手段に頼ることなく、市町村防災行政無線（同報系）や、その代替設備、緊急速報メール等、複数の災害情報伝達手段を組み合わせて確実に情報を伝達するため、災害情報伝達手段の多重化を促進している。

災害情報伝達手段の多重化に当たっては、地方公共団体に対して、災害情報伝達手段の整備・運用に関して留意すべき事項についての周知等を実施するとともに、各自治体が地域の実情に応じた最適な災害情報伝達手段を選択できるよう、災害情報伝達手段の整備に関する技術面・運用面での助言を行うことを目的として、災害情報伝達手段に関する専門的知見を有するアドバイザーをそれぞれの自治体へ派遣する事業を実施している。

あわせて、市町村防災行政無線（同報系）のほかにも、MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー、地上デジタル放送波を活用した情報伝達システム、携帯電話網を活用した情報伝達システム等の代替設備を主たる災害情報伝達手段（防災行政無線等）として位置づけ、屋外スピーカー等により地域住民に一斉に情報伝達を行える手段の整備を促進してきた（**第2-10-5図**）。また、屋外スピーカーの高機能化、大型表示盤の設置、バッテリーの長時間化などの機能強化を行う場合には、地方財政措置の対象となるなど、住民への防災情報の確実な伝達を推進している。

さらに、大雨等の際に屋外スピーカーからの音声が聞こえにくい場合の情報伝達や、高齢者などの地域住民にきめ細かく情報を行き渡らせるための手段として、戸別受信機が非常に有効であることから、その配備に要する経費について地方財政措置の対象とされている。

加えて、従来の屋外スピーカーを用いた防災行政無線等の放送は、沿岸部で広範囲に災害情報伝達を行うには多数の設備が必要であること、山間部などにおいて地理的条件によっては設備設置のハードル

＊２　非常通信協議会：自然災害等の非常時における必要な通信の円滑な運用を図ることを目的として設立。総務省が中心となり、国、自治体、主要な電気通信事業者、無線局の免許人等の約2,300機関によって構成。

第2-10-5図　主たる災害情報伝達手段の概要

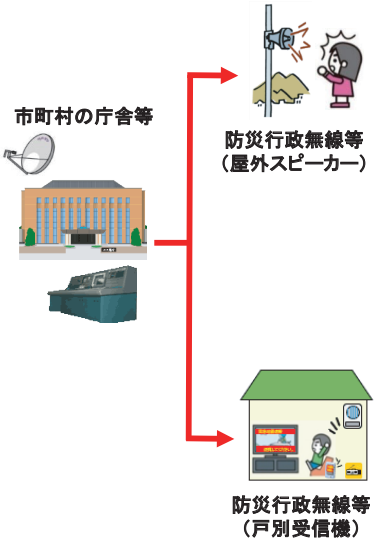

	情報伝達手段の例	自営網	商用網	備考
防災行政無線等（主たる災害情報伝達手段）	① 市町村防災行政無線（同報系）	○	－	・市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網により、地域住民に一斉伝達可能。
	② MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システム	－	○	・タクシー会社や運送会社等の民間企業等が利用する無線網を活用。 ・2029年（令和11年）5月31日をもってデジタルMCA システムの通信サービス が終了することから、導入市町村においては他の手段の活用に係る検討に着手が必要である。
	③ 市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム	○	－	・市町村が設置した基地局と車両等に設置した移動局等を同報利用するもの。
	④ FM放送を活用した同報系システム	－	○	・既存のFMラジオ局を活用。 ・屋内受信機は平常時にラジオとして活用可能。
	⑤ 280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム	－	○	・無線呼出し（ポケットベル）の技術を利用した情報伝達手段。
	⑥地上デジタル放送波を活用した情報伝達システム（IPDC）	－	○	・既存のテレビ放送網を活用。 ・屋内受信機の設置にあたっては、テレビ端子に接続するためアンテナ工事が不要
	⑦ 携帯電話網を活用した情報伝達システム	－	○	・携帯電話網を活用。 ・屋外スピーカー、屋内受信機への情報伝達に加え、住民所有のスマートフォンにアプリとの連携も可能。
	⑧ ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム	－	○	・既存のケーブルテレビネットワークを活用。 ・テレビ画面でテロップ等の文字情報を伝達可能。
	⑨ IP告知システム	－	○	・光ケーブル等を使用したIPネットワークを活用。

第2-10-6図　消防庁映像共有システムの運用例（令和６年能登半島地震での活用）

が高い場合があることなどを踏まえ、災害情報伝達手段としてドローンを活用することの可能性について検討を実施している。

4 情報システムの活用

（1）　災害時の映像情報共有手段の充実

災害現場の映像情報を消防機関内、地方自治体、消防庁と速やかに共有し、被害の早期把握、広域的な支援体制の早期確立に繋げるため、令和６年から「消防庁映像共有システム」の運用を行っている（**第2-10-6図**）。消防庁映像共有システムを通じて消防職員、団員により共有された映像情報は、消防庁応急対策業務や報道機関への映像提供などに活用される。加えて、消防庁映像共有システムが令和７年３月に内閣府の新総合防災情報システムと連携されたことから、映像情報を関係府省庁と共有することも可能となっている。

（2）　統計調査系システム

行政事務の情報化に対応し、統計事務の効率化・迅速化を図るため、ハードウェア等の管理を一元化した「統計調査系システム」により次の調査を行っている。

・火災報告等調査
・防火対象物実態等調査
・救急・ウツタイン様式調査
・救助調査
・危険物規制事務調査
・危険物に係る事故及びコンビナート特別防災区域における事故報告調査
・石油コンビナート等実態調査
・消防防災・震災対策現況調査
・緊急消防援助隊登録管理
・防災・危機管理セルフチェック

消防庁では、これらのデータを迅速かつ的確に収

集・整理することにより、都道府県及び消防本部への情報提供を行い、各種施策への反映を支援している。